

平成26年度京都市民健康づくり推進会議

日時：平成27年3月25日（水）

午後3時～午後4時30分

場所：本能寺文化会館5階 醍醐ホール

〔開会の挨拶〕

京都市保健福祉局保健医療・介護担当局長 西田 哲郎

〔報告〕

- 1 京都市民健康づくり推進会議開催要綱の一部改正について
- 2 平成26年度の取組状況及び平成27年度の取組予定について
 - (1)「栄養・食生活」に関する取組について
 - (2)「身体活動・運動」に関する取組について
 - (3)「休養・こころの健康」に関する取組（自殺予防対策）について
 - (4)「歯と口の健康」に関する取組について
 - (5)「喫煙」に関する取組について
 - (6)「飲酒」に関する取組について
 - (7)京都市国保における特定健康診査・特定保健指導について
- 3 各構成団体の取組報告

〔議題〕

健康寿命について

〔その他〕

第29回医学会総会2015 京都市・笑って笑って健康大作戦

〔閉会の挨拶〕

京都市保健福祉局医務監 谷口 隆司

<資料>

- 1 京都市民健康づくり推進会議構成団体等名簿
- 2 平成26年度京都市民健康づくり推進会議出席者名簿
- 3 京都市民健康づくり推進会議開催要綱
- 4 「栄養・食生活」に関する取組
- 5 「身体活動・運動」に関する取組
- 6 「自殺予防対策」に関する取組
- 7 「歯と口の健康」に関する取組
- 8 「喫煙」に関する取組
- 9 「飲酒」に関する取組
- 10 京都市国保における特定健康診査・特定保健指導
- 11 平成26年度取組実績・平成27年度取組予定（各構成団体・京都市各局等）
- 12 健康寿命について

<参考資料>

京都市民健康づくりプラン（第2次）本冊

平成26年度 京都市民健康づくり推進会議 座席表

平成27年3月25日（水）
午後3時～午後4時30分
本能寺文化会館5階 醍醐ホール

一般社団法人京都府薬剤師会
専務理事 茂龍 哲 様 ○
一般社団法人京都府医師会
理事 藤村 聡 様 ○
京都大学大学院
教授 中原 俊隆 様 ○
一般社団法人京都府歯科医師会
常務理事 佐藤 雅之 様 ○

市民委員 ○
駒井 一正 様
市民委員 ○
内貴 多枝子 様
京都市地域女性連合会 ○
副会長 加藤 アイ 様
京都市保健協議会連合会 ○
副会長 山内 寛 様
すこやかクラブ京都 ○
事務局長 川島 康伸 様
京都府私立中学高等学校連合会 ○
事務局長 野田 清昭 様
京都大学健康科学センター ○
助教 岡林 里枝 様
京都労働局労働基準部 ○
労働衛生専門官 藤本 修一 様
京都労働者福祉協議会 ○
総括部長 岡田 信江 様
一般財団法人京都工場保健会 ○
次長 奥田 友子 様

○ 公益社団法人京都府看護協会
専務理事 中島 すま子 様
○ 公益社団法人京都府栄養士会
副会長 木村 美枝子 様
○ 公益社団法人京都府歯科衛生士会
会長 坂井田 千秋 様
○ 特定非営利法人日本健康運動指導士会京都府支部
副支部長 並河 茂 様
○ 健康保険組合連合会京都連合会
健康開発委員長 新谷 元司 様
○ 全国健康保険協会京都支部
企画グループ長 近藤 こずえ 様
○ 京都市教育委員会
保健安全課長 上田 廣久 様
○ 京都市保健所
南保健センター長 里村 由紀子 様
○ 京都市衛生環境研究所
所長 川上 雅弘 様
○ 京都市健康増進センター
所長 板垣 泰子 様

○ 保健衛生推進室保健医療課長
杉浦 晋也
○ 医務監（京都市保健所長）
谷口 隆司
○ 保健医療・介護担当局長
西田 哲郎
○ 保健衛生推進室長
石田 信幸
○ 保健衛生推進室保健担当部長
木村 好美

事務局	事務局	事務局
○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
事務局	事務局	事務局
○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
記者席	記者席	記者席
○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
(傍聴席) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

京都市民健康づくり推進会議構成団体等名簿

区 分	機関団体等
学識経験者	京都大学大学院医学研究科 教授 中原俊隆氏
	京都府立医科大学大学院医学研究科 准教授 栗山長門氏
市民委員	駒井 一正氏
	内貴 多枝子氏
地 域	京都市体育振興会連合会
	京都市地域女性連合会
	京都市PTA連絡協議会
	京都市保健協議会連合会
	すこやかクラブ京都（（一社）京都市老人クラブ連合会）
保育・教育機関等	（公社）京都市保育園連盟
	（公社）京都市私立幼稚園協会
	京都市小学校長会
	京都市立中学校長会
	京都府私立中学高等学校連合会
	京都大学健康科学センター
企業・職場	京都商工会議所
	京都府中小企業団体中央会
	京都労働局労働基準部
	京都労働者福祉協議会
	（一財）京都工場保健会
	京都産業保健総合支援センター
保健医療機関等	（一社）京都府医師会
	（一社）京都府歯科医師会
	（一社）京都府薬剤師会
	（公社）京都府看護協会
	（公社）京都府栄養士会
	（公社）京都府歯科衛生士会
	（一社）京都精神保健福祉協会
	（一財）京都予防医学センター
医療保険者	（特非）日本健康運動指導士会京都府支部
	京都府国民健康保険団体連合会
	健康保険組合連合会京都連合会
マスメディア	全国健康保険協会京都支部
	（株）京都新聞社
京都市	（株）京都放送
	京都市教育委員会
	京都市保健所
	京都市衛生環境研究所
	京都市こころの健康増進センター
	京都市健康増進センター

平成26年度京都市民健康づくり推進会議出席者名簿

(敬称略)

区 分	機関・団体等	職 名	参加者
学識経験者	京都大学大学院医学研究科 教授 中原俊隆氏	—	本人
市民 委員	駒井 一正	—	本人
	内貴 多枝子	—	本人
地域	京都市地域女性連合会	副会長	加藤 アイ
	京都市保健協議会連合会	副会長	山内 寛
	すこやかクラブ京都（（一社）京都市老人クラブ連合会）	事務局長	川島 康伸
保育・ 教育機 関等	京都府私立中学高等学校連合会	事務局長	野田 清昭
	京都大学健康科学センター	助教	岡林 里枝
企業・職場	京都労働局労働基準部	労働衛生専門官	藤本 修一
	京都労働者福祉協議会	総括部長	岡田 信江
	一般財団法人京都工場保健会	次長	奥田 友子
保健医 療機関 等	（一社）京都府医師会	理事	藤村 聡
	（一社）京都府歯科医師会	常務理事	佐藤 雅之
	（一社）京都府薬剤師会	専務理事	茂籠 哲
	（公社）京都府看護協会	専務理事	中島 すま子
	（公社）京都府栄養士会	副会長	木村 美枝子
	（公社）京都府歯科衛生士会	会長	坂井田 千秋
	特定非営利活動法人日本健康運動指導士会京都府支部	副支部長	並河 茂
医療保険者	健康保険組合連合会京都連合会	健康開発委員長	新谷 元司
	全国健康保険協会京都支部	企画総務グループ長	近藤 こずえ
京都市	京都市教育委員会	保健安全課長	上田 廣久
	京都市保健所	南保健センター長	里村 由紀子
	京都市衛生環境研究所	所長	川上 雅弘
	京都市健康増進センター	所長	板垣 泰子

「京都市民健康づくり推進会議」開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「すべての市民が心身ともに健やかにくらすまち京都」の実現を理念として策定した「京都市民健康づくりプラン」を推進する組織として、「京都市民健康づくり推進会議」（以下「会議」という。）を開催し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「京都市民健康づくりプラン」の推進に関すること。
- (2) 市民の生涯を通じた健康の保持増進対策に係る情報の交換に関すること。
- (3) 市民の生涯を通じた健康の保持増進に向けた取組の推進及び啓発に関すること。
- (4) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (5) その他市民の健康の保持増進に関すること。

(構成)

第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体、学識経験者等及び公募により参加した市民委員等（以下「構成団体等」という。）で構成する。

(議長及び副議長)

第4条 会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、構成団体等の中から市長が指名する。
- 3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集する。

- 2 議長は、必要がある時は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 市長は、「京都市民健康づくりプラン」に基づく分野別行動指針の推進を図るため、次に掲げる部会を開催することができる。なお、「休養・こころの健康」に係る分野別行動指針については、市長が別に定める推進組織と連携し、取組を推進する。

- (1) 食育推進部会
- (2) 身体活動・運動に関する行動指針推進部会
- (3) 口腔保健部会
- (4) たばこ対策推進部会
- (5) 飲酒に関する行動指針推進部会

- 2 部会は、部会長及び構成団体等で構成する。

- 3 部会長は、市長が指名する。

(事務局)

第7条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、保健福祉局保健衛生推進室保健医療課で所掌する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

「京都市民健康づくり推進会議」開催要綱（新旧対照表）

改正後	改正前
「京都市民健康づくり推進会議」開催要綱 （目的） 第1条 この要綱は、「すべての市民が心身ともに健やかにくらすまち京都」の実現を理念として策定した「京都市民健康づくりプラン」を推進する組織として、「京都市民健康づくり推進会議」（以下「会議」という。）を開催し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （会議の役割） 第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 「京都市民健康づくりプラン」の推進に関すること。 (2) 市民の生涯を通じた健康の保持増進対策に係る情報の交換に関すること。 (3) 市民の生涯を通じた健康の保持増進に向けた取組の推進及び啓発に関すること。 (4) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 (5) その他市民の健康の保持増進に関すること。 （構成） 第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体、学識経験者等及び公募により参加した市民委員等（以下「構成団体等」という。）で構成する。 （議長及び副議長） 第4条 会議に議長及び副議長を置く。 2 議長及び副議長は、構成団体等の中から市長が指名する。 3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある時は、その職務を代理する。 （会議） 第5条 会議は、市長が招集する。	「京都市民健康づくり推進会議」開催要綱 （目的） 第1条 この要綱は、「すべての市民が心身ともに健やかにくらすまち京都」の実現を理念として策定した「京都市民健康づくりプラン」を推進する組織として、「京都市民健康づくり推進会議」（以下「会議」という。）を開催し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （会議の役割） 第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 「京都市民健康づくりプラン」の推進に関すること。 (2) 市民の生涯を通じた健康の保持増進対策に係る情報の交換に関すること。 (3) 市民の生涯を通じた健康の保持増進に向けた取組の推進及び啓発に関すること。 (4) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 (5) その他市民の健康の保持増進に関すること。 （構成） 第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体、学識経験者等及び公募により参加した市民委員等（以下「構成団体等」という。）で構成する。 （議長及び副議長） 第4条 会議に議長及び副議長を置く。 2 議長及び副議長は、構成団体等の中から市長が指名する。 3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある時は、その職務を代理する。 （会議） 第5条 会議は、市長が招集する。

2 議長は、必要がある時は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。 (部会) 第6条 市長は、<u>「京都市民健康づくりプラン」に基づく分野別行動指針の推進を図るため、次に掲げる部会を開催することができる。なお、「休養・こころの健康」に係る分野別行動指針については、市長が別に定める推進組織と連携し、取組を推進する。</u> (1) <u>食育推進部会</u> (2) <u>身体活動・運動に関する行動指針推進部会</u> (3) <u>口腔保健部会</u> (4) <u>たばこ対策推進部会</u> (5) <u>飲酒に関する行動指針推進部会</u> 2 部会は、部会長及び構成団体等で構成する。 3 部会長は、市長が指名する。 (事務局) 第7条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局は、保健福祉局保健衛生推進室保健医療課で所掌する。 (補則) 第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要綱は、平成15年1月28日から施行する。 附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</u>	2 議長は、必要がある時は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。 (部会) 第6条 市長は、<u>必要に応じて部会を開催することができる。</u> 2 部会は、部会長及び構成団体等で構成する。 3 部会長は、市長が指名する。 (事務局) 第7条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局は、保健福祉局保健衛生推進室保健医療課で所掌する。 (補則) 第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要綱は、平成15年1月28日から施行する。 附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。
--	--

「栄養・食生活」に関する取組について

1 京都市食育推進部会の開催

- 日時： 平成27年3月20日(金) 本能寺文化会館
- 報告： 平成26年度食育推進事業報告及び平成27年度事業予定について
京都市及び各団体の食育の取組について報告を行った。
- 議事： 次期「京（みやこ）・食育推進プラン」の策定について
現行プランの成果の確認や、次期プランの施策の方向性を検討するうえでの
基礎資料となる「意識調査の調査票の質問項目」について御意見をいただいた。

2 平成26年度食育推進事業報告について

(1) 食育指導員養成事業

- ア 6期生の養成
- 養成講座(5～12月)の開催(基礎編11講座及び実践編51講座)
受講者 60人, 修了者 52人
 - 7期生の募集
公募者 61人, 養成講座受講予定者 61人
- イ 1～5期生への活動支援
- 活動状況：平成26年度上半期(2～7月)
1人平均3.1回(542回/174人)
 - 活動報告会：平成27年3月17日 ウイングス京都 107人
4事例の報告及び活動報告集(第3号)の配布
 - 食育指導員連絡会：全行政区・支所で年2回以上実施
 - 研修会①(1/14 講演「京のおぼんざい歳時記 今井幸代氏」105人)
研修会②(3/17 講演「子どもの心に寄り添う大人の関わり～保育所の実践から～」
保育課 荒武保育担当課長107人)
スキルアップ研修(6/25 7/7 模擬教室「災害時にもおいしい食事」66人)
 - 食育指導員への活動依頼募集チラシを配布(9月30日 広報発表)

(2) 食育月間(平成26年6月)の取組

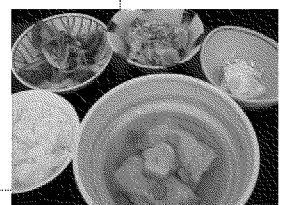
新「京（みやこ）・食育推進プラン」(平成23年3月策定)に基づき、重点課題である「食育の普及促進」の取組としてプランの食育の目指す姿(五つの京食)の実現に向けて一年に一項目ずつ重点を置いて取り組む。

全市共通のテーマを決め、保健センター・支所で食育セミナーを開催。

五つの京（きょう）食	
H23	朝の今日（きょう）食
H24	京の郷食
H25	京の共食
H26	京の協食
H27	京の饗食

平成26年テーマ『みんなでそれぞれバランスのよい食事と適度な運動』
～京の協（きょう）食～』

- 農業観光局農業振興整備課の協力で京都市内産の米、野菜を使用
- 全市26回 参加者592人



(3) 次世代に向けた食育事業：大学との連携による食育の推進

自立した食生活を始める時期である大学生を対象として、朝食の欠食や女性のやせの改善に向けた取組等を行い、望ましい食生活習慣の形成を支援することを目的に実施。＜事業名＞『キラ☆と輝く素敵女子へ！～綺麗をつくる食べ方マスター』

- ・ 日程会場等

10月6日	同志社女子大学 純正館1階ラウンジ
10月16日	京都女子大学 Aチカ食堂
10月21日	京都光華女子大学 聞光館
12月11日	京都聖母女学院短期大学 本館2階

- ・ 内容：パネル展示，栄養指導，体験型コーナー（みそ汁味比べ，非常袋の重さ体験）
- ・ アンケート回答者414名，体験型食育コーナー参加者約530名

(4) 食の環境整備「食情報提供店」事業の見直しと『食の健康づくり応援店』事業の検討等

「食情報提供店」は，平成15年度から府市協調事業として，栄養成分表示やヘルシーメニューの提供等の健康づくりに取り組む飲食店の情報をホームページ等で紹介し，市民に啓発をしてきた。

平成25年度，10年間の取組を総括し，加入店舗数の伸び悩み等の課題を検討するため，事業改定に向けたワーキング会議を3回開催した。

今年度，ワーキング会議での意見等を基に府市で新しい事業案を検討し，平成27年4月から「食の健康づくり応援店」事業を立ち上げる。

＜見直しの内容＞

- ・ 登録基準を，現在の府市民の健康課題の解消や健康日本21(第2次)の目標達成につながるものに改定。
- ・ 基準変更に伴い，従来の「食情報提供店」加入店舗については，3年間で「食の健康づくり応援店」への移行を働き掛ける。
- ・ 栄養価計算ソフトの紹介やマニュアル作成，食物アレルギーの情報提供や講習会等，登録店の支援を強化する。
- ・ 登録店の店頭に掲示していただくステッカーを作成するため，シンボルマークを募集。総数58件の応募作品の中から最優秀作品を選考し，右のとおりステッカーを作成。



(5) ふれあいファミリー食セミナー

家庭における食育を推進するため，出産を控えた養育者(近く父母となるもの)及び，乳幼児又は小学生とその保護者を対象に食生活指導を行うとともに，食を通じた家族形成の推進を図る。

	実施場所		26年度実績(～12月)	
マタニティクッキング	平日	保健センター	33回	174人
	休日	委託	6回	131人
離乳食講習会	平日	保健センター	94回	1,796人
幼児～小学生のクッキング	平日	保健センター	7回	95人
	休日	委託	9回	206人(申込454人)

(6) 食育セミナー（各保健センター）

食生活を適切に判断・選択する力を身につけ、より望ましい食生活を実現するため、保健センター又は地域に出向いて、食育に関する講話や調理実習を行う。

- ・ 71回 1, 475人（平成26年4月～12月）

【内容：26年度開催内容抜粋】

- ・ 男の磨き塾（初めて調理する男性のための教室）
- ・ 年始の食生活見直しバランスクッキング
- ・ 骨こつクッキング（骨密度測定と運動・食事の教室）
- ・ 再発見・新発見乾物の魅力

(7) その他

ア 京都市の食のポータルサイト「京・食ねっと」の運営

- ・ 訪問アカウント数 636, 343件（平成27年3月19日現在）
- ・ 掲載レシピの充実 800件→約900件（予定）

イ 「第41回くらしと健康展」（平成26年10月26日京都府医師会館）

京都市ブース「健康に関する数字クイズ」254人

※食育指導員1名に活動依頼

ウ 「京の冬野菜フェア」（平成27年1月31日ゼスト御池）

食育ブース「食育体験コーナー」200人

※食育指導員7名に活動依頼



エ 市民しんぶん区民版8月15日号折込みチラシ

「災害に備えて今家庭でできること」の配付 約65万部

オ 「京（みやこ）食育だより」（京都市の食育の普及啓発のためのリーフレット）の発行

保育所・幼稚園の全園児及び保健センター，図書館等で市民へ配布

第10号発行：平成27年2月，5万1千部



3 平成27年度食育推進事業について

(1) 次期「京（みやこ）・食育プラン」の策定について

食育基本法第18条に基づき平成23年3月に策定した新「京（みやこ）・食育推進プラン」（京都市食育推進計画）は、計画期間を平成23年度から平成27年度までとしていることから、平成27年度中に次期プランを策定する

現行プランの成果の確認と、次期プランの施策の方向性を検討するうえでの基礎資料とするため、現行プラン策定時と同様に、市民を対象に食育に関する意識調査を実施する。

ア 次期計画期間 平成28～32年度

イ「平成27年度食育に関する意識調査」の概要

	15歳以上の市民	小 中 学 生	3歳児の保護者
調査対象	住民基本台帳データ及び外国人登録データから無作為抽出（5月1日現在の15歳以上）約5,000人	市内小学校の5年生及び市内中学校の2年生 約2,000人	健康診査対象者（平成27年6月受診分） 約1,000人
調査期間	平成27年5月～6月	平成27年6月	平成27年6月
調査方法	郵送配付 郵送回収	学校による直接配布 直接回収	郵送配付 3歳児健診受診時回収

※いずれの調査も無記名回答

ウ スケジュール（予定）

平成27年 3月 調査票の素案作成， 食育推進部会開催
5～6月 調査実施
6～8月 調査結果の集計・分析等
9月 「平成27年度食育に関する意識調査」報告書作成
食育推進部会開催
10月 次期プラン素案作成
11月 パブリックコメント実施
平成28年 2月 食育推進部会開催
3月 次期プラン策定

(2) 食育指導員養成事業

<課題等>

- 平成23年度から一般公募を開始後、学校や地域からの推薦者のように地域での活動基盤を持っている方は少なくなり、団体等への食育指導員のPRの強化が必要である。
- 区内や他区の食育指導員との交流や意見交換を盛んにし、グループ作りを支援する必要がある。
- 地域で食育教室をする際の場所の確保、食材等必要物品の調達、広報等が困難である。

ア 7期生の養成講座の開催（5～12月予定）

イ 活動支援の充実

- ・ 交流会を開催し、食育指導員同士の情報交換の場とする。
- ・ 活動を行うグループ作りの支援や、地域で取組が実際に進めるまでの支援を計画的に行う。

(3) 『食の健康づくり応援店』（府市協調事業）の開始

食を通じた市民の健康づくりの推進を目指し、「野菜たっぷり」「塩分控えめ」メニューの提供や「食物アレルギー表示」を実施する飲食店等を登録し、市民に普及していく。

ア 受付開始：4月13日から（3月19日広報）

イ 対象：市内で営業する飲食店、弁当・惣菜店又は登録が適切であると認められる施設

ウ 登録条件：下記の3つの登録条件のうち、いずれか1つ以上の取組を実施する

- ・ 野菜たっぷりメニュー 1食分メニューの野菜が120g又は、1品80g/100g当
- ・ 塩分控えめメニュー 1食分メニューが3g未満又は、1g未満/100当
- ・ 食物アレルギー表示（特定原材料7品目）

エ 事業内容

- ・ ステッカー等の交付
- ・ 登録店のPR（「京・食ねっと」に掲載等）
- ・ 飲食店への講習会の実施等



(4) 食育月間（平成27年6月）の取組

講話テーマ『みんなの力で地域に食育を響かせよう』

献立テーマ『京（みやこ）簡単バランスクッキング』全25回 予定

- ・ 京（みやこ）・食育推進プランに掲げた「5つの目指す姿」をテーマに開催した食育月間の取組をまとめ、「食育の普及促進」について検証する。

(5) 次世代に向けた食育事業：大学との連携による食育の推進

女子大学生に加え、男子大学生を含めた食育事業を大学で開催する。

(6) ふれあいファミリー食セミナー

<課題等>

- 妊婦対象の教室は、休日実施(委託)夫婦等での参加がしやすいため希望者が多い。一方で平日では調理実習が苦手、一人で参加が行きにくい等の理由から参加人数に伸び悩んでいる。
妊婦の就労状況やニーズを考慮し、開催日時、場所、内容を検討する必要がある。
- 離乳食3回食～幼児食への移行期に不安や疑問を持つ保護者が多く、8カ月健診での個別相談が増えている。

ア マタニティクッキング

新しく「マタニティブレイクコース」を開始する

妊娠中の食生活の講話や、参加者同士の交流に重点を置いた平日午後開催のコースを試行的に年4回開催する。

イ 離乳食講習会

「8か月健診後の離乳食講習会」の開催箇所及び回数を増やす。

9か月頃の3回食にすすむ頃から1歳以降の幼児食までの食事について、試食及び講話等を行う。

(7) 食育月間（平成27年6月）の取組

講話テーマ『みんなの力で地域に食育を響かせよう』

献立テーマ『京（みやこ）簡単バランスクッキング』全25回 予定

- ・ 京（みやこ）・食育推進プランに掲げた「5つの目指す姿」をテーマに開催した食育月間の取組をまとめ、「食育の普及促進」について検証する。

(8) 京都市の食のポータルサイト「京・食ねっと」のリニューアル

<課題等>

- 「京・食ねっと」への訪問者数は順調に伸びているが、「京都市の食育」や「各区のイベント情報」等へのアクセスを増やし、事業の参加者増加につなげる取組みが必要である。
- 食育指導員への活動依頼につながるよう、食育指導員の活動紹介や登録者情報の掲載方法を整理する必要がある。

食育に関する新たな事業に対応するため、「京・食ねっと」のリニューアルを行う。

- ・ トップページグローバルナビの改修及びページの並び方の変更
- ・ 「食育指導員の登録者紹介ページ」の改修
- ・ 新規事業「食の健康づくり応援店」の申込方法、登録店情報等のページの新設



〈参考１〉 食育指導員の養成者数と認定者数

年度	期生	H21 1 期生	H22 2 期生	H23 3 期生	H24 4 期生	H25 5 期生	H26 6 期生
受 養 講 成 者 講 数 座	推薦	2 6	3 0	3	8	4	1
	公募	—	—	4 7	4 6	5 5	5 9
	計	2 6	3 0	5 0	5 6	5 9	6 0
認定者数		2 6	3 0	4 3	5 1	5 2	5 2
累計			5 6	9 9	1 5 0	2 0 2	2 5 4

〈参考２〉 食育指導員数（平成２７年３月現在）

期生	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	合計
1		1		2	3		5					4			1 5
2		1				2		4	2		6				1 5
3	3	2	5	4	2	3	2	3	7	2		4	4		4 1
4	5	2	5	3	1	4	3	6	4	3	3	3	4	4	5 0
5	3	2	6	5	2	5	4	3	4	6	2	6	2	2	5 2
6	4	2	6	3	3	5	4	2	5	3	4	4	4	2	5 1
計	1 5	1 0	2 2	1 7	1 1	1 9	1 8	1 8	2 2	1 4	1 5	2 1	1 4	8	2 2 4

〈参考３〉 活動状況（平成２６年上半期）

場所	主な内容	備考
小学校 (66 回)	・日本料理に学ぶ食育カリキュラムの補助 ・菜園活動（畑作り，苗つけ，野菜収穫）の指導 ・家庭科での調理実習の支援	
保健セン ター (133 回)	・マタニティクッキングミニ講話の講師 ・離乳食講習会の補助 ・食育セミナーの参画，講話，調理指導	・マタニティクッキングでの講師依頼は，活動機会の少ない方への活動支援のために 2 5 年度から実施。
保育園 (9 回)	・お魚の解体とお話 ・クッキング指導 ・焼き芋大会での焼き芋作り指導と講話	・「活動募集チラシ」（平成 26 年 9 月配布）を見て依頼がある。
その他 (67 回)	・自治会での料理教室の開催 ・地域のイベントに参画 ・自宅で料理教室開催 ・児童館で乳幼児向けの教室の講師	
連絡会・ 研修会 (267 回)	・活動報告集の作成 ・情報交換 ・教室の企画	・各区の連絡会で食育指導員の交流を深め，活動の拡充（グループ活動や活動場所の開拓）に取り組む。

「身体活動・運動」に関する取組について

1 京都市身体活動・運動に関する行動指針策定の経過

京都市では、これまで平成 14 年 3 月に策定した「京都市民健康づくりプラン」(計画期間：平成 13 年度～平成 24 年度)において、「身体活動・運動」分野を健康づくりの目標 10 分野のうちの 1 つとして設定し、運動習慣の普及啓発に取り組んできた。健康づくりプランを見直すにあたり、身体活動・運動に関する取組を更に推進していくとともに、市民一人ひとりが自主的に取り組み、楽しく身体を動かすことができるように「身体活動・運動」分野の行動指針を平成 25 年 3 月新たに作成し、健康寿命の延伸を目指すことを目的として作成した。

＜身体活動・運動に関する行動指針の概要＞

○ 基本方針

1 一人ひとりが主体的に身体活動の活性化に取り組む

日常生活で身体を動かす量を増やすこと（ライフスタイルの視点）と定期的な運動習慣を持つこと（エクササイズの視点）の 2 つの視点から、市民一人ひとりが健康づくりのために主体的に身体活動の活性化に取り組む。

2 市民ぐるみの積極的な環境づくりを推進する

一人ひとりが健康づくりへの意欲を高め、主体的に取り組むことができるよう、京都ならではの取組や強みを活かし、行政だけでなく、多くの関係する機関・団体等との連携により、市民ぐるみの積極的な環境づくりを推進する。

○ 具体的な取組

- ・ 日常生活における身体活動量の増加（ライフスタイルの視点）
- ・ 定期的な運動習慣（エクササイズの視点）
- ・ 「ロコモティブシンドローム」予防や生活習慣病等の重症化予防
- ・ 京都ならではの取組・強みを活かした市民ぐるみの環境づくり

○ 数値目標

目標項目		現状 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25 年度)
日常生活において 歩行又は同等の身体活動 を 1 日 1 時間以上実施している 人の割合	40～64 歳：男性	43.0%	48.0%	43.4%
	40～64 歳：女性	43.2%	49.0%	44.3%
	65 歳以上：男性	57.6%	63.0%	58.5%
	65 歳以上：女性	54.6%	60.0%	57.8%
運動習慣者(30 分・週 2 回の運動を 1 年以上継続している者)の割合	40～64 歳：男性	36.7%	42.0%	35.9%
	40～64 歳：女性	30.4%	36.0%	29.9%
	65 歳以上：男性	52.1%	58.0%	55.5%
	65 歳以上：女性	41.5%	47.0%	48.2%

※ 最新値は平成 25 年度京都市国民健康保険特定健康診査、京都市後期高齢者健康診査

2 平成26年度の取組状況について

(1) ロコモティブシンドローム予防の取組について

○ 運動プログラム「京ロコステップ+10」

いつでもどこでも実践できるよう、手軽でシンプルな基本ステップ運動と、筋力トレーニング、バランス運動で構成され、中高年期(健康づくりのため)から、高齢期(介護予防のため)までが取り組める内容のプログラムを開発し、それを基に普及啓発を行ってきた。

- ・ CD及びDVDの作成(平成26年3月作成)

普及啓発を図るための媒体として、プログラム実践のDVDや運動時のBGM用のCDを作成し、各保健センターへの配布を行った。また、京都市ホームページに動画を掲載した。

- ・ パンフレットの改訂(平成26年8月改訂)

パンフレットでは、多くのエクササイズが紹介されているため、運動の特徴を分かりやすく示すため、ステップ運動に「元気な方向け」、特にロコモ予防に効果的な運動に「オススメ」のマークを付けた。(作成部数：16,500部)

- ・ プログラムの有効性を評価するための調査を行った。 別紙1

○ プログラムの普及啓発に関する取組

- ・ 高齢者筋力トレーニング教室での取組(平成26年7月)

北部での実施施設は、元春日小学校から、京都YMCAへ移設したことに伴い、東部(ラクトスポーツプラザ)、西部(京都アクアリーナ)での開催回数を週2回から週3回に、北部を週6回から週4回に変更することで各施設での開催回数の平準化を図った。

<高齢者筋力トレーニング教室実施拠点施設>

	実 施 施 設	住所・出張型教室の対象エリア
北 部	京都YMCA (H26.7～元春日小から移設)	中京区三条柳馬場中之町2 北区，上京区，左京区，中京区
南 部	健康増進センター (ヘルスピア21)	南区西九条南田町1番地の2(南区役所東隣) 下京区，南区，伏見区(本所・深草支所)
東 部	ラクトスポーツプラザ	山科区竹鼻竹ノ街道町91 (ラクト山科ショッピングセンター5・6階) 東山区，山科区，伏見区(醍醐支所)
西 部	京都アクアリーナ	右京区西京極徳大寺団子田町64 右京区，西京区(洛西支所を含む)

- ・ 「ロコモメイトプログラム」の開催(平成26年12月17日)

高齢者向け筋力トレーニング等の普及活動を実践しているボランティア(筋トレボランティア)を対象に、日本整形外科学会が設立している「ロコモチャレンジ!推進協議会」との共催により、ロコモ予防の普及啓発についての講演、ワークショップを行う講習会を開催し、97名が参加した

- ・ 市民すこやか2014フェアでの取組(平成26年12月21日)

世代間の交流によって、長寿社会を考える機会を提供する市民すこやかフェア2014で「ロコモを予防して健康寿命を延ばそう」をテーマに医師による健康づくり講演会を行った。

- ・ 京都マラソン「おこしやす広場」でのブース出展(平成27年2月13日～14日) **別紙2**
スポーツによる運動器への負担のかけ過ぎや、けがを原因としたロコモを招かないよう予防の必要性や方法を啓発するため、京都マラソンプレイベント「おこしやす広場」に、医師会と共催でロコモ予防のブースを出展。来場者数：1,594人(2日間合計)
- ・ 「京ロコステップ+10」頒布版パンフレットの作成(平成27年3月完成予定)
- ・ 保健センターでの取組
市民を対象とした健康教室で、ロコモ予防をテーマにした教室を全区の保健センターで開催した。
【例】中京保健センターでは、健康づくりサポーターと同志社大学の学生と協力し、「ロコモマップ」を作成 **別紙3**
- ・ ロコモ普及啓発用ツールの貸出
普及活動用のツールとして、京都市オリジナルCDやDVD及びプログラム実施時のステップ台を各保健センターに配備し、健康づくりサポーターやいきいき筋トレボランティアに貸出を行っている。

(2) 健康づくりサポート事業の取組状況

市民が、メタボやロコモの予防など「身体活動・運動」に関する正しい知識を習得し、生活習慣の見直しを行えるよう、健康相談や健康教室等を実施する。

更に、教室等の参加者が、運動習慣の定着のために地域において自主的に健康づくりのグループ活動を展開できるよう、健康づくりサポーターの養成や自主グループ育成を支援し、「市民が主体となった健康づくり」を推進する。

また、健康づくりを視野に入れた公園整備や、公園を活用した健康づくり等建設局との連携も図っている。

<健康づくり事業の実績>

事業名等	25年度	26年度(上半期)
健康相談	延人数：1,490人	延人数：992人
集団健康教育 (センター内で実施)	開催回数：81回 参加延人数：1,640人 (うち、身体活動・運動関連 38回 928人)	開催回数：42回 参加延人数：866人 (うち、身体活動・運動関連 18回 554人)
健康づくり出前教室	開催回数：140回 参加延人数：5,370人 (うち、身体活動・運動関連 28回 693人)	開催回数：85回 参加延人数：3,472人 (うち、身体活動・運動関連 31回 714人)
健康づくりサポーター	登録者数：427人	登録者数：453人
筋トレボランティア	登録者数：393人	登録者数：418人

3 平成27年度取組の方向性

(1) ロコモティブシンドローム予防の取組の継続

○ プログラム「京ロコステップ+10」の普及啓発

- ・ 健康づくりサポーター等の本市のボランティアを対象とした、ロコモ予防の普及啓発に焦点を当てたスキルアップ教室を開催する。
- ・ 各区保健センター・支所でロコモ予防の健康教室、出前教室を開催し、40歳代からの

ロコモ予防の普及啓発を継続する。

- ・ 地域でのイベントの機会に，プログラムの紹介やパンフレット配布を行う。
- ・ 庁内の関係部門と連携し，新たな普及啓発の機会を検討する。

○ **高齢者筋力トレーニング教室を通じた普及啓発**

市内4か所の筋トレ拠点で開催する通所型筋トレ教室，出張型筋トレ教室の利用者数を増やし，地域における普及啓発を図っていく。

○ **ボランティアの養成支援**

プログラムの普及や運動習慣の定着を目指した自主活動を行う健康づくりサポーターや筋トレボランティアの養成や活動支援を行い，地域の普及啓発の担い手を増やしていく。

全区の健康づくりサポーターが集まる「つどい」等を開催し，活動意欲・指導技術の向上を支援する。

○ **医学会総会でのイベント**

第29回日本医学会総会での，健康をテーマとした市民向けイベント「医総会 WEEK」（4月3日（土）から4月12日（日）まで開催）において，運動習慣を勧めることをテーマとした内容の講演会を平成27年4月6日（月）に開催する。

ロコモティブシンドローム予防運動プログラム「京ロコステップ+10」の評価について

1 プログラム開発の趣旨

厚労省の調査では、要支援や要介護になる原因の第1位が「運動器の障害」と明らかになっている。ロコモを予防することが、介護予防に繋がり、健康づくりプランの目標である健康寿命の延伸が期待される。市民にロコモの概念、予防方法を普及啓発するために、ロコモ予防の運動プログラムを平成25年11月に開発した。

2 プログラム開発の方向性

- ・ 健康づくりのため中高年期から介護予防の高齢期まで取組める内容(40歳以上)で、シンプルな基本トレーニング(ステップ運動)を中心とした内容
- ・ 筋力トレーニングとメタボリックシンドローム解消に効果がある有酸素運動の両方の要素を取り入れたもの

3 開発と普及啓発の方法

プログラムの開発は、身体活動・運動指針策定検討部会のメンバーを中心にプロジェクトチーム(チームリーダー:同志社大学スポーツ健康科学部石井好二郎教授)を設置し、プログラムの評価や普及啓発方法も合わせて検討してきた。

(1) プロジェクト会議開催状況

回数	時期	内容
第1回	平成25年7月29日	プログラムの方向性、評価指標、普及啓発の方法
第2回	平成25年9月19日	プログラム内容の決定、評価方法の決定、普及啓発の方法
第3回	平成26年9月17日	実施状況の報告、評価

(2) プログラム内容の評価について

筋トレ拠点施設2か所で、プログラムの有効性を評価するための調査を行った。

調査時期:平成26年1月～4月

対象者:平成26年2月～平成26年3月の筋トレ教室参加者で、継続して4回～8回参加の者

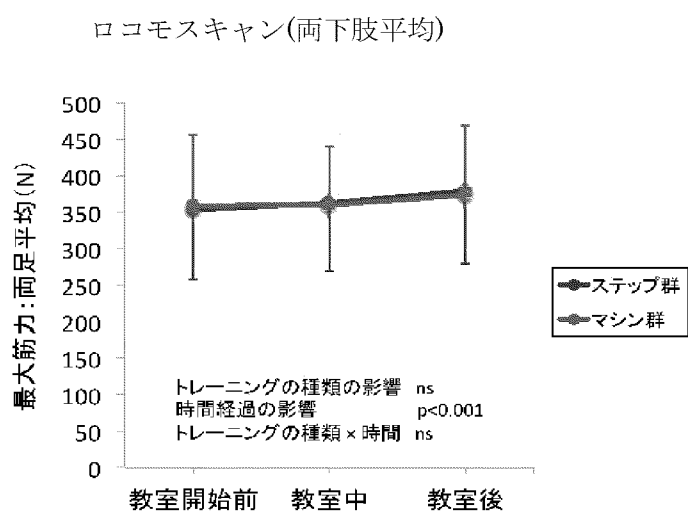
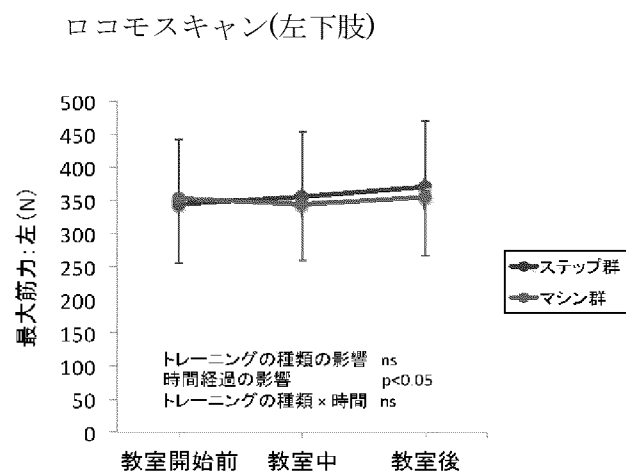
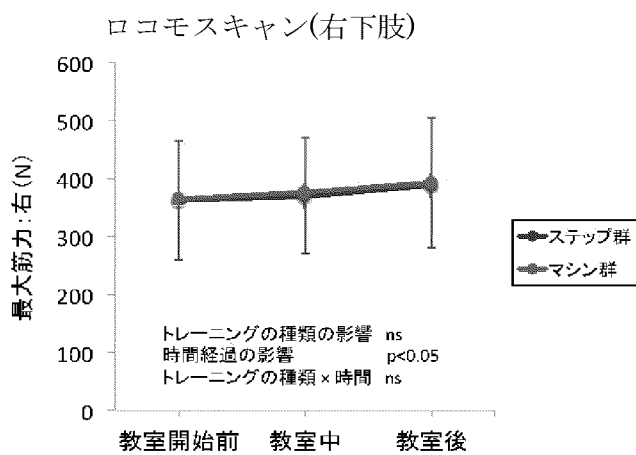
方法:初回と4回目(継続者は5回目)、8回目の前後に、筋トレ教室とは別に調査日を設け、実施する。

調査項目:①年齢 ②性別 ③血圧 ④体重、BMI ⑤ロコモスキャン
⑥ロコモ25 ⑦SF-36v2 ⑧利用アンケート(初回、最終回)

調査人数(有効なサンプル数)

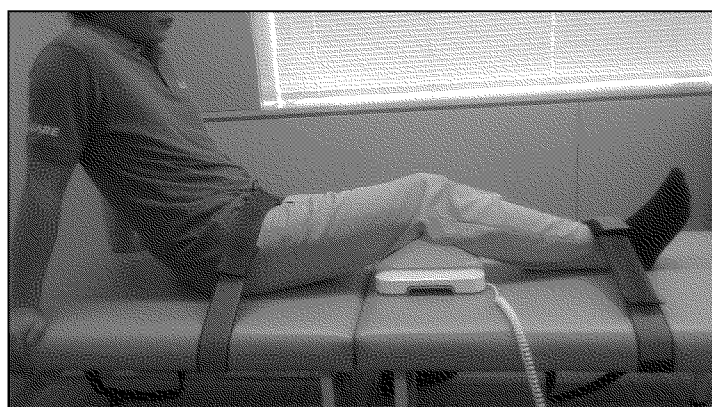
:ステップ群(京ロコステップ+10のプログラムを含む)49名

マシン群(京ロコステップ+10のプログラムを含まない)60名



従来のマシンを使用した教室と、ロコモプログラムを実施した教室とで調査したところ、ロコモプログラムを実施した教室は、下肢筋力の増加がみられるなど、マシンを使用した教室と同様の効果が得られ、ロコモ予防にたいして有効なプログラムであることが分かった。

<ロコモスキャン> 下肢筋力を測定

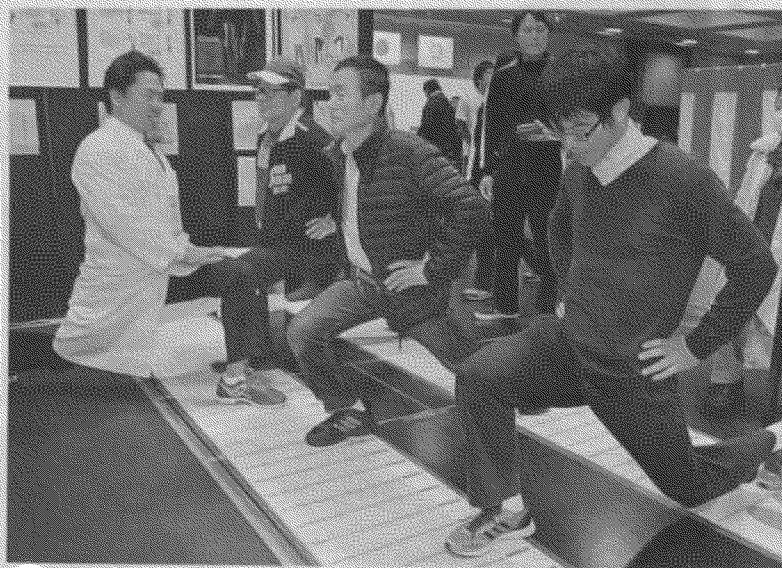


京都マラソンあす号砲

ランナーの脚健康に

みやこめっせ
医師が指導 歩行能力を測定

15日号砲の京都マラソンを前に、出場するランナーに筋肉や関節の大切さを再認識してもらうフースが13日、京都市左京区のみやこめっせに設けられた。整形外科医が指導し、来場者たちが、健康で走り続けるため脚力や歩行能力の測定を行った。14日も設置される。



整形外科医の指導の下、筋力をつける体操をする参加者ら
(京都市左京区・みやこめっせ)

フースは、みやこめっせの「おこしやす広場」の一角に、府医師会と市が開設した。来場者たちは、医師の手本をもとに、バランスを保つ片足立ちや、柔軟性や筋力をつける体操を行った。さまざまな高さの台に座り、片足で立てるかをチェックする「立ち上がりテスト」にも挑戦。男性の場合、高さ20センチの台から立ち上がれると20歳代、40センチの台でしか立ち上がれないと60歳代の筋力だ

という。「ツーステップテスト」と呼ばれる測定もあり、太股で歩いた2歩の距離を、身長で割った数値をもとに歩行能力を測った。参加者らは、顔をしかめながら台から立ち上がり、歩幅を測定した。府医師会の劉和輝医師(41)は「スポーツをしているから健康というわけではない。酷使する部分もあるので毎日、柔軟体操もしてほしい」と話した。参加は無料。(浅井佳穂)

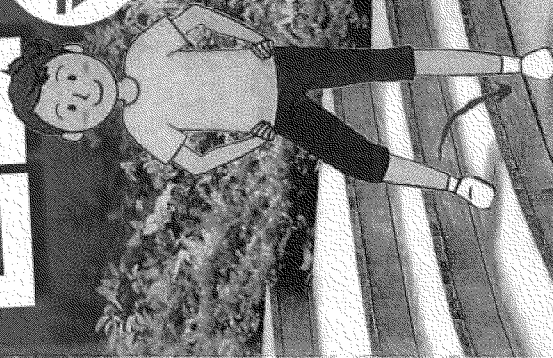
2015年 2月14日 (土)

京都新聞 朝刊

中京区内

保存版

ステップ。どこでもロコモマッパ



「足腰を丈夫に保ち、いつまでも元気に過ごしましょう」を目標に、加齢や運動不足で骨や筋肉が衰える状態＝ロコモティブシンドローム(ロコモ)に予防効果のあるステップ運動ができる中京区内の場所を、地図でご紹介しています。

中京保健センター

⑩王生寺 初級 中級

新通組ゆかりの地、王生寺。王生荘高も有名です。

⑪柳尾公園 初級 中級

一多駅や日川が近くにあります。数軒の商店や公園を創ったお宝の公園です。運動をしながら、お宝探しをしましょう。

⑫星池公園 初級 中級

いつもにぎやかな公園です。スーパードッグや、お宝の公園です。運動をしながら、お宝探しをしましょう。

⑬元祇園柳神社 初級

厄除け、疫病払いの神様。お宝の公園です。運動をしながら、お宝探しをしましょう。

⑭大宮駅ロータリー (西条通南側) 初級

バスを待つ間に、お宝の公園です。運動をしながら、お宝探しをしましょう。

⑮富小路段公園 初級

緑の下で、お宝の公園です。運動をしながら、お宝探しをしましょう。

⑯円町公園 初級

緑の下で、お宝の公園です。運動をしながら、お宝探しをしましょう。

⑰御射山公園 初級

大がかりな公園です。お宝の公園です。運動をしながら、お宝探しをしましょう。

⑱京都市役所前広場 初級 中級

広い市民の広場で、お宝の公園です。運動をしながら、お宝探しをしましょう。

基本ステップ ①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・⑲・⑳・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・㉙・㉚・㉛・㉜・㉝・㉞・㉟・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・㊾・㊿

サイドステップ ㉑・㉒・㉓・㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・㉙・㉚・㉛・㉜・㉝・㉞・㉟・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・㊾・㊿

ニーアップ ㉑・㉒・㉓・㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・㉙・㉚・㉛・㉜・㉝・㉞・㉟・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・㊾・㊿

左記の定規を利用して「自宅の段差」や「マップ」の増設場所以外の「秘密のマイポイント」を見つけるなど、無理のない範囲でロコモ予防をお楽しみください。

あなたはこんな経験ありませんか？

最近、全然運動してないな...

ロコモ になるかも?!

将来

また、つまみ食いした...

膝を上げるのに、手すりが必要だわ

片脚で立つと、ふらつく

重いものを、買って帰るのが、つらいわ

長い距離を歩いて、歩くと、きつくな

ロコモ かも?!

ひょっとして

でも大丈夫！

ロコモは、予防できます。

ロコモを予防するには、**ステップ運動** が効果的ですよ

ステップ台を上り下りする運動

公園などの、**ウォーキング**の、**階段**でできる

足腰の筋力が鍛えられる

体脂肪の燃焼も期待できる

いざ実践!

● 段の高さは10～20cmが目安です。

● 1日10分間行いましょう。

● 台の中央にかかとまでしっかりとのせましょう。

● 前に下りたり後ろ向きに上ったりは避けましょう。

● 階段を利用する場合は一番下の段で姿勢をまっすぐにして行いましょう。

● 体調の良い時に、無理のないように行いましょう。

ステップロモ

中京区内

保存版

マップ

地図上の番号
高さ20cm未満
高さ20cm以上

初級 図書館や喫茶店がある場所です。段差のある場所でもステップ運動ができます。

中級 トイレ有り、ステッパースタンドがある場所。段差の多い場所です。

例

1 京都アスニー
図書館や喫茶店があります。段差のある場所でもステップ運動ができます。

※ 上京

2 二条公園
春と秋に桜が見られます。広くて自然いっぱいの公園で気持ちよくステップ運動ができます。

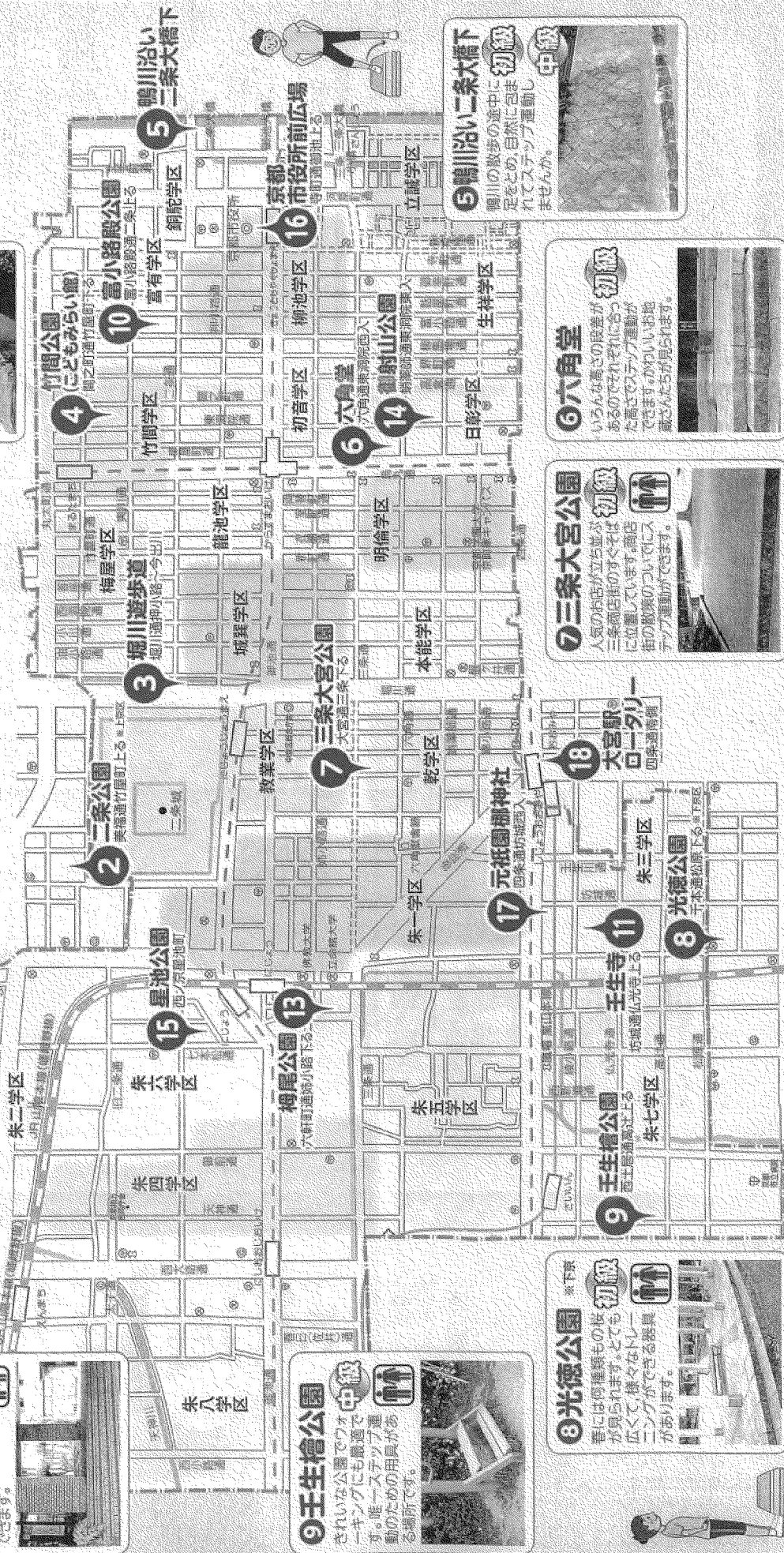
4 竹間公園 にともみらい館
段差の幅が広く、車でステップ運動ができます。こどもみらい館があり、お子さんやお孫さん連れでも楽しめます。

3 堀川遊歩道
川のせせらぎに癒され、ますのオーケストラコーラスにも最適です。春には桜が咲きます。

1 京都アスニー
図書館や喫茶店があります。段差のある場所でもステップ運動ができます。

12 円町公園
佐井通下立売上る

1 京都アスニー
佐井通下立売上る



9 壬生檜公園 中級
きれいな公園でウォーキングにも最適です。唯一ステッパースタンドのための用具がある場所です。

※ 下京

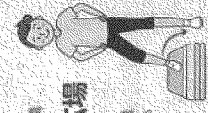
8 光徳公園 初級
春には何種類もの桜が見られます。とても広くて、様々なトレーニングができる器具があります。

9 壬生檜公園 初級
春には何種類もの桜が見られます。とても広くて、様々なトレーニングができる器具があります。

7 三條大宮公園 初級
人気のお店が立ち並び、三條商店街のすぐそばに位置しています。商店街の散策のついでにステップ運動ができます。

6 六角堂 初級
いろいろな高さの段差があるのでもそれぞれに合った高さでもステップ運動ができます。かわいなお地蔵さんが見られます。

5 鴨川沿い二条大橋下 初級
鴨川の散歩の道中に、足をとめ、自然に包まれてステップ運動しませんか。



自殺予防対策の取組について

<平成 26 年度の取組>

1 市民への普及啓発

1	市民を対象とした講演会 ○自殺予防と自死遺族支援のための府民・市民シンポジウム （平野啓一郎氏講演，10 月 26 日 319 名） ○アルコールと健康を考えるセミナー（8 月 2 日 315 名） ○若者の薬物問題について考える講演会（12 月 5 日 148 名） ○思春期・青年期のこころの健康について考える講演会（自殺未遂者支援） インターネット依存について考える（3 月 2 日 200 名）
2	各区こころのふれあいネットワーク事業による自殺予防についての啓発
3	①F B，HP 等の電子媒体による啓発促進 ②こころの健康増進センターHP をリニューアル（27 年 3 月 1 日～） ③啓発物配布（研修会等での配付，25 年度から継続的に市内の学生・生徒向けのノートを配布）
4	きょう いのち ほっとブック事業（9 月中，10 箇所の図書館で開催）
5	①市役所前パネル展等の様々なパネル展への参加（9 月 1 日～12 日） ②P T A フェイスティバルへの参加（12 月 6 日）
6	ゲートキーパー研修用パワーポイント教材の作成 27 年 3 月末完成見込み

2 相談・支援の充実

1	京都府自殺ストップセンターと連携による相談支援 ○ いのちのサポートチーム派遣時の対応 ○ 継続相談の対応（こころの健康増進センター及び保健センター）
2	自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）の運営 （2 月末現在 159 名）
3	「きょう ほっと あした～くらしとこころの総合相談会～」の開催 自殺総合対策連絡会に参加している団体との連携にて 15 回実施 （2 月末現在 13 回開催，相談者実数 169 名，延べ数 266 名）
4	メール相談事業（補助） 京都自死・自殺相談センター

3 人材育成

1	「かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会」を京都府と共催 （市内全域で 1 回）（11 月 20 日 38 名）
2	一般科医・精神科医ネットワーク交流会（G－P ネット）」を山科区医師会と共催（27 年 2 月 26 日 24 名）
3	アルコール・薬物依存症者対策の推進 講演会・研修会の実施（再掲），自助グループの支援

4	地域での身近な相談者（産業医，保育士，手話通訳者，介護施設職員，地域包括支援センター職員等）への研修の実施
5	ゲートキーパー養成等のための研修会 ○【新規】市職員へ向けての研修会 ・新任部長研修（6月6日 75名） ・醍醐支所3回（6月24日 27名，6月30日 29名，7月3日 35名） ・深草支所2回（8月26日 54名，8月28日 31名） ・伏見区役所（10月27日） 28名 ・消防局 第1回（10月17日） 58名 第2回（10月24日） 56名 第3回（12月12日） 52名 ・保健福祉局課長会（9月1日 40名） ・京都市自殺総合対策庁内推進会（6月12日 15名） ・新規採用者（保育士 12名，保健師・心理士 18名） ・新規精神保健福祉相談員（15名） ○【新規】大学への研修会 ・京都産業大学（7月9日 72名） ○手話通訳者への研修（6月25日 30名） ○京都産業保健総合センターへの研修（11月27日 85名） ○相談業務従事者向け研修会（3月15日 15名予定） ○ゲートキーパー研修教材作成（パワーポイント利用）（再掲）

4 自死遺族・自殺未遂者への支援

1	①「自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）」の運営（再掲） ②自死遺族の面接相談
2	①自死遺族支援の理解を深めるための研修会 ②相談業務従事者向け研修会（27年3月15日）と兼ねる
3	こころのカフェきょうと（自死遺族サポートチーム）への支援 ・例会（分かち合いの会）の案内 ・こころのカフェきょうと「フリースペース」への支援 ・自殺予防と自死遺族支援のための府民・市民シンポジウム（再掲）
4	【新規】医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援モデル事業（委託） 京都大学医学部附属病院 シンポジウム 27年3月15日

5 その他

1	京都市自殺総合対策連絡会の開催（9月11日，3月20日）
2	京都市自殺総合対策庁内推進会議の開催（6月12日）
3	京のいのち支え隊への参加

＜平成２７年度の取組予定＞

1 市民への普及啓発

1	市民を対象とした講演会 ○自殺予防と自死遺族支援のための府民・市民シンポジウム （9月開催予定） ○アルコールと健康を考えるセミナー（11月） ○若者の薬物問題について考える講演会
2	各区こころのふれあいネットワーク事業による自殺予防についての啓発
3	①HP, FB, 電子媒体による啓発 ②啓発物作成（研修会等配付用も兼ねる）
4	きょう いのち ほっとブック事業（9月）
5	市役所前パネル展等の様々なパネル展への参加（9月）

2 相談・支援の充実

1	京都府自殺ストップセンターと連携による相談支援 ○いのちのサポートチーム派遣時の対応 ○継続相談の対応（こころの健康増進センター及び保健センター）
2	自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）の運営
3	【充実】「きょう ほっと あした〜くらしとこころの総合相談会〜」の開催 ・自殺総合対策連絡会の参加団体との連携にて相談会を15回程度実施 ・相談希望の多いくらしの相談枠を増設 → 相談員に司法書士、心理士を増枠 ・教育相談については相談会ではなく専門相談機関にて対応とする。
4	メール相談事業（補助）

3 人材育成

1	「かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会」の実施（市内全域で1回）
2	一般科医・精神科医ネットワーク交流会（G-Pネット）」の実施（1回）
3	アルコール・薬物依存症者対策の推進 講演会・研修会の実施（再掲）、自助グループの支援
4	地域での身近な相談者（社会福祉施設・団体職員、民生児童委員、学校教諭、保育士、地域包括支援センター職員等を予定）への研修の実施
5	ゲートキーパー養成等のための研修会（全て仮題名） ○【新規】災害時等の緊急時こころのケア講座（PFA研修） ○【充実】市民へ向けてのゲートキーパー連続講座（傾聴研修含む） ○【充実】各大学「若者のこころに寄り添う支援者」への研修会 ○【継続】相談員研修会→総合相談会相談員含む（事例検討会を含む） ○【継続】市職員への研修会

4 自死遺族・自殺未遂者への支援

1	①「自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）」の運営（再掲），充実 ②自死遺族の面接相談
2	自死遺族支援の理解を深めるための研修会の実施（相談機関，地域役員等）
3	こころのカフェきょうと（自死遺族サポートチーム）への支援 ・例会（分かち合いの会）の案内 ・こころのカフェきょうと「フリースペース」への支援
4	【充実】医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援モデル事業（連携継続）

5 調査

1	【新規】京都市こころの健康づくりに関する意識調査
---	--------------------------

6 その他

1	京都市自殺総合対策連絡会の開催
2	京都市自殺総合対策庁内推進会議の開催
3	京のいのち支え隊への参加

<自殺者数の推移>

年 度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
自殺者数	315人	331人	300人	258人	252人

※厚生労働省「人口動態統計」

「歯と口の健康」に関する取組について

1 平成26年度取組状況等について

(1) 口腔保健支援センターの取組

歯科口腔保健の推進に関する法律に基づいて設置した京都市口腔保健支援センター（平成25年度、保健医療課内に設置）では、京都市口腔保健推進行動指針（歯ッピー・スマイル京都）のもと、子どもの「むし歯予防」、成人の「歯周病予防」、セルフケア困難者の「口腔機能の維持・向上」の3つの柱を中心に、生涯を通じた歯と口の健康づくりのための切れ目のない施策の更なる充実を図っているところである。平成26年度では、とくに、セルフケア困難者の「口腔機能の維持・向上」の充実を図るため、「歯科保健医療サービス提供困難者普及啓発等推進事業」を継続実施するとともに、子どもの「むし歯予防」のため、保育所（園）・幼稚園におけるフッ化物洗口実施の推進を図った。

(2) むし歯予防の推進

ア 子どもの歯の状況

項 目	目 標	H18 年度	H25 年度	備 考
3 歳児でむし歯のある者の割合	20%以下	23.2%	14.7%	3 歳児健康診断結果
6 歳児でむし歯のある者の割合	50%以下	58.1%	45.6%	学校健康診断結果
12 歳児の永久歯 1 人平均むし歯数	1 歯以下	1.51 歯	0.65 歯	学校健康診断結果

イ 市内保育所（園）・幼稚園における集団フッ化物洗口の実施状況（4・5歳児対象）

全行政区の民営保育園長会でフッ化物洗口推進事業の説明を行うとともに、口腔保健支援センター員が個別に民営の保育園・幼稚園を訪問し、普及啓発に努めた。その結果、本年度、新たに市営保育所で2施設、民営保育園で5施設がフッ化物洗口を開始し、平成27年3月現在、21施設においてフッ化物洗口に取組んでいる。

ウ 「フッ化物歯面塗布」の実施状況（2・3歳児対象）

多くの方にフッ化物歯面塗布を受けていただくため、フッ化物歯面塗布（1回）の受診料を無料とする「子どものむし歯0（ゼロ）プロジェクト」を平成20年6月から実施してきた。実施期間は、平成27年3月31日までの予定であったが、京都府歯科医師会の多大な御協力を得て、平成29年3月31日まで無料化を延長した。

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
受診率	38.7%	43.5%	46.6%	53.9%	47.2%	52.3%	49.2%

(3) 歯周病予防の推進

ア 健診等の取組

保健センターにおいて「成人妊婦歯科相談」（H25 受診者 1,242 人）、歯科医師会の委託事業として「歯周疾患予防健診」（H25 受診者 42 人）をそれぞれ実施した。

イ 特定保健指導における口腔保健指導

京都市国保被保険者への特定保健指導では、成人向け啓発冊子「歯ッピーNote」を配布し、歯周疾患予防の必要性を説明するとともに、保健センターの「成人妊婦歯科相談」等の事業を紹介した。

ウ 普及啓発等の取組

成人向け啓発冊子「歯ッピーNote」を健診相談や健康教室などで配布し、普及啓発に努めていた。

(4) セルフケアが困難な方への口腔ケアの推進

ア 歯科保健医療サービス提供困難者普及啓発等推進事業

要介護高齢者・障害者の口腔ケアの充実を図るため、昨年度に引き続き、京都府歯科医師会・口腔保健支援センター・各保健センターが連携を図りながら取り組んでおり、①歯科専門職への技術指導研修（1回開催）、②関係機関による連絡調整会議（2回開催）、③施設の実態調査（20施設）、④施設職員への技術サポート（20施設）、⑤出張歯科健診（33施設）等の事業を実施した。また、実態調査結果をもとに冊子を作成し、普及啓発を図るとともに、各保健センター（歯科衛生士）が昨年度に実態調査・技術サポートを実施した施設へ直接出向いて、事業が継続して円滑に遂行できるよう、実施状況の確認を行った。

イ 家族介護者向け医療的ケア・口腔ケア実践講習会

在宅介護を支える家族等に対し、京都府医師会館において、医療的ケア及び口腔ケアに係る医科・歯科の専門家からの講義や実践講習を、医師会、歯科医師会、看護協会、歯科衛生士会の協力のもと、年間10回（そのうち歯科関連は4回）実施した。

(5) 大規模災害時における口腔保健施策の充実

大規模災害時の発生時における災害医療救護活動に従事する歯科医療班の派遣に係る「歯科医療に係る災害救護活動に関する協定」を歯科医師会と締結（平成25年12月）したのに伴い、「京都市地域防災計画」に基づく大規模災害時の歯科医療・口腔保健活動に係る施策の更なる充実を図るため、本市では「保健衛生推進室防災対策マニュアル策定プロジェクトチーム」、歯科医師会では「災害時対策・警察歯科検討プロジェクトチーム」をそれぞれ立ち上げ、災害時における口腔保健活動について検討しているところである。

2 平成27年度の取組の方向性

(1) 口腔保健支援センター

「京都市口腔保健推進行動指針（歯ッピー・スマイル京都）」で掲げる母子口腔保健，成人口腔保健，セルフケア困難者への口腔保健の3つの柱の施策において，各関係部署や関係機関等と連携し，口腔保健施策を総合的に推進するとともに，市民の口腔保健のさらなる向上に取り組んでいく。

(2) 子どものむし歯予防

民営保育園においては，フッ化物洗口事業に係る普及啓発を行うことにより，また，市営保育所においては，保育課を連携しながら，それぞれフッ化物洗口実施施設の増加に努める。

(3) 成人の歯周病予防

現在，以下の周知機会に，「歯ッピーNote」（歯周病普及啓発冊子）を配布し，普及啓発に努めているが，さらに，周知機会を増やし，定期的な歯科検診を受診するよう，啓発していく。

実施者	内容
保健医療課	・ 市民向け講演会等の説明で使用 ・ 市民団体の要望による研修会（市政出前トーク等）の説明で使用
保健センター	・ 歯科健診事業における歯科保健指導時の指導教材として使用
	・ 健康教室における講話教材として使用
	・ 主催・共催の歯科保健イベント等において来場者に配布
歯科医師会	・ 「歯のひろば（本会）」等イベントで来場者に配布

（４）セルフケアが困難な方への口腔ケアの推進

歯科保健医療サービス提供困難者普及啓発等推進事業を継続実施し、施設入所者の口腔ケアの充実を図る。

障害者及び要介護高齢者入所施設を対象として実施したアンケート調査の結果に基づいて、今後の長期的な事業展開の方向性を検討していく。

（５）大規模災害時における口腔保健施策の充実

本市の「保健衛生推進室防災対策マニュアル策定プロジェクトチーム」と歯科医師会の「災害時対策・警察歯科検討プロジェクトチーム」との実務者レベルでの意見交換や研修派遣等を通じて、本市と歯科医師会との連携を強化し、本市地域防災計画に基づく医療救護活動の充実に努めていく。

(京都市民健康づくり推進会議)

平成 27 年 3 月 25 日

保 健 医 療 課

「喫煙」に関する取組について

1 京都市たばこ対策行動指針の経過

- 平成 17 年 2 月 京都市たばこ対策行動指針策定
- 平成 22 年度 行動指針中間見直し
 - ・ 平成 22 年 5～7 月 受動喫煙防止対策等に関する意識調査、公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査
 - ・ 平成 23 年 3 月 京都市たばこ対策行動指針見直し中間報告
- 平成 24 年度 京都市たばこ対策行動指針改定のための検討
 - ・ 平成 25 年 3 月 京都市たばこ対策行動指針（第 2 次）策定

2 防煙セミナー（喫煙防止教育）の実施状況

○ 京都市たばこ対策行動指針（第 2 次）に掲げる数値目標

	現状値 (平成 20～23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25～26 年度)
未成年者（13～19 歳）の喫煙の割合 ※京都市思春期に関する意識調査	2.4% ※平成 20 年度	0%	2.3% ※平成 25 年度
喫煙防止教育の実施（年間受講者数） ※防煙セミナー実績値	7,363 人 ※平成 23 年度	14,000 人*	6,930 人 ※平成 26 年度

* 中学校在学中に少なくとも 1 回は受講できるよう市内の中学校 1 学年相当数としている。

○ 防煙セミナーの経年実施状況

		種別/年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
学校数（延）		中学	22	32	35	41	46	46	41
		高校	13	15	12	6	9	7	5
		合計	35	47	47	47	55	53	46
生徒数（延）		中学	3,161	4,703	4,840	6,377	6,874	7,155	6,230
		高校	2,303	2,253	2,199	1,079	1,671	1,054	700
		合計	5,464	6,956	7,039	7,456	8,545	8,209	6,930
(内訳)保健センター 行事分	学校数	中学	—	—	—	10	28	37	37
		高校	13	15	12	5	9	7	5
		合計	13	15	12	15	37	44	42
		保健センター 従事率(%)	37.1	31.9	25.5	31.9	67.2	83.0	91.3
	生徒数	中学	—	—	—	1,832	4,569	6,028	5,514
		高校	2,303	2,253	2,199	873	1,671	1,054	700
		合計	2,303	2,253	2,199	2,705	6,240	7,082	6,214

※保健センターの取組：平成 20 年度～22 年度は高校を、平成 23 年度から中学校を中心に実施した。

3 禁煙相談・支援実績について

保健センターにおいて禁煙相談を実施し、禁煙希望者には3箇月間の禁煙支援を実施している。

○ 京都市たばこ対策行動指針（第2次）に掲げる数値目標

喫煙者の割合 ※国民生活基礎調査(20歳以上)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成29年度)	最新値 (平成25年度)
男性	28.8%	16%	28.8%
女性	10.7%	7%	8.9%

<喫煙者の推移>

喫煙者の割合	平成13年度	平成16年度	平成20年度	平成23年度	平成25年度
男性	43.1%	41.2%	35.5%	28.8%	28.8%
女性	16.0%	15.4%	13.7%	10.7%	8.9%

○ 禁煙相談・支援実績

	禁煙相談	禁煙支援
平成25年度	120人	40人
平成26年度(上半期)	46人	14人

4 受動喫煙の防止

○ 京都市たばこ対策行動指針（第2次）に掲げる数値目標

		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成29年度)	最新値 (平成25年度)
全面禁煙の実施	行政機関※1	55.3%	100%	—
	飲食店等※2	27.7%	56%	—
乳幼児の家庭内における 受動喫煙の機会		—	0%	—
飲食店での受動喫煙対策 の取組の表示		—	50%	参考※3 18.5%

※1 京都市公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査の内、保健センター・支所、官公庁の実施率

※2 京都市公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査の内、飲食店、小売、サービス業、宿泊施設の実施率

※3 事業者連絡協議会調査

○ 官民一体での受動喫煙防止の推進「店頭表示ステッカー」の普及について

(1) 連携協定の締結

平成24年7月、事業者が主体的に受動喫煙対策に取り組むため、各生活衛生同業組合が中心となり、「事業者連絡協議会」が設立される。

平成25年5月、京都府・京都市・事業者連絡協議会と3者で「受動喫煙防止対策を推進するための連携に関する協定」を締結した。協定締結後、協議会に参画している各組合の加盟店舗を対象に、受動喫煙の推進を図るため、店舗のたばこの取扱いを示す「店頭表示ステッカー」を普及する取組を進めている。

＜「店頭表示ステッカー」の取組概要＞

- ・ 目的：店舗等の施設における受動喫煙防止対策の状況を示すことで、住民及び国内外からの観光客等、誰もが安心して施設を利用できる環境づくりを進めていく。
- ・ 対象：事業者連絡協議会に参画している各組合の加入店舗（12 団体約 4,000 店舗）
- ・ 作成・配布方法：平成 25 年 5 月事業者連絡協議会が作成し、各組合の加入店舗に郵送した。
- ・ ステッカーデザイン：別紙 1

(2) 店頭表示ステッカーの普及拡大について

店頭表示の取組を更に推進するため、本市独自の取組として、商業施設を管理している市の関連団体に呼びかけを行い、各団体が事業者連絡協議会の「賛同団体」として取組に加わり、共に「店頭表示ステッカー」を普及している。

その後も、京都駅ビル、伊勢丹、アスティ等の京都駅周辺の商業施設や、錦市場商店街、河原町商店街が取組に参画した。

＜「賛同団体」として参画した施設＞

＜平成 25 年 12 月＞

- ・ ゼスト御池（京都市役所前地下街）
- ・ 京都アバンティ（京都駅八条口すぐ）
- ・ コトチカ（京都・四条・御池）（地下鉄各駅構内）
- ・ ポルタ（京都駅前地下街）
- ・ ラクト山科（地下鉄山科駅すぐ）
- ・ パセオ・ダイゴロー（地下鉄醍醐駅すぐ）

＜平成 26 年 3 月＞

- ・ 京都駅周辺商業施設（京都駅ビル、伊勢丹、アスティ、ザ・キューブ）

＜平成 27 年 3 月＞

- ・ 錦市場商店街、河原町商店街

5 その他活動

(1) 世界禁煙デー、禁煙週間の取組（5 月 31 日～6 月 6 日）

- ・ 龍谷大学、立命館大学で防煙イベントを、NPO 禁煙推進研究会（以下 NPO）や京都府と協働で実施した。
- ・ 四条烏丸交差点付近で防煙に対するチラシ配布を、京都府と協働で実施した。
- ・ 歯の広場や介護予防フェスティバルなどイベントや検診等の機会に、禁煙や防煙の大切さを呼びかけた。
- ・ 高台寺にて、庭園の無料開放と夜間ライトアップ等を行い、来場者へ受動喫煙防止のPRを実施。NPO、京都府と共催で実施した。

(2) ライフステージ別防煙・禁煙の取組（啓発パンフレット作成等）

< 妊産婦 >

○ 京都市たばこ対策行動指針(第2次)に掲げる数値目標

	現状値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25 年度)
「妊娠中」の喫煙の割合 ※母子健康手帳の交付時アンケート結果	5.3%	0%	参考※1 3.7%
「出産後」の喫煙の割合 ※京都市母子保健に関する意識調査	8.2%	0%	4.7%

※1：京都市母子保健に関する意識調査(平成 25 年度調査)

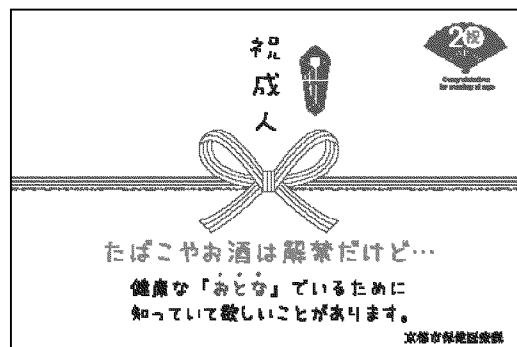
- ・ 保健センターでの母子事業(母子健康手帳交付、乳幼児健診、プレママ・パパ教室)を通じて妊産婦向けリーフレットを配布している。
- ・ 母子健康手帳交付時に妊婦に配布するテキスト「赤ちゃんといっしょ」に、たばこの害と禁煙の必要性についての記事を掲載している(年間約 12,200 部)。
- ・ 母子保健事業担当職員を対象に、受動喫煙対策についての研修会を実施した。

< 未成年 >

- ・ 市立中学校の中学 1 年生全員に、未成年者向け防煙リーフレットを配布(年間約 10,800 部)した。
- ・ 京都造形芸術大学で、新入生を対象に防煙リーフレットを配布した。

< 成人 >

- ・ 保健センターでの禁煙教室等の健康教室や、肺がん検診等の保健事業や、健康づくりサポーターの活動において禁煙・防煙リーフレットを配布している。
- ・ 成人式で、喫煙防止リーフレットをお祝い袋に入れ配布(1,000 部)した。



(3) 京都市ホームページ（情報館）の活用

たばこ対策行動指針や、受動喫煙防止に関する取組等をホームページで紹介している。
今後、関連サイトのリンクなど充実を図っていく。

(4) 「市長の手紙」等市民からの問合せ対応

市長の手紙等市民から受動喫煙の意見が寄せられた場合、対象の場所や店舗に出向き、事象の確認や対象店舗や所管機関への助言などを行っている。

* 参考

路上喫煙対策について（文化市民局）

○ 「京都市路上喫煙等の禁止に関する条例」

路上喫煙等による身体及び財産への被害防止並びに健康への影響の規制を図るため、平成 19 年 6 月に施行された。

平成 19 年 5 月 29 日	条例の制定
平成 19 年 6 月 1 日	条例の施行
平成 19 年 11 月 1 日	禁止区域の指定（河原町，四条通等 10 の通り）
平成 20 年 6 月 1 日	路上喫煙等禁止区域での違反者に対し，1,000 円の過料処分を科す
平成 22 年 7 月 1 日	路上喫煙等禁止区域の拡大（市内中心部 約 16.5 km）
平成 24 年 2 月 1 日	路上喫煙等禁止区域の拡大「京都駅地域」，「清水・祇園地域」 (約 27.4km)

○ 京都市路上喫煙等に係る過料処分件数

年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度 (上半期)
過料処分 件数	478	391	2,749	5,636	6,749	4,380	1,843

○ 京都市路上喫煙率について(%)

場所/調査時期	平成 19 年 7 月～9 月	平成 20 年 8 月	平成 22 年 8 月	平成 23 年 12 月	平成 24 年 2 月	平成 26 年 10 月
市内中心部	0.68	0.10	0.16	0.08	0.09	0.05
京都駅地域	—	—	—	0.33	0.23	0.03
清水・祇園地域	—	—	—	0.11	0.11	0.01

6 平成 27 年度の実施の方向性

たばこ対策行動指針の基づく取組の継続

(1) 受動喫煙の防止

○ 飲食店での受動喫煙対策の取組の表示の推進

「事業者連絡協議会」や商業施設と連携し，「店頭表示ステッカー」の普及を推進していく。また，取組に加わる賛同団体を増やしていく。

○ 保健センターで実施する保健事業での啓発

- ・ 健康教育，がん検診，乳幼児健診等の機会を通じ，喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を普及啓発していく。
- ・ 大学との連携による普及啓発をしていく。

○ 関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

「京都市民健康づくり推進会議」「たばこ対策推進部会」の構成団体と連携のもと，それぞれの立場から趣旨に沿った取組（普及啓発，職場等の受動喫煙対策など）がなされるよう要請していく。

○ 世界禁煙デー，禁煙週間の取組

- ・ 平成 27 年 5 月 30 日に，NPO，京都府と連携し，イベントを実施する（高台寺にて，ライトアップイベント）。
- ・ 京都タワー，京都府庁，京都市役所を黄緑色にライトアップを行う。
- ・ 禁煙週間は，保健センターでの普及啓発をより積極的に実施する。

(2) 未成年者の喫煙防止

○ 防煙セミナー（喫煙防止教育）の実施

- ・ 教育委員会，NP0 と協力して中学校で防煙セミナーの実施校を増やしていく。
- ・ 防煙セミナーに従事するスタッフの研修やマニュアルを充実し，従事可能なスタッフの充実を図る。
- ・ 教育媒体の充実を図る。

○ 市立中学 1 年生にパンフレットの配布

(3) 妊産婦の喫煙防止

○ 妊産婦を対象とする保健指導の推進

- ・ 母子健康手帳交付時，乳幼児健康診査，家庭訪問等の機会に喫煙習慣，受動喫煙の状況を把握し，保健指導を行う。
- ・ 必要に応じて，継続した禁煙支援を行う。
- ・ 母子保健事業に従事する職員の保健指導のスキルアップを図る。

○ 妊産婦向けパンフレットの配布

たばこを巡る動向を踏まえ，よりわかりやすく正確な情報にリニューアル，充実を図る。

(4) 成人の喫煙率の減少

○ 禁煙相談，禁煙支援の実施

事業の周知を図る。特に禁煙外来の適用にならない方の利用を勧める。

○ パンフレットの配布による普及啓発

○ 健康教育の実施

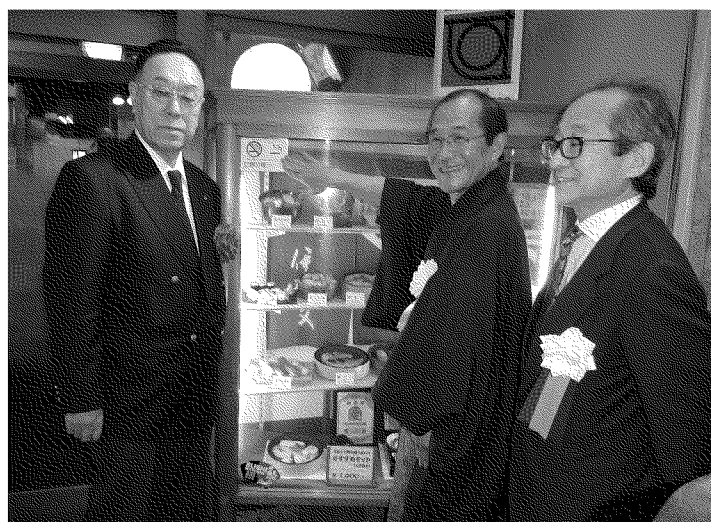
たばこによる C O P D (慢性閉塞性肺疾患) 等健康教育の強化，禁煙外来の紹介などを含む健康教育の実施

受動喫煙防止の推進「店頭表示ステッカー」の普及について

＜店頭表示ステッカーデザイン＞



平成 27 年 3 月 17 日 ＜錦市場商店街，河原町商店街 店頭表示ステッカー普及拡大イベント＞



「飲酒」に関する取組について

1 京都市飲酒に関する行動指針の概要（平成 25 年 3 月策定）

○ 基本方針

- ・ 未成年者及び妊産婦の飲酒を防止することにより，次世代（＝青少年・子ども）の健康の確保に取り組む。
- ・ 急性アルコール中毒・生活習慣病の発症リスクに着目した適正飲酒を推進することで飲酒習慣の改善を図り，循環器疾患，肝臓障害等の生活習慣病の予防を推進する。

○ 具体的な取組

- ・ 未成年者の飲酒の防止：飲食店との連携による未成年の飲酒防止の啓発 等
- ・ 妊産婦の飲酒の防止：関係団体との連携による啓発 等
- ・ 適正飲酒の推進：成人学生への適正飲酒啓発の推進 等

○ 数値目標

目標項目	現状 (平成 20～23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25 年度)
未成年者(15～19 歳)の 飲酒する者の割合 ※思春期に関する意識調査	28.3% ※平成 20 年度	0%	19.5%
妊娠中に飲酒する者の割合 ※母子健康手帳交付時調査	9.9% ※平成 23 年度	0%	参考：3.9% ※母子保健に関する 意識調査
生活習慣病のリスクを高める 量を飲酒している者の割合 ※京都市国民健康保険特定健康診査	男性：13.7% 女性：8.5% ※平成 23 年度	12.6% 7.9%	男性：13.9 % 女性：8.8 %

2 アルコール対策に関する法律について

- ・ アルコール健康障害対策基本法の概要について 別紙 1
- ・ アルコール健康障害対策基本法の施行について 別紙 2

3 妊産婦へのアルコール対策

妊産婦に面接，訪問する下記の機会に飲酒習慣の有無を把握し，状況に合わせた保健指導を行っている。

- ①母子健康手帳交付時 ②妊婦訪問 ③赤ちゃん（新生児～4 か月）訪問

4 適正飲酒の啓発

- ・ 成人式会場において，適正飲酒のパンフレット（アルコールパッチテスト付き）をお祝い袋に入れ配布した（1,000 部）。

5 アルコール依存症予防パンフレットの配布（こころの健康増進センター）

- ・ アルコール依存症予防パンフレットを医療機関，保健センター，地域包括支援センター，学校等 800 箇所合計 12,000 部配布（平成 24 年度～平成 25 年度）した。

6 アルコール家族教室・ミーティング（こころの健康増進センター）

- ・ アルコール依存について悩んでおられるご家族が，病気について学び，同じ立場にある他の家族と交流する会を開催した。

家族教室：8月～12月の第1月曜（平成26年度）／ 家族ミーティング：毎月第3月曜日

7 アルコールと健康を考えるセミナー（こころの健康増進センター）

- ・ 京都市・京都府・NPO法人京都府断酒連合会の連携により，アルコールに関する正しい知識の普及を図るためのセミナーを平成26年8月に開催した。参加者数315名。

8 平成27年度取組の方向性

「アルコール健康障害対策基本法」施行に伴う国の動向を踏まえつつ，各関係機関と連携のうえ，取組内容を検討し，必要な施策を実施していく。

アルコール健康障害対策基本法について

基本認識

酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高い

定義

アルコール健康障害: アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害

基本理念

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援

飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

責務

国・地方公共団体・国民・医師等・健康増進事業実施者の責務とともに、事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力義務を規定

アルコール関連問題啓発週間

国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間（11月10日から同月16日まで）を規定

アルコール健康障害対策推進基本計画等

アルコール健康障害対策推進基本計画: 内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、法施行後2年以内に閣議決定

都道府県アルコール健康障害対策推進計画: 都道府県に対し、策定の努力義務を規定

基本的施策

教育の振興・不適切な飲酒の誘引の防止・健康診断及び保健指導・アルコール健康障害に係る医療の充実等・アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等・相談支援等・社会復帰の支援・民間団体の活動に対する支援・人材の確保等・調査研究の推進等を規定

アルコール健康障害対策推進会議・関係者会議

内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもって構成し、連絡調整を行うアルコール健康障害対策推進会議の設置を規定

アルコール健康障害対策推進会議の連絡調整に際して、専門家、当事者等の意見を聴くアルコール健康障害対策関係者会議の設置を規定

※ 法律の施行当初は、内閣府において基本計画の策定及び推進に関する事務を所掌し、基本計画の策定後3年以内に当該事務を厚生労働省に移管

府政共生第411号
法務省矯成第1174号
課 酒 2 ー 4
26文科ス第144号
健発0602第1号
障発0602第1号
平成26年6月2日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各都道府県教育委員会教育長 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

武 川 光 夫

(印影印刷)

法務省矯正局長

西 田 博

(印影印刷)

国税庁長官官房審議官

上 羅 豪

(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長

久 保 公 人

(印影印刷)

厚生労働省健康局長

佐 藤 敏 信

(印影印刷)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

蒲 原 基 道

(印影印刷)

アルコール健康障害対策基本法の施行について（通知）

アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項等を定めたアルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）が、第 185 回国会において成立し、平成 26 年 6 月 1 日に施行されました。

同法の概要は下記のとおりであり、今後、政府としては、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴きながら、アルコール健康障害対策推進基本計画の策定を行い、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進していくこととしております。

都道府県におかれましても、同法第 14 条において都道府県アルコール健康障害対策推進計画を策定するよう努めなければならないとされておりますので、法の趣旨を十分踏まえ、アルコール健康障害対策の一層の推進に御協力願います。

なお、管内市区町村その他の関係機関並びに関係団体等に対し、この旨周知いただけるよう御配慮願います。

また、警察庁交通局長及び生活安全局長から各都道府県警察の長宛てに、別途通達がなされることを申し添えます。

記

第 1 総則

1 目的（第 1 条関係）

この法律は、酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義（第 2 条関係）

「アルコール健康障害」とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいう。

3 基本理念（第 3 条関係）

次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- (2) アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

4 国等の責務

- (1) 国は、基本理念にのっとり、アルコール健康障害対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- (2) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (3) 酒類の製造・販売事業者（飲食店等を含む。）は、国及び地方公共団体（以下「国等」という。）が実施するアルコール健康障害対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 国民は、アルコール関連問題（アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。
- (5) 医師その他の医療関係者は、国等が実施するアルコール健康障害対策に協力し、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に寄与するよう努めるとともに、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。
- (6) 健康増進事業実施者は、国等が実施するアルコール健康障害対策に協力するよう努めなければならない。

5 アルコール関連問題啓発週間（第 10 条関係）

- (1) アルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年 11 月 10 日から同月 16 日までをアルコール関連問題啓発週間とする。
- (2) 国等は、本週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

6 法制上の措置等（第 11 条関係）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第 2 アルコール健康障害対策推進基本計画等

1 アルコール健康障害対策推進基本計画（第 12 条関係）

- (1) 政府は、この法律の施行後 2 年以内に、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策の推進に関する基本的な計画（以下「アルコール健康障害対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- (2) アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成時期を定めるものとする。
- (3) 内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- (4) 政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告し、適切な方法により公表しなければならない。
- (5) 政府は、適時に、(2) の目標の達成状況を調査し、その結果を適切な方法により公表しなければならない。
- (6) 政府は、状況の変化及び対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、アルコール健康障害対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- (7) (3) 及び(4) は、変更する場合についても同様とする。

2 関係行政機関への要請（第13条関係）

内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出又はアルコール健康障害対策推進基本計画に定められた施策の実施について、必要な要請をすることができる。

3 都道府県アルコール健康障害対策推進計画（第14条関係）

- (1) 都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画（以下「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- (2) 都道府県アルコール健康障害対策推進計画は、医療計画、都道府県健康増進計画その他の法令の規定による保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- (3) 都道府県は、状況の変化及び対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、都道府県アルコール健康障害対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第3 基本的施策

国等は、以下に掲げる事項を実施するために必要な施策を講ずるものとする。

- 1 家庭、学校、職場その他の様々な場におけるアルコール関連問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及（第15条関係）
- 2 アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒の誘引の防止（第16条関係）
- 3 健康診断及び保健指導におけるアルコール健康障害の発見及び飲酒についての適切な指導等（第17条関係）
- 4 アルコール健康障害の進行を防止するための節酒等の指導並びにアルコール依存症の専門的な治療及びリハビリテーション（以下「専門治療等」という。）

を受けることについての指導の充実、専門治療等の充実、専門治療等を行う医療機関とその他の医療機関との連携の確保等（第 18 条関係）

- 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等をした者に対する当該者の状況に応じた指導、助言、支援等の推進（第 19 条関係）
- 6 アルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族に対する相談支援等の推進（第 20 条関係）
- 7 アルコール依存症にかかった者の円滑な社会復帰に資するための、就労支援等の推進（第 21 条関係）
- 8 アルコール依存症にかかった者の自助活動その他の民間団体が行う自発的な活動に対する支援（第 22 条関係）
- 9 医療、保健、福祉、教育、矯正その他のアルコール関連問題に関連する業務に従事する者について、アルコール関連問題に関する十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上（第 23 条関係）
- 10 アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止並びに治療の方法に関する研究、アルコール関連問題に関する実態調査その他の調査研究の推進（第 24 条関係）

第 4 アルコール健康障害対策推進会議（第 25 条関係）

- 1 内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員からなるアルコール健康障害対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設け、必要な連絡調整を行う。
- 2 推進会議は、連絡調整を行うに際しては、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴く。

第 5 アルコール健康障害対策関係者会議（第 26 条及び第 27 条関係）

- 1 内閣府に、アルコール健康障害対策関係者会議（以下「関係者会議」という。）を置く。
- 2 関係者会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - （1）アルコール健康障害対策推進基本計画に関し、第 2 の 1 の（3）の事項（同 1 の（7）の場合を含む。）を処理すること。
 - （2）第 4 の 1 の連絡調整に際し、推進会議に対し、意見を述べること。
- 3 関係者会議は、委員 20 人以内で組織し、委員は、アルコール関連問題に関し専門的知識を有する者並びにアルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 その他関係者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令（※ 1）で定める。

第 6 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から 6 月を超えない範囲内において政令（※ 2）で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行当初は、内閣府において基本計画の策定及び推進に関する事務を所掌し、基本計画の策定後 3 年以内に当該事務を厚生労働省に移管する。

- ※1 別紙1「アルコール健康障害対策関係者会議令（平成26年政令第189号）」
- ※2 別紙2「アルコール健康障害対策基本法の施行期日を定める政令（平成26年政令第188号）」

京都市国保における特定健康診査・特定保健指導について

1 特定健康診査等の目標

平成20年度から、国民の健康の保持・増進及び医療費の適正化を図るため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険者が生活習慣病の予防・改善を目的とした特定健康診査・特定保健指導を実施している。

また、同法において、保険者が5年を一期とした実施計画を定めることが規定されていることから、本市国保においても、平成20年度から24年度を計画期間とする第一期実施計画を策定し、国が示した目標値に基づき、以下のとおり各計画年度の目標値を定め、特定健康診査及び特定保健指導の実施に取り組んできたところである。

平成24年度で第一期の計画期間が終了したことから、現在、国が示した目標値（平成29年度特定健康診査受診率：60％、特定保健指導実施率：60％）に基づき、平成25年度から29年度を計画期間とする第二期実施計画を策定し、取組を進めている。

(1) 特定健康診査

① 受診場所と実施時期

ア 集団健診（小学校や区役所・支所等）：5月～12月

イ 診療所・病院（指定医療機関）：4月～3月

ウ 人間ドック：7月～3月

② 検査項目

問診・腹囲測定を含む身体計測・診察・血圧測定・血液検査・尿検査・心電図検査（65歳以上：全員，64歳以下：必要と判断された方）等

③ 受診料金

- ・集団健診，診療所・病院

{	40歳～64歳の方：500円
}	65歳以上の方：無料
- ・人間ドック：10,800円～13,590円（健診費用の3割相当額）

(2) 特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、生活習慣を見直すサポートを行っている。リスクの程度に応じて支援方法が異なる。

① 実施内容

- ・動機付け支援：初回面接及び6箇月後の評価
- ・積極的支援：初回面接，3箇月以上の継続的な支援及び6箇月後の評価

② 利用料金

無料

(3) 実施計画における目標値

第一期	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
特定健康診査の受診率目標	45%	50%	55%	60%	65%
特定保健指導の実施率目標	30%	34%	38%	42%	45%
メタボ該当者・予備群減少率	—	—	—	—	10% (20年度比)

第二期	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健康診査の受診率目標	30%	37%	45%	52%	60%
特定保健指導の実施率目標	30%	37%	45%	52%	60%

2 平成25年度までの法定報告等の概要

(1) 特定健康診査の受診者数・受診率

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対象者数	225,525	226,187	225,392	227,347	228,079	228,950
受診者数	47,856	52,216	50,492	50,956	51,335	52,698
受診率	21.2%	23.1%	22.4%	22.4%	22.5%	<u>23.0%</u>

(2) 特定保健指導の対象者数・実施者(終了者)数・率

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対象者数	6,508	6,540	6,016	6,115	5,964	5,959
実施者数	1,191	1,213	961	1,273	1,433	1,239
実施率	18.3%	18.5%	16.0%	20.8%	24.0%	<u>20.8%</u>

※血糖、脂質、血圧の薬を服薬中の者については、特定保健指導の対象としない。

3 受診率及び実施率向上対策

(1) 平成26年度に実施した特定健診受診率向上対策

- ア 対象者全員に受診券及び受診の手引き等を送付(4月)
- イ 市民しんぶん区版(4/15号)に健診実施概要を記載したチラシを挟み込み(4月)
- ウ 保健センターニュースに集団健診の日程を掲載し、配布・回覧(4月)
- エ 集団健診周知ビラを区役所・支所、保健センター及び個別医療機関に配架(5月)
- オ 休日健診周知ビラを実施日の約2週間前に全戸回覧

- カ 集団健診周知ポスターを市広報板、個別医療機関、市バス・地下鉄車両に掲示
(5月)
- キ 「こくほだより」(6月、1月)、「国保ガイド」(6月)に特定健診受診勧奨記事を掲載
- ク 医療費通知のハガキ裏面に特定健診受診勧奨記事を印刷(5、11、1、3月)
- ケ 保険証の送付封筒裏面に特定健診受診勧奨記事を掲載(更新時も同様)
- コ 高齢受給者証の送付封筒裏面に特定健診受診勧奨記事を掲載(更新時も同様)
- サ 電話による制度周知・受診勧奨(通年)
- シ ハガキによる受診勧奨(通年)
- ス 平日の集団健診における胸部(結核・肺がん)検診・大腸がん検診との同時実施

(2) 平成26年度に実施した特定保健指導周知・利用勧奨の取組

- ア 対象者全員に利用券及び利用の手引き等を送付
- イ 利用券交付前であっても、随時、特定保健指導を実施
- ウ 利用勧奨ビラを作成し、委託機関を通して対象者に送付
- エ 電話・文書等による利用勧奨(直営、ドック)
- オ 健診結果説明会の開催(直営)
- カ 家庭訪問による特定保健指導及び利用勧奨の実施(直営)
- キ 未利用者に対するはがき勧奨(個別)
- ク 委託機関を対象とした研修会の開催(年2回 ドック、フィットネス)
- ケ 特定保健指導の実施率を特定健診ドックの定員配分に反映
- コ 「こくほだより」(6月、1月)、「国保ガイド」(6月)に利用勧奨記事を掲載
- サ 保険年金課ホームページに利用者の声を掲載(随時更新)
- シ フィットネス利用機関の拡大(4機関5箇所→6機関7箇所)
- ス 電子メール支援による、保健指導の実施
- セ 利用率向上のための地区医師会への特定保健指導の効果説明

(3) 平成27年度に新たに実施する受診率及び実施率向上対策

- ア 検査項目の追加
尿酸や総コレステロール等の7項目を追加することにより、生活習慣病をはじめとした多くの疾患の早期発見・予防に寄与することで京都市国民健康保険加入者の健康レベルの底上げを図るとともに、健診の魅力を高め受診者の増加を図る。
- イ 夏期受診環境の改善拡大
受診環境に配慮した夏期健診会場の春期・秋期への振替、公共施設やショッピングセンターの活用及び27年度は扇風機に加えミストも活用した夏期対策を実施する。
- ウ 受診勧奨の拡大
26年度試行実施した委託業務による電話勧奨も含め、はがき及び電話等による受診勧奨を広範囲に実施する。

平成26年度取組実績

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
1	京都市体育振興会連合会会長集会 ニュースポーツ大会	6/14	各学区の体育振興会会長等		○						各学区の体育振興会会長等が一同に会し、交流試合（ソフトバレーボール、インドアペタंक）を開催。	京都市体育振興会連合会
2	第61回京都市ソフトボール大会、第24回京都市壮年ソフトボール大会	7/27	各学区体育振興会		○						各区の予選を勝ち抜いた一般・壮年の代表チームによるトーナメント戦を開催。	
3	第50回京都市バレーボール祭	8/31	各学区体育振興会		○						各区から代表約500名の女子選手が参加し、交流試合を開催。	
4	第26回市民スポーツフェスティバル	11/3	各学区体育振興会等		○						約6,000名参加の下、多様な種目（ジョギング、リレーカーニバル、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンド・ゴルフ及びペタंक）を行う。	
5	チャンピオン大会（女子バレーボール）	11/16	各学区体育振興会		○						各区の予選を勝ち抜いた代表チームのトーナメント戦を開催。	
6	結核予防とガンについて	結核予防週間	11行政女性会会員							○	結核やガンの早期発見について学習会を開催	京都市地域女性連合会
7	結核予防啓発	9/27	市民							○	京都駅前において結核予防に関する啓発活動を実施	
8	健康ガイド掲載	毎月	女性会員、一般市民	○	○	○	○	○	○	○	毎月女性新聞に健康ガイド掲載	
9	児童、生徒の健康づくり	通年	児童、生徒	○	○	○	○	○	○	○	協議会を構成する単位PTAにおいて、学校とPTAが一体となって児童、生徒の健康づくりに取り組む。	京都市PTA連絡協議会
10	集団健診への協力	通年	市民							○	集団健診会場における受付など	京都市保健協議会連合会

平成26年度取組実績

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
11	公衆衛生の向上に関する普及啓発	通年	市民	○	○	○	○	○	○	○	健康づくり等の公衆衛生の向上に関する啓発物の地域における配布	京都市保健協議会 連合会
12	料理講習会	7/4, 11	老人クラブ会員	○							大阪ガス福祉財団と共催で、健康づくり料理講習会を大阪ガススクッキングスクール京都で開催。各区老連から64名が参加	すこやかクラブ京都 (（一社）京都市老人 クラブ連合会)
13	トレッキングツアー	8/26, 27	老人クラブ会員		○						乗鞍岳トレッキングツアーを開催。畳平から剣ヶ峰又は乗鞍天文台までの往復コース。352名参加	
14	市老連ゲートボール大会	9/4雨天中止	老人クラブ会員		○						当日及び予備日ともに雨天中止	
15	市老連グラウンド・ゴルフ大会	9/30	老人クラブ会員		○						各区老連から代表380名が参加	
16	京都ウォーキング大会	11/6	老人クラブ会員		○						大阪ガス福祉財団と共催で、鴨川丸太町橋～北大路橋のウォーキング大会を開催。各区老連から約1,500名が参加	
17	市老連ペタンク大会	10/30	老人クラブ会員		○						各区老連から代表299名が参加	
18	市老連ボウリング大会	12/5	老人クラブ会員		○						各区老連から代表223名が参加	
19	健康教室	1/27	老人クラブ会員		○						大阪ガス福祉財団と共催で、講演及び体操を行う。ひと・まち交流館京都で開催。各区老連から204名が参加	
20	社交ダンスの集い	3/11	老人クラブ会員		○						各区老連から代表237名が参加予定	
21	食育研修	7月, 12月, 1月, 2月	保育関係者	○							各保育園における給食について研究	(公社) 京都市保育園 連盟

平成26年度取組実績

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
22	保育園給食業務相談	通年	保育関係者	○							給食指導，完全給食の実施検討，食物アレルギーへの対応等，給食業務の巡回指導	(公社) 京都市保育園連盟
23	看護技術講習会	7月～8月	保育関係者							○	保育者を対象とし，看護知識の理論と技術の訓練を行い，保育内容の向上をはかる。	
24	各区対抗バレーボール大会	7月	保育関係者		○						職員の体力向上をめざすとともに，親睦をはかる。	
25	団体鑑賞会	6/21	京都市私立幼稚園教職員			○					笑いのプロの舞台を勧奨。笑いの効果を浴びる。	(公社) 京都市私立幼稚園協会
26	禁煙	通年	各小学校					○			「学校敷地内禁煙」の実施	京都市小学校長会
27	禁煙	通年	全中学校					○			「学校敷地内禁煙」の実施	京都市立中学校長会
28	禁煙	通年	連合会所属の学校法人役員・校長・教職員，保護者会連合会役員等・事務局・来訪者すべて					○			会議等一切禁煙	京都府私立中学高等学校連合会
29	健康診断における高度異常所見保有者に対する呼び出し，継続的な保健指導，追跡	通年	学生，職員	○	○			○	○	○	健康診断における高度異常所見保有者に対する呼び出し，継続的な保健指導，追跡	京都大学健康科学センター
30	禁煙希望者に対する禁煙補助薬無償提供および伴走援	通年	学生，職員					○			禁煙希望者に対する禁煙補助薬無償提供および伴走援	
31	後遺障害を伴う休職者に対する全学レベルの職場復帰支援	通年	職員			○					後遺障害を伴う休職者に対する全学レベルの職場復帰支援	
32	パンフレット等の設置	通年	会員及び会館利用者	○	○	○	○	○	○	○	健康づくりに関するパンフレット等を会館内窓口に設置	京都商工会議所

平成26年度取組実績

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
33	京都勤労者健康づくりフェア	10/27	京都府民及び府内に働くすべての勤労者とその家族		○						フィットネス体験や健康づくりに関する講習等を実施	京都労働者福祉協議会
34	第64回勤労者文化祭野球大会	10/5, 12, 12/7	京都府内にある事業所の勤労者で組織するチーム		○						殿田球場	
35	2013年度（第54回）京都労福協卓球大会	1/19	京都府内在住及び勤労者と京都卓球協会の勤労者会員		○						伏見港公園体育館	
36	ボウリング大会、チャリティゴルフ大会	春～秋	加盟団体勤労者		○						丹後、宮津、舞鶴、福知山、綾部、口丹、乙訓、南、伏見、南山城の各地区で実施予定	
37	健康づくりフェスティバル	12/6	府民・市民	○	○				○	○	健康維持・増進に一層取り組むきっかけを提供し健康意識を高めることを目的とした。特別講演、食育講演、ミニ健康講話、血管年齢測定、26年度と同様に骨密度測定、健康損段コーナーなどを設けて実施する予定。	(一財) 京都工場保健会
38	退職者健康支援	通年	55歳以上退職者 (国保は在職でも可)	○	○	○	○	○	○	○	ウォーキングや料理教室の開催案内、健康講話、健康診断・人間ドックの受診勧奨、健康相談、健康診断・人間ドックの受診勧奨、健康相談などを実施する予定	
39	研修・セミナー	25年度に108回	産業保健関係者(産業医・産業看護職・衛生管理者等)	○	○	○	○	○		○	産業保健に関する専門的かつ実践的な研修・セミナーを実施。テーマは「過重労働対策」「職場におけるメンタルヘルス対策」他	京都産業保健 総合支援センター
40	窓口相談	開所日	産業保健関係者(産業医・産業看護職・衛生管理者等)	○	○	○	○	○	○	○	各分野の専門スタッフが健康管理・健康教育等の産業保健活動全般に関する相談に応じる。	
41	情報提供	開所日	産業保健関係者(産業医・産業看護職・衛生管理者等)	○	○	○	○	○	○	○	産業保健に関する図書・ビデオの閲覧を行う。また、メールマガジン(月1回)を発行し、産業保健の啓発に努める。	

平成26年度取組実績

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
42	第41回くらしと健康展	10/26	府民・市民	○	○	○	○	○	○	○	例年どおり、医師による「健康相談コーナー」をはじめ、「超音波骨密度測定」等を実施。また、医療関係団体の協力を得て、「糖尿病」「禁煙」「検査」「看護」「食生活」「放射線」「AED救急」「運動教室」「薬相談」「市民啓発パネル」のブースを設置し、計623名の参加者と計延べ4,277名のブース利用者があった。今年度も京都府医師会館で実施した。	(一社) 京都府医師会
43	「歯のひろば」 (本会主催)	6/8	府・市民				○				歯科健康相談、歯磨き指導、歯の健康度テスト他 来場者数：5,028人	(一社) 京都府 歯科医師会
44	「いい歯の日週間」 記念行事	11/8	府・市民				○				公開講座、各種表彰式、展示他 来場者数：336名	
45	「歯のひろば」 (郡市区歯科医師会主催)	5月～11月	郡市区歯科医師会所属の行政区住民				○				歯科健康相談、歯磨き指導、歯の健康度テスト他	
46	家族介護者向け医療的 ケア口腔ケア実践講習会	6月～11月 (口腔ケア は4回開催)	府・市民				○				医科歯科連携の家族介護者向け講習会 お口のリハビリ(本会主催)：①18名、②9名 お口のお手入れ(衛生士会)：①12名、②7名	
47	公衆衛生啓発 冊子の作成		府・市民				○				歯周病予防、フッ化物歯面塗布、事業所歯科健診、禁煙等に係る普及啓発冊子の作成	
48	口腔サポートセンター 事業	通年	府・市民				○				在宅や施設で通院困難な方のお口のことに関する相談、訪問診療、口腔ケアの窓口開設	
49	お薬相談	12/20, 21	府・市民	○							市民すこやかフェア2012でのお薬相談(みやこめっせ)	(一社) 京都府薬剤師会
50		9/20, 21	府・市民	○							SKYふれあいフェスティバル2012でのお薬相談(パルスプラザ)	
51		10/26	府・市民	○							くらしと健康展でのお薬相談(京都府医師会館)	
52		11/9	府・市民	○							京都府医療推進協議会イベントでのお薬相談(みやこめっせ)	

平成 2 6 年度取組実績

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
53	府民・市民公開講座	11/24	府・市民	○							キャンパスプラザ京都にて開催	(一社) 京都府薬剤師会
54	電話によるお薬相談	通年	府・市民	○							医療用・一般用医薬品，健康食品等の電話相談（飲み合わせや安全性等）	
55	まちの保健室	①5/11 ②その他通年	府・市民	○	○	○	○	○	○	○	日常生活チェック，健康なんでも相談，乳がん自己検査法，看護相談，血圧測定，体脂肪測定，子育て支援，禁煙相談	(公社) 京都府 看護協会
56	くらしと健康展	10/26	府・市民							○	看護相談・血圧・BMI測定・腹囲測定	
57	禁煙推進研修（医療従事者）共催	1/18	医療従事者					○			禁煙指導のための研修	
58	地域子育て支援事業	10/20	母親・乳児			○					育児不安の緩和と母親がリラックスできる場の提供，仲間づくりの場の提供	
59	家族介護者向け医療ケア口腔ケア実践講習会	6月～11月 （通算10回開催）	府・市民				○				医師会，歯科医師会，歯科衛生士会との共催による家族介護者向け講習会	
60	禁煙推進研修（看護学生）	通年	延9校					○			禁煙指導のための体験研修	
61	電話による栄養相談	通年 電話相談は毎週火曜日1時～5時	府・市民	○							栄養ケア・ステーションで地域住民を対象に，来訪・電話による相談窓口の開設。栄養・健康づくり・生活習慣病予防などの相談にあたる。	(公社) 京都府栄養士会
62	いきいき健康フェア	3/1	府・市民（親子対象）	○							まるごと野菜を使ったエコ料理，子どもクッキングと講演	

平成26年度取組実績

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
63	くらしと健康展	10/26	府・市民	○							食生活コーナー（ＰＣ食生活診断，相談指導，パネル展示） 「減塩と食物繊維」をテーマに食品表示，すまし汁試飲	(公社) 京都府栄養士会
64	健康づくり提唱のつどい	12/6, 12/7	府・市民	○							講演：「健康長寿をめざす食べる順番」「上気道感染症と食中毒（ノロウイルス）について」	
65	栄養成分表示普及店推進（食情報提供店）	通年	府・市飲食店	○							栄養成分表示に関わる栄養量計算等（京都府・市協力事業）	
66	パソコンによる食事診断と相談指導	通年	府・市民	○							各種のイベントにおいて，ＰＣ食生活診断を行い，相談助言する。	
67	精神保健懇話会	9/11	府・市民			○					テーマ「保護者制度の廃止に伴う 改正精神保健福祉法のとらえ方～医療保護入院の退院促進について」 115名	(一社) 京都精神保健福祉協会
68	こころの健康づくり大会京都2014	11/19	府・市民			○					テーマ「新しい認知行動療法～マインドフルネスについて～」 195名	
69	こころのケア講演会	3/18	府・市民			○					テーマ「処方箋（ベンゾジアゼピン系薬剤）依存について考える」	
70	機関誌「めんたるへるす京都」発刊	9月，3月	府・市民			○					「めんたるへるす京都47」，「同48」の発行 3,500部	
71	健康創造カレッジ運動教室	通年	カレッジ学生		○						健康増進施設での健康運動指導士による多彩な運動プログラムの実施。	(一財) 京都予防医学センター
72	リラックス教室	通年	京都市民		○						日々の疲れを癒し体調を整えるリラックス体操の実施。	

平成26年度取組実績

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
73	「結核の予防とがんを考えるつどい」講演会	9/12	府・市民							○	非結核性抗酸菌症の診断と治療 検診でわかる胃の病気～ピロリ菌が関わる胃の病気を中心に～	(一財) 京都予防医学センター
74	京都労働健康管理会	3/9	産業保健関係者				○				・インフルエンザについて～パンデミックの対策を含めて～ ・健全な職場づくりのためのコミュニケーション～性格タイプ別アプローチ～	
75	介護予防事業の推進	通年	市民（40歳以上）		○						筋トレ教室、転倒予防教室、脳トレ教室、シニア体力向上教室、低栄養相談、健康ダイエット教室等を開催し、生活機能低下の早期発見・早期対応により生活機能の維持向上を図った。	京都市健康増進 センター
76	中高年齢者の保健指導事業等の推進	通年	市民（40歳以上）		○						健康度の確認、有酸素性運動、筋力トレーニング及び食生活の改善に関する学習、実践指導を行うことにより、生活習慣病の予備群等の減少を図った。	
77	中高年齢者の健康増進事業の推進	通年	市民（40歳以上）		○						体力測定・運動負荷試験等に基づき作成した生活プログラム及び有酸素性運動による指導並びに筋力トレーニング教室の開催により、中高年齢者の健康づくりの推進に取り組んだ。	
78	健康度測定等に係る推進体制の充実強化	通年	市民							○	医師の診察や体力測定・運動負荷試験等の各種医学的検査により把握した健康度に基づき生活プログラムを作成し、健康増進に関する指導を行った。また、特定健康診査や特定保健指導にも取り組んだ。新たに認知機能のチェックや認知症予防の取組も開始した。	
79	健康づくり関連団体等との連携協力並びに調査研究及び普及啓発事業	通年	市民		○						各団体や個人が自主的に健康づくりに取り組めるよう、関連団体の指導・啓発を行い、地域での健康づくりに関する取組に対し積極的な支援活動を行った。また、健康づくりに関する調査研究結果のホームページ等への掲載を行い、健康づくりに関する理論・方法の周知に努めた。	
80	青少年等の健全な身体 の増進事業	通年	市民		○						プール・トレーニングジムの利用及び各種スポーツ教室の開催により、青少年等の健全な身体の育成等を行った。	

平成26年度取組実績

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
81	体験コーナー	12/20, 21	市民	○	○	○	○	○	○	○	「市民すこやかフェア」	京都府国民健康保険 団体連合会
82	健康づくり講演会	3/20	市民	○	○	○	○	○	○	○	医師や学識経験者による各種講座	
83	健康教室	6月, 10月, 2月	会員組合の被保険者とその 家族		○						気功教室・ヨガ教室の開催	健康保険組合連合会 京都連合会
84	座禅体験教室	5月	会員組合の被保険者と18歳 以上のその家族			○					座禅体験→精進料理（食前に読経）→茶礼（抹茶と和菓子）→法和	
85	親と子の水泳教室	7月	会員組合の被保険者とその 家族		○						京都踏水会において、泳ぎの基本からレベルに応じた実技指導	
86	健康ウォーク	11月	会員組合の被保険者とその 家族		○						体力づくり事業としてハイキングコースを設定し歩く。	
87	生活習慣病改善のための 講演と調理教室	3月	会員組合の被保険者とその 家族	○							講演と調理実習「生活習慣病と食事」	
88	生活習慣病予防健診	通年	約270,000人							○	35歳以上の被保険者を対象とし、がん検診も含んだ総合的な健診を実施（受診率見込58.1%）	全国健康保険協会 京都支部
89	特定健康診査	通年	約100,000人							○	40歳以上の被扶養者を対象として実施（受診率見込18%）、自己負担を無料でできる健診を実施。「ミニドック健診」も継続実施。	
90	特定保健指導	通年	約34,000人							○	保健師が事業所を訪問し、健康相談を実施（実施率見込6%）	

平成26年度取組実績

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
91	健康づくり講座	6月～3月	約1,000人	○	○	○		○	○	○	事業所を訪問し、職場の健康づくり講座を実施（85回） メンタルヘルス・生活習慣病・食事栄養等	全国健康保険協会 京都支部
92	栄養教室	9月，12月	40人	○							生活習慣改善のための栄養教室（調理実習）を実施（2回）	
93	重症化予防対策	通年	約8,400人							○	健診結果（血圧，血糖）で，要治療判定者のうち，受診していない方を対象に受診勧奨を実施(5,500人)	
94	疾病予防	通年	全従業員							○	年2回定期健康診断，健康保険組合事業の人間ドックや家庭対象の婦人検診受診を奨励。	株式会社京都放送
95	健康増進	通年	全従業員		○						健康保険組合主催のボウリング大会への参加奨励。	
96	禁煙推進	通年	全従業員					○			全館禁煙とするとともに禁煙室を設置し分煙。	
97	栄養バランスのとれたおいしい学校給食の充実	通年	児童・生徒	○							米飯を中心に旬の材料を多く取り入れたり，京のおぼんざいなどの伝統食や行事食，京野菜を使った献立を実施。また，栄養のバランスのとれたおいしい献立の充実に努める。	京都市教育委員会
98	総合支援学校における一人一人の障害の実態や年齢にあった給食の充実	通年	総合支援学校児童・生徒	○							総合支援学校におけるクックチル方式を活用した給食により，特別食（初期・中期・後期）やアレルギー対応食，カロリー調整食など子どもたち一人一人の障害の実態や年齢にあった給食の充実に図る。	

平成 2 6 年度取組実績

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
99	運動が習慣化するための教育機会の増加	通年	児童，関係者，市民		○						○子どもの体力向上に係る各種事業の推進…低下傾向にある子どもの体力の向上を図り，子どもの健康，気力の充実，将来にわたってスポーツを通した健全な生活を送れる素地を作るため，各種事業を継続的に実施。○小学校運動部活動…平日の放課後を中心に地域の指導者の協力を得て実施。	京都市教育委員会
100	地域住民に対する夜間・休日の体育館や運動場の貸出	通年	市民		○						小・中・高・総合支援学校各校に「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し実施。	
101	フッ化物洗口の推進	通年	児童				○				食生活の変化とともに，歯みがきだけでう蝕を予防することは困難なことから，「フッ化物洗口」の取組を推進し，市立小学校全校で実施するとともにさらなる充実を図る。	
102	学童う歯対策事業の実施	通年	児童				○				市内に住所を有する小学生を対象に，学童う歯対策事業を実施。	
103	学校・幼稚園における禁煙対策	通年	教職員他					○			平成16年4月1日から市立学校・幼稚園において，学校敷地内全面禁煙を実施。	
104	こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発	9月，3月	市民，関係機関			○					機関誌「こころここ」の発行，ビデオの貸出，リーフレットの発行	京都市こころの健康増進センター
105	こころの電話相談	月曜から金曜（祝日・休日除く）	市民，関係機関			○					こころの悩みから精神障害まで幅広く相談に対応	
106	精神保健相談（心の健康，思春期，アルコール，犯罪被害）	週5回	市民			○					こころの悩みから精神障害まで幅広く相談，診察を実施	

平成26年度取組実績

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
107	自助グループの活動支援	週3～4回	市民			○			○		アルコール、薬物、ギャンブル依存症の回復途上にある市民が互いに交流し、問題解決のために取り組む活動を支援した。 自死遺族同士がわかちあいをし、互いに支えあうことを目的に活動している自死遺族サポートチーム「こころのカフェきょうと」を支援した。	京都市こころの健康増進センター
108	アルコール依存症者家族教室、家族ミーティング	月1～2回	アルコール依存症者の家族			○			○		ビデオや精神科医・精神保健福祉士・自助組織等の講義、グループミーティング等をおし、アルコール依存症者の家族に当該依存症者への理解を促した。	
109	ひきこもり支援事業 ①ひきこもりについて考える家族教室 ②ひきこもり家族ミーティング ③ひきこもり本人グループ ④こころの健康講座	①年6回 ②月1回 ③月2回 ④年1回	①ひきこもりについて悩んでいる家族 ②ひきこもりについて悩んでいる家族 ③ひきこもっている状態にある本人 ④ひきこもり状態の方の家族			○					①精神科医・心理職・関係者等による講義、グループミーティングをおし、ひきこもりに対する理解と家族のこころの健康の回復を図った。 ②家族同士が互いに交流し、家族のこころの健康の回復を図った。 ③本人同士が互いに交流し、こころの健康の回復を図った。 ④ひきこもりに関する講演会と社会資源や支援状況の紹介	
110	精神保健福祉ボランティアの養成	7月～11月	市民			○					精神保健福祉ボランティア連絡協議会に委託し、 ○ボランティア講座 ○精神医療に関する映画の上映を実施した。	
111	思春期・青年期精神保健の連携に関する事業	7月～3月	市民・関係機関			○					○思春期・青年期の精神保健講座（関係機関が対象） ○若者の薬物問題について考える講演会 ○思春期青年期のこころの健康について考える講演会を開催	

平成26年度取組実績

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
112	自殺総合対策	随時	市民・関係機関			○					・「きょう いのち ほっとプランー京都市自殺総合対策推進計画」に基づいての取組実施。 ①普及啓発：シンポジウム(10/26)の開催，パネル展の開催（9月），「きょう・いのち・ほっとブック」事業の実施（市内図書館10か所），電子媒体・ホームページ・フェイスブックを利用した啓発活動を実施。9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間における普及啓発事業を実施。 ②相談・支援の充実：「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」，「くらしとこころの総合相談会」を実施し，「メール相談事業」の補助を実施。 ③人材育成：「かかりつけ医・産業医うつ病対応研修会」（11/20），「一般医・精神科医ネットワーク交流会」（2/26），身近な相談者や市職員等へ向けてゲートキーパー養成に係る研修を実施。 ④自死遺族・自殺未遂者への支援：「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」の実施，「こころのカフェきょうと（自死遺族サポートチーム）」への支援，「医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援モデル事業」を実施。 ⑤会議の開催：「京都市自殺総合対策連絡会」，「京都市自殺総合対策庁内推進会議」を開催。	京都市こころの健康増進センター

平成 2 6 年度取組実績

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
113	医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援モデル事業の実施（委託事業）	26年度中	京都市内で精神科を併設する総合病院へ委託			○					医療機関では、自殺未遂者や慢性疾患、がん、難病等の重篤な疾患に罹患している患者などは自殺のリスクが高く、治療と並行して精神面の特別な配慮が必要となることが多い。医療現場で活用できる、自殺ハイリスク者への支援方法を検討するため、京都大学医学部附属病院を選定し、モデル事業を実施。 ①院内自殺に関する研修、サポートチームを作るための事例検討会、ワーキンググループの開設等 ②自殺ハイリスク者の調査：臨床心理士が病棟看護師へ調査 ③院内自殺事故を予見するためのチェックシートやマニュアル作成等について検討	京都市こころの健康増進センター

平成27年度取組予定

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
1	京都市体育振興会連合会 会長集会 ニューススポーツ大会	6/13	各学区の体育振興会会長等		○						各学区の体育振興会会長等が一同に会し、交流試合（ソフトバレーボール、インドアベタンク）を開催。	京都市体育振興会 連合会
2	第62回京都市ソフトボール大会、第25回京都市壮年ソフトボール大会	7/26	各学区体育振興会		○						各区の予選を勝ち抜いた一般・壮年の代表チームのトーナメント戦を開催。	
3	第51回京都市バレーボール祭	8/30	各学区体育振興会		○						各区から代表約500名の女子選手が参加し、交流試合を開催。	
4	第27回市民スポーツフェスティバル	11/3	各学区体育振興会等		○						約6,000名参加の下、多様な種目（ジョギング、リレーカーニバル、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンド・ゴルフ及びペタンク）を行う。	
5	チャンピオン大会（女子バレーボール大会）	11/15	各学区体育振興会		○						各区の予選を勝ち抜いた代表チームのトーナメント戦を開催。	
6	結核予防とガンについて	結核予防週間	11行政女性会会員							○	結核やガンの早期発見について学習会を開催	京都市 地域女性連合会
7	結核予防啓発	未定	市民							○	京都駅前において結核予防に関する啓発活動を実施	
8	骨を守る会	年2回	女性会員、一般市民	○						○	骨粗しょうの予防並びに治療に関する知識の普及と啓発	
9	健康ガイド掲載	毎月	女性会員、一般市民	○	○	○	○	○	○	○	毎月女性新聞に健康ガイド掲載	
10	児童、生徒の健康づくり	通年	児童、生徒	○	○	○	○	○	○	○	協議会を構成する単位PTAにおいて、学校とPTAが一体となって児童、生徒の健康づくりに取り組む。	京都市PTA連絡協議会

平成27年度取組予定

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
11	集団健診への協力	通年	市民							○	集団健診会場における受付など	京都市 保健協議会連合会
12	公衆衛生の向上に関する普及啓発	通年	市民	○	○	○	○	○	○	○	健康づくり等の公衆衛生の向上に関する啓発物の地域における配布	
13	料理講習会	7/3, 10	老人クラブ会員	○							大阪ガス福祉財団と共催で、健康づくり料理講習会を大阪ガスクッキングスクール京都で開催。	すこやかクラブ京都 (一社)京都市老人 クラブ連合会
14	トレッキングツアー	8月	老人クラブ会員		○						各区老連から参加	
15	市老連ゲートボール大会	9月上旬	老人クラブ会員		○						各区老連から参加	
16	市老連グラウンド・ゴルフ大会	9月下旬	老人クラブ会員		○						各区老連から参加	
17	京都ウォーキング大会	11/5	老人クラブ会員		○						大阪ガス福祉財団と共催で、鴨川丸太町橋～北大路橋のウォーキング大会を開催。	
18	市老連ベタンク大会	10月	老人クラブ会員		○						各区老連から参加	
19	市老連ボウリング大会	12月	老人クラブ会員		○						各区老連から参加	
20	健康教室	1月下旬	老人クラブ会員		○						大阪ガス福祉財団と共催で、講演及び体操を行う。ひと・まち交流館京都で開催。	

平成27年度取組予定

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
21	社交ダンスの集い	3月	老人クラブ会員		○						各区老連から参加	
22	食育研修	未定	保育関係者	○							各保育園における給食について研究	(公社)京都市 保育園連盟
23	保育園給食業務相談	通年	保育関係者	○							給食指導、完全給食の実施検討、食物アレルギーへの対応等、給食業務の巡回指導	
24	看護技術講習会	7月～8月	保育関係者							○	保育者を対象とし、看護知識の理論と技術の訓練を行い、保育内容の向上をはかる。	
25	各区対抗バレーボール大会	7月	保育関係者		○						職員の体力向上をめざすとともに、親睦をはかる。	
26	人材育成と就業継続支援のための研修及びカウンセリング	未定	保育関係者			○					・キャリアアップにつながる体系的な保育士研修及び延長・管理者研修 ・メンタルヘルスの保持増進、長期的な就労のためのカウンセリング	
27	団体鑑賞会	5月30日	京都市私立幼稚園教職員			○					笑いのプロの舞台を勧奨。笑いの効果を浴びる。	(公社)京都市 私立幼稚園協会
28	禁煙	通年	各小学校					○			「学校敷地内禁煙」の実施	京都市小学校長会
29	禁煙	通年	全中学校					○			「学校敷地内禁煙」の実施	京都市立中学校長会
30	禁煙	通年	連合会所属の学校法人役員・校長・教職員、保護者会連合会役員等・事務局・来訪者すべて					○			会議等一切禁煙	京都府私立 中学高等学校連合会
31	健康診断における高度異常所見保有者に対する呼び出し、継続的な保健指導、追跡	通年	学生、職員	○	○			○	○	○	健康診断における高度異常所見保有者に対する呼び出し、継続的な保健指導、追跡	

平成27年度取組予定

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
32	禁煙希望者に対する禁煙補助薬無償提供および伴走援	通年	学生，職員					○			禁煙希望者に対する禁煙補助薬無償提供および伴走援	京都大学 健康科学センター
33	後遺障害を伴う休職者に対する全学レベルの職場復帰支援	通年	職員			○					後遺障害を伴う休職者に対する全学レベルの職場復帰支援	
34	パンフレット等の設置	通年	会員及び会館利用者	○	○	○	○	○	○	○	健康づくりに関するパンフレット等を会館内窓口に設置	京都商工会議所
35	勤労者に対する健康障害の防止	通年								○	・労働者の健康確保対策について，事業場指導の推進 ・化学物質による健康障害防止対策等の周知指導	京都労働局
36	勤労者に対する受動喫煙の防止	通年						○			事業場における受動喫煙防止対策を支援するため，受動喫煙防止対策助成金，受動喫煙防止対策に係る相談支援業務及び職場内環境測定支援業務の内容について周知し，利用促進を図る。	
37	勤労者に対するメンタルヘルス	通年	こころの健康			○					平成27年12月1日施行に向けてストレスチェック制度が創設され，メンタル不調の未然防止（一時防止）が強化されるため，本制度の周知を行う。	
38	第65回勤労者文化祭野球大会	10/3，10，17	京都府内にある事業所の勤労者で組織するチーム		○						殿田球場	京都労働者福祉協議会
39	2014年度（第55回）京都労福協卓球大会	9月中予定	京都府内在住及び勤労者と京都卓球協会の勤労者会員		○						伏見港公園体育館	
40	ボウリング大会，チャリティゴルフ大会	春～秋	加盟団体勤労者		○						丹後，宮津，舞鶴，福知山，綾部，口丹，乙訓，南，伏見，南山城の各地区で実施	

平成27年度取組予定

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
41	健康づくりフェスティバル	12月6日	府民・市民	○	○			○	○	○	健康維持・増進に一層取り組むきっかけを提供し健康意識を高めることを目的とした。特別講演，食育講演，ミニ健康講話，血管年齢測定，骨密度測定，健康損段コーナーなどを設けて実施。	(一財) 京都工場保健会
42	がん対策推進企業アクション 京都セミナー	11月28日	従業員へのがん啓発の取組みにご興味・ご関心をお持ちの企業・団体							○	セミナーを開催しがん対策の推進に寄与（厚労省協力事業）	
43	退職者健康支援	通年	55歳以上退職者 (国保は在職でも可)	○	○	○	○	○	○	○	ウォーキングや料理教室の開催案内，健康講話（食生活，ロコモ，認知症など），健康診断・人間ドックの受診勧奨，健康相談，健康診断・人間ドックの受診勧奨，健康相談などを実施。	
44	研修・セミナー	26年度に91回	産業保健関係者(産業医・産業看護職・衛生管理者等)	○	○	○	○	○		○	産業保健に関する専門的かつ実践的な研修・セミナーを実施。テーマは「過重労働対策」「職場におけるメンタルヘルス対策」他	京都産業保健 総合支援センター
45	窓口相談	開所日	産業保健関係者(産業医・産業看護職・衛生管理者等)	○	○	○	○	○	○	○	各分野の専門スタッフが健康管理・健康教育等の産業保健活動全般に関する相談に応じる。	
46	情報提供	開所日	産業保健関係者(産業医・産業看護職・衛生管理者等)	○	○	○	○	○	○	○	産業保健に関する図書・ビデオの閲覧を行う。また，メールマガジン（月1回）を発行し，産業保健の啓発に努める。	
47	第42回くらしと健康展	未定	府民・市民	○	○	○	○	○	○	○	26年度と同様に，「健康相談コーナー」をはじめ，「超音波骨密度測定」「糖尿病」「禁煙」「検査」「看護」「食生活」「放射線」「AED救急」「薬相談」「市民啓発パネル」等のブースを設置し，医療や福祉についての対話型・体験型の啓発イベントとして実施する予定。	(一社) 京都府医師会
48	第21回京都府医師会「健康講座」	未定	府民・市民	○	○	○	○	○	○	○	例年と同様に，一般府・市民を対象に，分かりやすい内容で健康に関する啓発的な講演を行う。講師には，例年どおり，各分野の学識経験者，専門医師を迎える予定。会場の都合で例年1～3月頃の開催が5月にずれこんだため，26年度開催はななく，27年度5月開催となる。	

平成27年度取組予定

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
49	「歯のひろば」 (本会主催)	6/8	府・市民				○				歯科健康相談, 歯磨き指導, 歯の健康度テスト他	(一社) 京都府 歯科医師会
50	「いい歯の日週間」 記念行事	11/8	府・市民				○				公開講座, 各種表彰式, 展示他	
51	「歯のひろば」 (郡市区歯科医師会主催)	5月～11月	郡市区歯科医師会所属の行政区住民				○				歯科健康相談, 歯磨き指導, 歯の健康度テスト他	
52	家族介護者向け医療的 ケア口腔ケア実践講習会	未定	府・市民				○				医科歯科連携の家族介護者向け講習会	
53	公衆衛生啓発 冊子の作成	未定	府・市民				○				歯周病予防, フッ化物歯面塗布, 事業所歯科健診, 禁煙等に係る普及啓発冊子の作成	
54	口腔サポートセンター 事業	通年	府・市民				○				在宅や施設で通院困難な方のお口のことに関する相談, 訪問診療, 口腔ケアの窓口開設	
55	お薬相談	12月頃	府・市民	○							市民すこやかフェア2013でのお薬相談 (みやこめっせ)	(一社) 京都府 薬剤師会
56		9月頃	府・市民	○							SKYふれあいフェスティバル2013でのお薬相談 (パルスプラザ)	
57		10月頃	府・市民	○							くらしと健康展でのお薬相談 (京都府医師会館)	
58		12月頃	府・市民	○							京都府医療推進協議会イベントでのお薬相談 (みやこめっせ)	

平成27年度取組予定

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
59	府民・市民公開講座	11月頃	府・市民	○							平成24年度と同様に開催予定	
60	電話によるお薬相談	通年	府・市民	○							医療用・一般用医薬品、健康食品等の電話相談（飲み合わせや安全性等）	
61	まちの保健室	①5/9 ②その他未定	府・市民	○	○	○	○	○	○	○	日常生活チェック、健康なんでも相談、乳がん自己検査法、看護相談、血圧測定、体脂肪測定、子育て支援、禁煙相談	(公社) 京都府看護協会
62	くらしと健康展	10/25	府・市民							○	看護相談・血圧・BMI測定・腹囲測定	
63	地域子育て支援事業	未定	母親・乳児			○					育児不安の緩和と母親がリラックスできる場の提供、仲間づくりの場の提供	
64	禁煙推進研修（医療従事者）	1月頃	医療従事者					○			禁煙指導のための研修	
65	禁煙推進研修（看護学生）	4月～12月	延8校（予定）					○			禁煙指導のための体験研修	
66	安心在宅療養相談事業	通年	府・市民	○	○	○	○	○	○		地域住民の健康相談、看取りや認知症ケア等を含む医療・健康相談に対応し、安心して在宅療養ができる相談事業に取り組む（モデル事業として訪問看護ステーションに相談員を配置し、対応）	
67	電話による栄養相談	通年 電話相談は毎週火曜日1時～5時	府・市民	○							栄養ケア・ステーションで地域住民を対象に、来訪・電話による相談窓口の開設。栄養・健康づくり・生活習慣病予防などの相談にあたる。	
68	いきいき健康フェア	未定	府・市民（親子対象）	○							テーマ未定、参加型食育推進事業	

平成 2 7 年度取組予定

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
69	くらしと健康展	未定	府・市民	○							テーマ未定 「食生活コーナー」	(公社) 京都府 栄養士会
70	健康づくり提唱のつどい	未定	府・市民	○							テーマ未定	
71	栄養成分表示普及店推進 (食情報提供店)	通年	府・市飲食店	○							栄養成分表示に関わる栄養量計算等 (京都府・市協力事業)	
72	パソコンによる食事診断と相談指導	未定	府・市民	○							各種のイベントにおいて、P C 食生活診断を行い、相談助言する。	
73	精神保健懇話会	7月頃	府・市民			○					未定	(一社) 京都 精神保健福祉協会
74	こころの健康づくり大会京都 2 0 1 5	11/18	府・市民			○					未定	
75	こころのケア講演会	3月頃	府・市民			○					未定	
76	機関誌「めんたるへるす京都」発刊	9月, 3月	府・市民			○					「めんたるへるす京都 4 7」, 「同 5 0」の発行	

平成27年度取組予定

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
77	健康創造カレッジ運動教室	通年	カレッジ学生		○						健康増進施設での健康運動指導士による多彩な運動プログラムの実施。	(一財) 京都予防医学センター
78	リラックス教室	通年	京都市民		○						日々の疲れを癒し体調を整えるリラックス体操の実施。	
79	「結核の予防とがんを考えるつどい」講演会	9月	府・市民							○	テーマ 未定	
80	京都労働健康管理会	3月予定	産業保健関係者	○	○	○	○	○	○	○	テーマ 未定	
81	介護予防事業の推進	通年	市民（40歳以上）		○						筋トレ教室，ロコモステップ教室，脳トレ教室，シニア体力向上教室，栄養相談，健康ダイエット教室等を開催し，生活機能低下の早期発見・早期対応により生活機能の維持向上を図る。	京都市健康増進 センター
82	中高年齢者の保健指導事業等の推進	通年	市民（40歳以上）		○						健康度の確認，有酸素性運動，筋力トレーニング及び食生活の改善に関する学習，実践指導を行うことにより，生活習慣病の予備群等の減少を図る。	
83	中高年齢者の健康増進事業の推進	通年	市民（40歳以上）		○						体力測定・運動負荷試験等に基づき作成した生活プログラム及び有酸素性運動による指導並びに筋力トレーニング教室の開催により，中高年齢者の健康づくりの推進に取り組む。	
84	健康測定等に係る推進体制の充実強化	通年	市民		○						医師の診察や体力測定・運動負荷試験等の医学的検査及び運動器症候群に係る体力測定等の実施により把握した健康度に基づき生活・運動プログラムを作成し，健康増進に関する指導を行う。また，特定健康診査や特定保健指導にも取り組む。	

平成27年度取組予定

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
85	健康づくり関連団体等との連携協力並びに調査研究及び普及啓発事業	通年	市民		○						各団体や個人が自主的に健康づくりに取り組めるよう、関連団体の指導・啓発を行い、地域での健康づくりに関する取組に対し積極的な支援活動を行う。また、健康づくりに関する調査研究結果のホームページ等への掲載を行い、健康づくりに関する理論・方法の周知に努める。	
86	青少年等の健全な身体増進事業	通年	市民		○						プール・トレーニングジムの利用及び各種スポーツ教室の開催により、青少年等の健全な身体の育成等を行う。	
87	体験コーナー	12/20, 21	市民	○	○	○	○	○	○	○	「市民すこやかフェア」	京都府 国民健康保険 団体連合会
88	健康づくり講演会	3月	市民	○	○	○	○	○	○	○	医師や学識経験者による各種講座	
89	健康教室	6月, 10月, 2月	会員組合の被保険者とその家族		○						気功教室・ヨガ教室の開催	健康保険組合 連合会京都連合会
90	座禅体験教室	5月	会員組合の被保険者とその18歳以上のその家族			○					座禅体験→精進料理（食前に読経）→茶礼（抹茶と和菓子）→法和	
91	親と子の水泳教室	7月	会員組合の被保険者とその家族		○						京都踏水会において、泳ぎの基本からレベルに応じた実技指導	
92	健康ウォーク	11月	会員組合の被保険者とその家族		○						体力づくり事業としてハイキングコースを設定し歩く。	
93	生活習慣病改善のための講演と調理教室	3月	会員組合の被保険者とその家族	○							講演と調理実習「生活習慣病と食事」	

平成27年度取組予定

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
94	生活習慣病予防健診	通年	約283,000人							○	40歳以上の被保険者を対象とし、がん検診も含んだ総合的な健診を実施（受診率目標65%）	全国健康保険協会 京都支部
95	特定健康診査	通年	約103,000人							○	40歳以上の被扶養者を対象として実施（受診率目標25%）、自己負担を無料でできる健診を実施。ミニドック健診も継続実施。	
96	特定保健指導	通年	約29,500人							○	保健師が事業所を訪問し、健康相談を実施。（実施率目標10.5%）	
97	健康づくり講座	5月～3月	約1,820人	○	○	○		○	○	○	事業所を訪問し、職場の健康づくり講座を実施する。（130回予定） メンタルヘルス・生活習慣病・食事栄養等	
98	未治療者重症化予防対策	通年	約7,200人							○	健診結果（血圧、血糖）で、要治療判定者のうち、受診していない方を対象に受診勧奨を実施。	
99	データヘルス計画	5月～3月	約20,400人	○	○	○	○	○	○	○	健診受診者の血圧、代謝、脂質、喫煙等の健診リスク保有率を下げることを目標に、3年計画で実施。 ①健康経営セミナーの実施（年2回） ②職場の健康講座を拡大して実施（130回予定） ③血圧計、血管年齢測定機等の貸出 など	
100	CKD重症化予防対策	8月～3月	60人							○	糖尿病性腎症患者に保健指導を実施し、重症化を防ぐ。	株式会社京都放送
101	疾病予防	通年	全従業員							○	年2回定期健康診断、健康保険組合事業の人間ドックや家庭対象の婦人検診受診を奨励。	
102	健康増進	通年	全従業員		○						健康保険組合主催のボウリング大会への参加奨励。	
103	禁煙推進	通年	全従業員					○			全館禁煙とするとともに禁煙室を設置し分煙。	

平成27年度取組予定

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
104	食育キャンペーン	4月～	京都府民	○							番組，イベントを通じて食育の大切さを広くPRする。	
105	栄養バランスのとれたおいしい学校給食の充実	通年	児童・生徒	○							米飯を中心に旬の材料を多く取り入れたり，京のおぼんざいなどの伝統食や行事食，京野菜を使った献立を実施。また，栄養のバランスのとれたおいしい献立の充実に努める。	京都市教育委員会
106	総合支援学校における一人一人の障害の実態や年齢にあった給食の充実	通年	総合支援学校児童・生徒	○							総合支援学校におけるクックチル方式を活用した給食により，特別食（初期・中期・後期）やアレルギー対応食，カロリー調整食など子どもたち一人一人の障害の実態や年齢にあった給食の充実を図る。	
107	運動が習慣化するための教育機会の増加	通年	児童，関係者，市民		○						○子どもの体力向上に係る各種事業の推進…近年改善傾向があるものの，ピーク時に比べて依然として低い水準にある子どもの体力の向上を図り，子どもの健康，気力の充実，将来にわたってスポーツを通した健全な生活を送れる素地を作るため，各種事業を継続的に実施。また，27年度から小学生を対象に，外遊び・スポーツ好きな子ども達を育むため，京都市・子どもの体力向上「ジャンプアップ・プロジェクト」を実施する。 ○小学校運動部活動…平日の放課後を中心に地域の指導者の協力を得て実施。	
108	地域住民に対する夜間・休日の体育館や運動場の貸出	通年	市民		○						小・中・高・総合支援学校各校に「学校体育施設開放事業運営委員会」を設置し実施。	
109	フッ化物洗口の推進	通年	児童				○				食生活の変化とともに，歯みがきだけでう蝕を予防することは困難なことから，「フッ化物洗口」の取組を推進し，市立小学校全校で実施するとともにさらなる充実を図る。	
110	学童う歯対策事業の実施	通年	児童				○				市内に住所を有する小学生を対象に，学童う歯対策事業を実施。	

平成27年度取組予定

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
111	学校・幼稚園における禁煙対策	通年	教職員他					○			平成16年4月1日から市立学校・幼稚園において、学校敷地内全面禁煙を実施。	
112	こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発	9月、3月頃	市民、関係機関			○					機関誌「こころここ」の発行、ホームページの更新、ビデオの貸出、リーフレットの発行	京都市こころの健康増進センター
113	こころの電話相談	月曜から金曜（祝日・休日除く）	市民、関係機関			○					こころの悩みから精神障害まで幅広く相談に対応	
114	精神保健相談（心の健康、思春期、アルコール、犯罪被害）	週5回	市民			○					こころの悩みから精神障害まで幅広く相談、診察を実施	
115	自助グループの活動支援	週3～4回	市民			○			○		アルコール、薬物、ギャンブル依存症の回復途上にある市民が互いに交流し、問題解決のために取り組む活動を支援する。 自死遺族同士がわかちあいをし、互いに支えあうことを目的に活動している自死遺族サポートチーム「こころのカフェきょうと」を支援する。	
116	アルコール依存症者家族教室、家族ミーティング	月1～2回	アルコール依存症者の家族			○			○		ビデオや精神科医・精神保健福祉士・自助組織等の講義、グループミーティングをとおし、アルコール依存症者の家族に当該依存症の理解を促す。	
117	ひきこもり支援事業 ①ひきこもりについて考える家族教室 ②ひきこもり家族ミーティング ③ひきこもり本人グループ ④連絡会議	①年6回 ②月1回 ③月2回 ④年数回	①ひきこもりについて悩んでいる家族 ②ひきこもりについて悩んでいる家族 ③ひきこもっている状態にある本人 ④本人・家族・関係機関			○					ビデオや精神科医・精神保健福祉士・自助組織等の講義、グループミーティングをとおし、アルコール依存症者の家族に当該依存症の理解を促す。	

平成27年度取組予定

番号	事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
				食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
118	精神保健福祉ボランティアの養成	8月～11月	市民			○					精神保健福祉ボランティア連絡協議会に委託、 ○ボランティア講座 ○精神医療に関する普及啓発を実施する。	京都市こころの健康増進センター
119	思春期・青年期精神保健の連携に関する事業	未定	市民・関係機関			○					○思春期・青年期の精神保健講座（関係機関が対象） ○若者の薬物問題について考える講演会 ○思春期青年期のこころの健康について考える講演会 ○運営検討会議（関係機関 年1回開催）の開催	
120	自殺総合対策	随時	市民・関係機関			○					・引き続き「きょう いのち ほっとプランー京都市自殺総合対策推進計画」に基づいて取組を進めていく。 ①普及啓発：シンポジウム・パネル展の開催、「きょう・いのち・ほっとブック」事業の実施、電子媒体・ホームページ・フェイスブックを利用した啓発活動を実施する。9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間における普及啓発事業を実施する。 ②相談・支援の充実：「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」、「くらしとこころの総合相談会」を実施し、「メール相談事業」の補助を実施する。 ③人材育成：「かかりつけ医・産業医うつ病対応研修会」、「一般医・精神科医ネットワーク交流会」、身近な相談者や市民等へ向けてゲートキーパー養成研修を実施する。また、災害時等の緊急時こころのケア講座、各大学における「若者のこころに寄り添う支援者」への研修会と面談、市職員へのゲートキーパー養成に係るメンタル研修会等の実施をする。 ④自死遺族・自殺未遂者への支援：「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」の実施、「こころのカフェきょうと（自死遺族サポートチーム）」への支援、「自死遺族支援者研修会」、「医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援モデル事業」を実施する。 ⑤調査：次期プラン作成のため、「京都市こころの健康づくりに関する意識調査」を実施する。 ⑥会議の開催：「京都市自殺総合対策連絡会」、「京都市自殺総合対策庁内推進会議」を開催する。	

平成２７年度新規取組予定（抜粋版）

事業名	日時	対象	主な該当分野							内 容	実施団体
			食育	運動	こころの健康	口腔	喫煙	飲酒	健診		
人材育成と就業継続支援のための研修及びカウンセリング	未定	保育関係者			○					・キャリアアップにつながる体系的な保育士研修及び延長・管理者研修 ・メンタルヘルスの保持増進，長期的な就労のためのカウンセリング	（公社）京都市 保育園連盟
団体鑑賞会	5月30日	京都市私立幼稚園教職員			○					感動エンターテイメントに触れ，日々の保育への活力増進を図る。	（公社）京都市 私立幼稚園協会
安心在宅療養相談事業	通年	府・市民	○	○	○	○	○	○		地域住民の健康相談，看取りや認知症ケア等を含む医療・健康相談に対応し，安心して在宅療養ができる相談事業に取り組む（モデル事業として訪問看護ステーションに相談員を配置し，対応）	（公社）京都府 看護協会
データヘルス計画	5月～3月	約20,400人	○	○	○	○	○	○	○	健診受診者の血圧，代謝，脂質，喫煙等の健診リスク保有率を下げることを目標に，3年計画で実施。 ①健康経営セミナーの実施（年2回） ②職場の健康講座を拡大して実施（130回予定） ③血圧計，血管年齢測定機等の貸出など	全国健康保険協会 京都支部
CKD重症化予防対策	8月～3月	60人							○	糖尿病性腎症患者に保健指導を実施し，重症化を防ぐ。	
勤労者に対するメンタルヘルス	通年	こころの健康			○					平成27年12月1日施行に向けてストレスチェック制度が創設され，メンタル不調の未然防止（一時防止）が強化されるため，本制度の周知を行う。	京都労働局

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

＜事業の対象者＞	＜施策区分＞
1.一般 2.こども 3.高齢者	1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃から望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組むボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
1 ①	1	「歩くまち・京都」憲章の普及・啓発	市民、事業者、行政等が一体となって、ひとと公共交通優先の「歩いて楽しいまち」を実現するための行動規範を明確にした「『歩くまち・京都』憲章」の普及・啓発を強力に推進します。	都市計画局	歩くまち京都推進室	実施計画	「第13回スルッとKANSAIパスまつり」や、「京都カーフリーデー2013」などのイベントを通じて、憲章の普及・啓発に努めた。	引き続き、イベントを通じて、憲章の普及・啓発に努める。
1 ①	1	「スローライフ京都」大作戦(プロジェクト)(モビリティ・マネジメントの推進)	歩いて楽しくらしを大切にする動機付けのための情報と、公共交通を利用する際に必要となる情報を、利用者の視点に立って的確に提供するとともに、ライフスタイルの転換をひとりひとりに促すため、みずからの行動を振り返り、行動をどのように変えるか考えるきっかけとなるコミュニケーション施策(モビリティ・マネジメント(MM))を体系的に実施します。	都市計画局	歩くまち京都推進室	実施計画	市民とともに環境に優しいライフスタイルを目指すMM、未来の公共交通利用者を確保するための学校でのMM、企業や職場における交通マネジメントを見直すMM、出発から公共交通利用を考える観光来訪者へのMM、宿泊観光客を対象としたMMなど、あらゆる機会を捉え、重層的・複合的にMMを実施している。	効果的な手法を検討しながら、引き続き、重層的・複合的にMMを実施する。
1 ①	1	積極的に取り組む市民を発掘する「真のワーク・ライフ・バランス」応援・発信プロジェクト	市民が主体的に「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する社会気運を盛り上げるため、「真のワーク・ライフ・バランス」実現に向けて様々な方法で取り組む市民を発掘し、表彰するとともに、その活動を広く社会に発信する。	文化市民局	男女共同参画推進課	「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画 京都市地域コミュニティ活性化推進計画	・ 「イクメン」「地域活動」等の身近なテーマを設定して、「真のワーク・ライフ・バランス」実践エピソードを募集し、50点の応募があった。その内容を発信するとともに、応募作品の中からより詳しく紹介したい作品を選定し、平成26年12月に「真のワーク・ライフ・バランス」実践エピソード表彰として表彰した。(市長賞1点、特別賞相当2点、佳作相当1点) ・ 「真のワーク・ライフ・バランス」コーディネート窓口として、相談コーナーやQ&A、実践事例の紹介等を行う京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEBを運用している。	「真のワーク・ライフ・バランス」実践エピソード表彰の実施や、京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEBの運用を通じて、積極的に取り組む市民を発掘していく。
1 ①	1	企業における「真のWLB」の実現を支援するアドバイザー派遣制度の運用	中小企業等を対象に、キャリアカウンセラーや中小企業診断士等の専門家を無料で複数回派遣し、企業の真のワーク・ライフ・バランスに関する具体的な助言を行い、真のワーク・ライフ・バランスに関する環境の整備を進める。	文化市民局	男女共同参画推進課	「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画 きょうと男女共同参画推進プラン	「男女がともに働きやすい職場づくりに向けた社内研修」や「女性活躍推進の取組についての検討」など、申請のあった企業5社(平成27年2月末)に対してアドバイザーを派遣した。	引き続きアドバイザーを派遣し、企業における「真のワーク・ライフ・バランス」の推進を支援する。
1 ①	1	事業者対象セミナー、情報交換会の開催	真のワーク・ライフ・バランスに取り組む企業や個人の事例等を紹介する事業者対象セミナーや、事業者間の情報交換会を開催する。	文化市民局	男女共同参画推進課	「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画 きょうと男女共同参画推進プラン	京都府との共催により、「仕事と介護の両立」や「女性の活躍推進」等をテーマに事業者対象セミナーを実施している。	事業者対象セミナーを継続実施する。
1 ①	1	京の旬野菜推奨事業	京都市に古くから受け継がれてきた多種多様な野菜を、最も栄養価の高い旬の時期に市民に供給する体制整備を行うとともに、旬野菜のPRやレシピ等の配布を通じて市民のエコで健康な食生活の普及を推進します。	産業観光局	農業振興整備課	実施計画	・ 市政出前トークを4回実施し、栄養価が高く健康増進に役立つ京の旬野菜の啓発を行った。 ・ 平成26年6月20日～8月3日及び10月20日～11月30日に販売促進キャンペーンを、平成27年1月20日～2月28日に「京の冬野菜フェア」を実施し、市民に京の旬野菜の啓発・普及を図った。	引き続き、市政トーク及び販売促進キャンペーンの実施や、より市民の目に見える形での生産流通を図り、京の旬野菜を通じたエコで健康な食生活の普及を推進していく。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

<事業の対象者>	<施策区分>
1.一般 2.こども 3.高齢者	1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃から望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組むボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
7	1 ①	1	環境にやさしいライフスタイルへの転換プロジェクト	環境政策局	地球温暖化対策室		環境にも健康にもいい朝型生活への転換を推奨するため、民間団体が開設している朝講座の後援やホームページ等による普及啓発などを行ったほか、地域ぐるみで環境にやさしい取組を実施する「エコ学区」については、学区自らの「エコ学区宣言」を契機にさらに環境への意識を高め、学区での取組が拡充するよう、学習会の開催支援などの取組を行った。	引き続き、「DO YOU KYOTO?」を合言葉に、市民・事業者・行政が一体となり、環境にやさしいライフスタイルへの転換に向けた取組を推進する。
8	1 ②	1	こころの健康づくりの推進	保健福祉局	こころの健康増進センター	ほほえみプラン	・こころの健康増進センターや保健センターで、年間を通じて相談業務を実施した。 ・平成26年8月に実施したアルコールセミナーでは、家族の回復に焦点をあてた講演及び個別相談を実施した。 ・同年12月に開催した薬物講演会では、危険ドラッグをテーマとして、薬物乱用の現状や依存・治療の講演を行い、若者の薬物問題についての普及啓発を行った。 ・同年3月に実施した思春期青年期講演会では、インターネット依存を取り上げ、思春期・青年期の子どものたのこころや取り巻く環境について理解を深め、インターネットの危険性や依存性などの普及啓発を行った。	アルコールセミナーでは女性のアルコール問題に焦点を当てた講演会を実施する予定。 薬物講演会や思春期講演会も例年通りの開催を考えている。
9	1 ②	1	うつ病予防対策	保健福祉局	障害保健福祉推進室 こころの健康増進センター	ほほえみプラン	FBやHPによるうつ病に関する診断や治療、また講演会等の照会を随時実施している。 また年間を通じて、市職員研修の中にうつ病に関するものを取り入れ、誰もがしんどい人に気づくことから、見守るまでの寄り添いについても啓発した。 11月、精神科医、かかりつけ医等を対象に「かかりつけ医・産業界うつ病対応研修会」を実施した。 2月には一般医・精神科医ネットワーク交流会を山科医師会と共催し、「京都市の自殺総合対策」「うつ病の臨床像とその対応～うつ病者への官能評価的理解と寄り添いのためのヒント～」について研修会を開催した。 うつ病のための就労支援講座「病気とつきあいながら働く」を平成27年2月に実施した。対象者はうつ病の方及びそのご家族、医療従事者とし、当デイケアで実施している。 うつ病の方の症状改善と就職・復職準備を高めるデイケアの紹介と集団認知行動療法に基づいたうつ病の方の就労のための準備について講義を行った。	26年度取組については継続実施する。 また加えて、ゲートキーパー研修会（京都市民を対象を含む）の中等で、うつ病予防対策も含めた研修を行う。 うつについての就労支援講座は平成28年2月ごろ予定している。
10	1 ②	1	生涯を通じた食育や口腔ケアの推進	保健福祉局	保健医療課	京都市民長寿すこやかプラン	①保健センターでの個別栄養相談 4,829人（26年度上半期）、成人対象の食育セミナー 51回 866人（26年度上半期） ②成人・妊婦歯科相談 1,331人（27年2月末現在） 歯周疾患予防健診 46人（27年2月末現在） お口からはじめる生活習慣病予防教室 96人（27年2月末現在）	①引き続き、栄養相談指導及び講話や調理実施を伴う食育セミナーを開催する。 ②引き続きライフステージに応じた歯科相談や歯科健診、予防教室を通じて、歯科保健の推進を図る。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

＜事業の対象者＞	＜施策区分＞
1.一般 2.こども 3.高齢者	1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃から望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組むボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
11	1 ②	1	健康づくりファイルの交付	保健福祉局	保健医療課	京都市民健康づくりプラン（第2次）	市内に在住する18歳以上の方で、保健センターや支所で実施している健康診断、健康相談、健康教室等の健康増進事業の参加者等を対象に、医療や健康診断の記録ができる健康づくりファイルを交付。 交付数： 2,399人（平成25年度末時点）	引き続き、当該ファイルの交付を推進することにより、健康に関する自己管理を促進するとともに、生活習慣病の重症化予防や、生活習慣の改善、治療につなげていく。
12	1 ②	1	健康相談・保健指導の実施	保健福祉局	保健医療課	京都市民健康づくりプラン（第3次）	各保健センター、支所において、18歳以上の方を対象に、医師や保健師等の専門職による個別相談を実施。 368回 1,490人（平成25年度末時点）	引き続き、健康相談・保健指導の実施により、市民の不安解消や知識の普及啓発を図る。
13	1 ②	1	健康教育の実施	保健福祉局	保健医療課	京都市民健康づくりプラン（第4次）	・保健医療課において、熱中症予防講演会や、ロコモティブシンドローム予防研修会等を開催。 ・保健センター、支所で健康教育を実施 ＜25年度実績＞ ①集団健康教育（センター内で実施） 開催回数：81回、参加延人数：1,640人 （うち、身体活動・運動関連 38回 928人） ②健康づくり出前教室 開催回数：140回、参加延人数：5,370人 （うち、身体活動・運動関連 28回 693人）	引き続き、当該取組を実施
14	1 ②	1	たばこ対策の実施	保健福祉局	保健医療課	京都市民健康づくりプラン（第5次）	たばこ対策として、各保健センター、支所において禁煙相談を行うとともに、禁煙支援や、未成年者の喫煙をなくすことを目的とした中学生喫煙防止教育を実施した。 また、受動喫煙の推進を図るため、店舗の取扱いを示す「店頭表示ステッカー」を普及する取組を進めている。 ＜平成25年度実績＞ ① 禁煙相談 120人 ② 禁煙支援 40人 ＜平成26年度実績＞ ③ 中学生等喫煙防止教育 46校 6,930人	引き続き、当該取組を実施
15	1 ②	3	地域介護予防推進センターによる介護予防サービスの提供	保健福祉局	長寿福祉課	京都市民長寿すこやかプラン	地域介護予防推進センター職員が、地域の身近な会場（自治会館、小学校の空き教室等）に出向き、二次予防事業対象者向けの介護予防プログラム（通所型介護予防事業：運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）を提供している。	引き続き、地域介護予防推進センターの職員が地域の身近な会場において、二次予防事業対象者向けの介護予防プログラムを提供する。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

＜事業の対象者＞	＜施策区分＞
1.一般 2.こども 3.高齢者	1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃から望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組みボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
16	1 ②	3	介護予防の普及・啓発	保健福祉局	長寿福祉課	京都市民長寿すこやかプラン	地域介護予防推進センターが介護予防普及・啓発のための講演会や一般高齢者向けの介護予防プログラムを提供している。また、広報・パンフレットの配布等も行っており、地域包括支援センターにおいて、二次予防事業対象者等に介護予防ファイルを交付している。	引き続き、介護予防普及・啓発のため、講演会や一般高齢者向けの介護予防プログラムを提供する。
17	1 ③	2	「親子で健康づくりプログラム」の普及	保健福祉局	保健医療課		《親子の健康づくり講座の実施》 子どもを安心して産み育てる環境づくりの推進を図るため、保健センターや地域で妊婦とその家族及び乳幼児とその保護者に対し、①子どもの健康や安全、規則正しい生活習慣づくりに関する知識・情報の提供、②子育て親子の交流、集いの場の提供、③親の子育てへの負担感緩和を目的とした教室の開催などを行っている。 26年度実績 ・プレママ・パパ教室 実施回数175回、受講組数1,771組 ・親子で楽しむ健康教室 実施回数319回、受講組数4,841組	引き続き、当該取組を実施
18	1 ③	2	トレーニングルームガイダンス	文化市民局	勤労福祉青少年課		中京及び下京青少年活動センターでは、中学生・高校生世代を対象に、定期的に「トレーニングルームガイダンス」事業を実施し普段からの体力づくりが計画的に行えるよう支援を行った。	引き続き、青少年活動センターにおいて、中学生・高校生世代を対象に、定期的に「トレーニングルームガイダンス」事業を実施し普段からの体力づくりが計画的に行えるよう支援を行う。
19	1 ③	2	日本料理に学ぶ食育カリキュラム推進事業	教育委員会	学校指導課		授業実施校 小学校16校	小学校16校程度で実施予定
20	1 ③	2	司厨士協会シェフによる調理実習及び食育授業	教育委員会	学校指導課		実施校 中学校2校	中学校2校程度で実施予定
21	1 ③	2	学校給食の実施	教育委員会	体育健康教育室		毎日の給食の時間での指導の充実とともに、「地産地消(知産知消)」の取組、行事にちなんだ献立、京都の伝統食を取り入れた献立などを実施し、生きた教材としての給食を通じて子どもたちに食にまつわる文化や知識を伝えていくことで、食に感謝し、生涯にわたって食を大切にする心を育てている。	引き続き、給食を通じた食育の推進に取り組む。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

＜事業の対象者＞ 1.一般 2.こども 3.高齢者	＜施策区分＞ 1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組むボランティア等の育成・支援 3 施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援
------------------------------------	--

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
1 ③	2	フッ化物洗口推進事業	最もむし歯になりやすい学齢期においてむし歯予防のために全市立小学校で週1回フッ化物洗口を実施します。	教育委員会	体育健康教育室		平成27年3月2日現在、小学校166校、総合支援学校5校で週1回法で実施しており、児童のむし歯予防に努めている。	引き続き、むし歯予防のためフッ化物洗口を進める。
1 ③	2	「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践推進	子どもを健やかで心豊かに育む社会の実現に向けて、市民共通の行動規範である「子どもを共に育む京都市民憲章」が市民生活の隅々まで浸透し、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がっていくよう、市民ぐるみ・地域ぐるみで取組を展開します。	保健福祉局 教育委員会	児童家庭課 家庭地域教育支援担当	京都市未来子どもはぐくみプラン 実施計画	「子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にすること」等を基本理念とした憲章の普及啓発のため、以下の取組を実施した。 ・平成26年度「行動指針」の策定 ・子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会の開催（計3回、平成27年2月末現在） ・実践推進者表彰の実施 ・「京都はぐくみ憲章実践してます！宣言」（写真・メッセージ）の公募 ・憲章の日（2月5日）を契機とした各種啓発活動 ・平成26年度「行動指針」を策定（6月） ・平成26年度市長表彰の実施 「実践推進者表彰」の対象者（団体）の募集（8月22日～10月10日） - 表彰式の開催（第18回人づくりフォーラムと同時開催、2月7日） 10団体を表彰。約650名参加 ・条例及び行動指針に則った取組の推進 - 条例及び行動指針を紹介するリーフレットを配布中 - 平成26年度「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」の開催 - 第1回（4月）、第2回（7月）、第3回（11月） 「憲章実践してます！宣言（子育てと子どもとの関わりの写真とメッセージ）」の募集（8月22日～10月10日） ・「憲章の日」啓発活動（2月5日）	・平成27年度「行動指針」の策定 ・子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会の開催 ・実践推進者表彰の実施 ・憲章の普及啓発
2 ①	1	真のワーク・ライフ・バランスに目覚める企業を増やすプロジェクト	企業が社会的責任（CSR）の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」推進に積極的に取り組むことを推奨するとともに、「真のワーク・ライフ・バランス」実現に向けての様々な取組を紹介するなど、中小企業も無理なく取り組めるきっかけづくりを検討・発信して、「真のワーク・ライフ・バランス」推進に取り組む企業の増加を目指します。 また、その一環として、中小企業を対象に休暇等の職場環境整備を支援するための補助制度を創設、実施します。	産業観光局 文化市民局	中小企業振興課 男女共同参画推進課	真のWLB推進計画	・京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金の実施（申請12社・認定12社・交付予定12社（平成27年2月末）） ・京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰の実施（市長賞1社・特別賞2社） ・平成26年12月15日に、同プロジェクトに係る企業向けの講座を開催し、豊富なデータに基づく講演や「真のワーク・ライフ・バランス」を実践している企業の事例発表等を通じて、企業や企業で働く人々に自らの職場環境について考える機会を提供し、「真のワーク・ライフ・バランス」推進に取り組む動機づけを高めた。（参加人数39名）	引き続き、補助金制度、企業表彰を実施するとともに、企業対象研修会などの「真のワーク・ライフ・バランス」に関する講座を開催し、普及啓発を推進する。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

＜事業の対象者＞	＜施策区分＞
1.一般 2.こども 3.高齢者	1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃から望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組むボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
25	2 ①	3	老人クラブ活動の活性化の推進	保健福祉局	長寿福祉課	京都市民長寿すこやかプラン	若手高齢者等リーダー研修会や会員加入促進の取組、また、健康づくり・介護予防事業などを積極的に展開しているすこやかクラブ京都等に対して補助を実施し、老人クラブ活動の活性化に取り組んでいる。	引き続き、加入促進やリーダー育成等の老人クラブの活性化事業を実施しているすこやかクラブ京都等に対する支援を行い、高齢者の生きがいと健康づくりに取り組んでいく。
26	2 ①	3	老人福祉センターをはじめとする身近な地域での活動の場の提供	保健福祉局	長寿福祉課	京都市民長寿すこやかプラン	老人福祉センターについては、市内全17箇所のセンターに対して支援を行うことにより、サークル活動や各種教室への参加を通じて、高齢者が身近な地域で生きいきと活動できる場所を提供している。	引き続き、老人福祉センター、老人いきいの家及び老人クラブハウス等に支援を行うことにより、高齢者が身近な地域で生きいきと活動できる場所を提供していく。
27	2 ①	3	自主的グループの活動支援と情報提供	保健福祉局	長寿福祉課	京都市民長寿すこやかプラン	高齢者の仲間づくりのための高齢者サークル等の活動に関する情報収集を行い、相談及び支援を継続している。また、サークル情報ガイドブックの作成やサロン情報ガイドブックを作成し、広く市民に対する情報提供を実施している。	引き続き、高齢者仲間づくりのための活動を継続していく。
28	2 ①	3	地域における自主的な介護予防の取組への支援	保健福祉局	長寿福祉課	京都市民長寿すこやかプラン	地域介護予防推進センターが地域住民に対し、ボランティア育成や地域の自主グループに介護予防の取組を支援している。	引き続き、地域における自主的な介護予防の取組を支援していく。
29	2 ①	3	地域での自主的な健康づくり活動支援	保健福祉局	長寿福祉課	京都市民長寿すこやかプラン	地域包括支援センターや地域介護予防推進センターが高齢者の身近な活動拠点（すこやか学級等）に出向き、介護予防に関する講話や運動を行っている。また、生活機能の低下がみられる方の把握等も行い、早期発見につなげている。	引き続き、身近な活動拠点に出向き、介護予防の支援を行っていく。
30	2 ①	2	「おやじの会」の活動の促進	教育委員会	家庭地域教育支援担当	真のWLB推進計画	京都市内の各学校・園でおやじの会が様々な取組を展開し、子どもたちの健やかな育ちのために、スポーツや野外活動等の事業を実施している。	引き続き、おやじの会の活動として、子どもたちの健やかな育ちのための取組を進めていく。
31	2 ①	3	お年寄りが気軽に集える居場所（「まちの縁側」等）の設置促進	保健福祉局	長寿福祉課	京都市民長寿すこやかプラン実施計画	高齢者の居場所を運営する地域住民又は団体等に対し、居場所の運営経費や整備費用、備品購入費用の一部を助成している。平成27年2月末時点での居場所設置箇所数は236箇所。	引き続き、高齢者の居場所を運営する地域住民又は団体等に対する助成を継続する。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

<事業の対象者> 1.一般 2.こども 3.高齢者	<施策区分> 1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃から望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組むボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援
---	---

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
32	2②	保健センター運営協議会を通じた関係機関の連携促進	各区ごとに所管区域内の地域保健及び保健センターの運営に関する事項について協議を行うことで、地域のニーズや課題を把握し、関係機関等との連携を深め、地域における自主的な健康づくりを進めます。	保健福祉局	保健医療課		各区において保健センター運営協議会を開催し、各保健センターにおける取組状況を報告するとともに、出席者である地域の関係機関等の方から意見をいただいた。	引き続き、地域保健の更なる推進を図るため、保健センター運営協議会での審議をおとして、各区における地域のニーズや課題を把握し、取組に反映させていく。
33	2②	保健協議会と連携した健康づくりの普及・促進	地域住民により自主的に組織された保健協議会では、保健衛生及び環境に関する情報の周知や特定健診等の集団健診会場での受付を行っています。また、献血等の各種事業への協力等、本市の健康づくりに関する施策の推進に積極的な協力をいただいています。	保健福祉局	保健医療課		各区において、保健、衛生、環境等の情報周知や啓発を行い、また、地域で行われる清掃活動、集団健診、区民まつりや献血等への事業協力を行った。また、環境関連施設の見学、保健予防・環境問題等の研修会の開催といった自主活動も行った。	引き続き、保健協議会の地域活動と連携していく。
34	2②	3「京都市版地域包括ケアシステム」の構築	市内61箇所の地域包括支援センターを拠点として住み慣れた地域で医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供するしくみである「地域包括ケアシステム」を構築し、高齢者ひとりひとりがきめの細かい総合相談や、多様なニーズに対応した介護サービスを受けられるよう支援します。	保健福祉局	長寿福祉課	真のWLB推進計画 京都市民長寿すこやかプラン 実施計画	・昨年度に引き続き、地域包括支援センター職員による一人暮らし高齢者全戸訪問事業を実施するとともに、地域全体で高齢者を支えるネットワーク構築に取り組んだ。 ・介護基盤の整備促進に取り組み、特別養護老人ホーム8箇所（うち増床3箇所）、237人分（うち増床40人分）、介護老人保健施設1箇所（増床。その他、減床1箇所あり）、80人分（増床。その他、減床4人分あり）、認知症高齢者グループホーム18箇所（うち増床3箇所）、358人分（うち増床27人分）を確保した。	平成27年3月に策定した「第6期京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、平成37（2025）年を見据えて「京都市版地域包括ケアシステム」を構築するため、在宅医療・介護連携の推進や、認知症施策の充実、生活支援サービスの充実・強化等の取組を本格化する。
35	2②	3地域における切れ目のない総合的なリハビリテーション体制の充実	高齢により失われた心身機能の回復を図るだけでなく、内的能力を引き出して家庭や社会への参加を可能にし、その後の人生を地域で過ごせるよう、医療・介護・保健・福祉などの関係者が地域にある既存の社会資源や連携基盤などを積極的に生かし、地域を基盤とした切れ目のないリハビリテーションサービスの提供体制を充実します。	保健福祉局	身体障害者リハビリテーションセンター	京都市民長寿すこやかプラン 京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針	平成25年10月に「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」を策定	今後のリハビリテーション行政の拠点として、3障害一体となった総合相談、障害・高齢を問わない地域リハビリテーションの推進及び高次脳機能障害のある方に特化した障害福祉サービスの提供に重点を置いた新たなセンターを整備することとしている。 平成27年度以降における具体的な事業展開に向け、平成26年度は、その準備事業に取り組む。
36	2②	4ひきこもりがちな障害のある市民等への支援	「ひきこもり」は、精神疾患に限らず、生育環境、教育環境、職場環境など、様々な要因との関わりがあることから、子ども・若者及びその家族に対してのワンストップ窓口である「子ども・若者総合相談窓口」及びこころの健康増進センターを中心とした関係機関の連携を強化します。 また、自身の障害受容ができないために障害福祉サービスの利用が困難な市民及びひきこもりの状態にある市民並びにその家族等を対象に適切な支援活動を行う法人の運営を支援します。	保健福祉局	障害保健福祉推進室 こころの健康増進センター 児童福祉センター 勤労福祉青少年課 教育相談総合センター（こどもパトナ）	ほほえみプラン	（こころの健康増進センター） 平成27年3月に、ひきこもり等により働けない子どもを持つ家族のライフプランについての講演会を開催し、高齢期のひきこもり支援についての啓発を行った。 また、電話や面接等による相談や、家族教室、本人への居場所提供の事業も実施した。 関係機関との情報共有や事例検討などを行った。（児童福祉センター） 児童福祉司及び児童心理司の指導のもと、ひきこもり及び不登校の子どもや家庭に大学生等によるメンタル・フレンドを派遣する「メンタル・フレンド訪問援助事業」を実施し、子どもとのふれあいを通じて子どもの自主性、社会性の伸長を図った。	高齢期のひきこもり対応について講演会の開催を検討中。 家族教室、居場所事業も実施予定。 ひきこもりの多様化に対応するため、府や市の他機関との社会資源の提供交流を検討してゆく予定。 （こころの健康増進センター） 電話や面接等による支援、家族教室、居場所事業は継続して実施。 関係機関との連携の継続。（児童福祉センター） 引き続き、「メンタル・フレンド訪問援助事業」を実施し、ひきこもり及び不登校の子どもの支援を行う予定。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

<事業の対象者>	<施策区分>
1.一般 2.こども 3.高齢者	1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃から望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組みボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
37	2②	4	地域交流への参加促進	保健福祉局	保健福祉総務課	ほほえみプラン	ほほえみ交流活動支援事業で、障害者団体が学校や児童館等に出向き、体験交流学習や出前講演を35回（体験交流31回、出前講演4回）実施した。	引き続きほほえみ交流活動支援事業で、障害者団体が学校や児童館等に出向き、体験交流学習や出前講演を実施する。
38	2②	4	障害者地域自立支援協議会の運営	保健福祉局	障害保健福祉推進室	ほほえみプラン	・市協議会を3回開催し、地域協議会や専門部会の取組内容を共有した。また、課題を通じて浮かび上がってきた地域ニーズを、障害者施策推進審議会との間で情報共有、報告を行った。 ・専門部会を6つ設置し、課題の検討を行った。（障害者の虐待防止に係る検討部会4回、障害のある児童の支援に関する専門部会3回、医療的ケア部会3回、権利擁護部会2回、介護保険部会2回、就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメント検討部会3回開催）	・引き続き障害のある方の支援体制の整備を図るため、障害のある方や家族も含めた関係機関と連携し、協議会を運営していく。 ・障害者のある方に係る虐待防止、児童支援、権利擁護、医療的ケアのあり方及び介護保険制度との連携等の特定課題について、専門部会を開催し検討することで、障害のある方への支援体制の充実を図る。
39	2②	2	ニート、ひきこもり、不登校などの社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者への支援の推進	文化市民局 教育委員会	勤労福祉青少年課 教育相談総合センター	はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン	・総合相談窓口相談件数：333件（1月末現在） ・支援地域協議会による支援件数：104件（1月末現在） ・NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業の実施 ・中学校及び高等学校の生徒や教員へ「子ども・若者相談のしおり」を配布 ・ニート、ひきこもり、不登校等の相談・支援を行っている機関等の情報を集約した「支援機関情報サポートブック」の発行（1月）や啓発物品（メモ帳等）配布などの広報啓発の実施 ・支援者向け研修開催（4回実施、延べ120人参加）	引き続き、左記の取組を進めるとともに、平成26年度においては、ニート、ひきこもり、不登校等の相談・支援を行っている機関等の情報を集約した冊子を作成、配布する。
40	2②	2	子どもネットワークの運営	保健福祉局	児童家庭課	京都市未来子どもはぐくみプラン 真のWLB推進計画 各局照会	平成25年7月22日に、京都市子どもネットワーク連絡会議（全体会議）を開催（子ども・子育て会議と合同開催）し、以下の協議、報告を行うとともに、情報交換を実施。 ・京都市子どもネットワーク連絡会議設置要綱の改正について ・共同事業の開催について ・京都市子どもネットワーク連絡会議の今後の取組事項について ・「京都市未来こどもプラン」の進捗よく状況について ・「子どもを共に育む京都市憲章」の普及啓発に係る取組について ・京都市の児童虐待対策の現状について	引き続き、関係機関との連携の下、ニート、ひきこもり、不登校などの困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた総合的な支援を推進する。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

<事業の対象者>	<施策区分>
1.一般 2.こども 3.高齢者	1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓蒙 ③子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組むボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
2②	1	気軽に体を動かすための場の設定	地域団体、体育振興会、学校、競技団体、指定管理者等と連携し、ウォーキングコース、ジョギングコース、体操広場などを設定します。 一般公衆浴場（いわゆる「銭湯」）と連携し、ウォーキングやジョギングを楽しむ方たちのために、着替えや入浴の拠点となる施設の提供などに取り組みます。	文化市民局 保健福祉局	市民スポーツ振興室 生活衛生課	スポーツの絆が生きるまち推進計画 各局照会（生活衛生課）	・京都市情報館において、市内のジョギングコース情報等ランナーに役立つ情報を随時更新した。 ・京都マラソンのランナー向けの公衆浴場の情報を掲載した「京のお風呂屋さんMAP」を作成し、京都マラソン等で配布した。	・引き続き、ランナー向けコースの情報等を発信する。 ・引き続き、ランナーの拠点となる一般公衆浴場等の情報を発信する。
2②	1	体育振興会との連携による市民スポーツフェスティバルの実施	京都市体育振興会連合会との連携により子どもから高齢者まで多くの市民が楽しむことができる多様な種目のスポーツフェスティバルを実施します。	文化市民局	市民スポーツ振興室		第61回京都市ソフトボール大会、第24回京都市壮年ソフトボール大会、第50回京都市バレーボール祭及びメインフェスティバル（リレー、ジョギング、グラウンドゴルフ、ソフトバレーボール及びベタンク）の各大会を実施した。	引き続きニーズのある同種目を実施する。
2②	1	スポーツを楽しむためのプログラムの提供	競技団体やプロスポーツチーム、レクリエーション協会等との協力のもと、各種スポーツ教室や講座の開催、室内で手軽にできるプログラムの開発・提供、指導者の派遣情報の提供などに取り組みます。	文化市民局	市民スポーツ振興室	スポーツの絆が生きるまち推進計画	指定管理者による施設の空き時間等を活用したスポーツ教室や、生涯スポーツ講習会の実施をはじめ、プロスポーツチームによる小中学生向けの教室などを開催した。	引き続き、指定管理者による施設の空き時間等を活用したスポーツ教室、生涯スポーツ講習会の実施をはじめ、プロスポーツチームによる小中学生向けの教室を開催するなど、スポーツを楽しむプログラムの提供を行っていく。
2②	1	京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進	路上喫煙の防止の取組の推進により、安心・安全なまちはもとより、ボイ捨てがない美しいまち、歩いて楽しいまちの実現を目指します。 あわせて、市民、事業者等との「共汗」による路上喫煙防止活動（「たばこマナー向上活動団体」制度）により、自主的な喫煙マナーの向上に取り組む活動を支援します。	文化市民局	くらし安全推進課	実施計画	・路上喫煙対策について周知啓発するとともに、市内3箇所の路上喫煙等禁止区域では、路上喫煙等監視指導員が巡回し、違反者に対し1千円の過料を科すなど、路上喫煙の防止に努めている。 ・市民や事業者等による喫煙マナーの向上を図るための自主的な活動を支援する「たばこマナー向上活動団体」制度の本格実施を行っており、平成26年度は、新規5団体を認証し、「市内全域で路上喫煙はいけない。」との認識の更なる浸透を図っている。	・引き続き、路上喫煙対策について周知啓発するとともに、市内3箇所の路上喫煙等禁止区域では、路上喫煙等監視指導員が巡回し違反者に対し1千円の過料を科すなど路上喫煙の防止に努めていく。 ・引き続き、市民や事業者等による喫煙マナーの向上を図るための自主的な活動を支援する「たばこマナー向上活動団体」制度の本格実施を行い、「市内全域で路上喫煙はいけない。」との認識の更なる浸透を図っていく。 平成27年度は、新規4団体認証予定。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

<事業の対象者>	<施策区分>
1.一般 2.こども 3.高齢者	1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組みボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
2②	1	自殺総合対策	京都市自殺総合対策連絡会を中心に「きょういのちほっとプラン」に基づき、自殺予防に関する市民への普及啓発や相談・支援、地域での身近な相談者であるゲートキーパーの育成、さらに自死遺族・自殺未遂者への支援など、総合的な自殺総合対策を実施します。	保健福祉局	障害保健福祉推進室 こころの健康増進センター	ほほえみプラン 実施計画	・「きょう いのち ほっとプランー京都市自殺総合対策推進計画」に基づいて取組を実施した。 ①普及啓発：シンポジウム(10/26)の開催、パネル展の開催(9月)、「きょう・いのち・ほっとブック」事業の実施(市内図書館10か所)、電子媒体・ホームページ・フェイスブックを利用した啓発活動を実施。9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間における普及啓発事業を実施。 ②相談・支援の充実：「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」、「くらしとこころの総合相談会」を実施し、「メール相談事業」の補助を実施。 ③人材育成：「かかりつけ医・産業医うつ病対応研修会」(11/20)、「一般医・精神科医ネットワーク交流会」(2/26)、身近な相談者や市職員等へ向けてゲートキーパー養成に係る研修を実施。 ④自死遺族・自殺未遂者への支援：「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」の実施、「こころのカフェきょうと(自死遺族サポートチーム)」への支援、「医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援モデル事業」を実施。 ⑤会議の開催：「京都市自殺総合対策連絡協議会」(9/9、3/13)、「ワーキンググループ」(11/12、12/18)を開催した。 ⑥その他：「きょう いのち ほっとプランー京都市自殺総合対策推進計画」の中間見直しを実施した。	・引き続き「きょう いのち ほっとプランー京都市自殺総合対策推進計画」に基づいて取組を進めていく。 ①普及啓発：シンポジウム・パネル展の開催、「きょう・いのち・ほっとブック」事業の実施、電子媒体・ホームページ・フェイスブックを利用した啓発活動を実施する。9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間における普及啓発事業を実施する。 ②相談・支援の充実：「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」、「くらしとこころの総合相談会」を実施し、「メール相談事業」の補助を実施する。 ③人材育成：「かかりつけ医・産業医うつ病対応研修会」、身近な相談者や市民等へ向けてゲートキーパー養成研修を実施する。また、災害時等の緊急時こころのケア講座、各大学における「若者のこころに寄り添う支援者」への研修会と面談、市職員へのゲートキーパー養成に係るメンタル研修会等の実施をする。 ④自死遺族・自殺未遂者への支援：「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」の実施、「こころのカフェきょうと(自死遺族サポートチーム)」への支援、「自死遺族支援者研修会」、「医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援モデル事業」を実施する。 ⑤会議の開催：「京都市自殺総合対策連絡会」、「京都市自殺総合対策庁内推進会議」を開催する。
2②	1	薬物乱用防止実践推進事業	喫煙・飲酒をはじめシンナー・覚せい剤等の薬物乱用防止に向けて、関係機関並びに関係団体と緊密な連携を図りながら保健体育の授業や道徳並びに特別活動等において指導を行います。	教育委員会	体育健康教育室		警察や、薬剤師等を講師に招き、授業等にて取組を進めた。27年4月末に各校からの取組の報告を集計する予定。	専門家を活用した授業は効果的であり、学校における薬剤師との連携した取り組みが、広がるよう、学校薬剤師会との更なる連携を図っていく。
2②	1	バイオ・ライフサイエンス(医療・介護・健康)関連産業の育成	長寿社会を安心して暮らせることができるよう、情報通信技術を生かしながら、大学と企業の連携により、予防医療分野や介護分野等での研究開発、事業化を支援します。	産業観光局	新産業振興室	京都市新価値創造ビジョン 実施計画	・平成14年6月に策定した「京都バイオシティ構想」は産学公連携による医療技術・機器等の開発や人材育成等を進めており、一定の成果を挙げているが、策定から10年以上が経過していることから、国内外の動向や有識者等からの御意見等を参考にしながら、新しいライフサイエンス分野の指針となる「京都市ライフイノベーション戦略(仮称)」を、平成26年度末の策定を目的に、取り組んでいるところである。 ・健康・介護・リハビリ分野の製品開発等に助成し、新たな医療産業への進出を希望する中小・ベンチャー企業等に新規事業展開の「きっかけ」を提供する「京都発革新的医療技術研究開発助成」事業を実施。平成26年度は、採択件数21件中、本分野は5件の採択。 ・国の補助金メニュー(地域人づくり事業(処遇改善プロセス))を活用し、「新しい介護支援ビジネス研究会」を組織し、ITを活用した生活支援や認知症予防等の共同研究開発の支援や事業化の検討等を進めてきた。	・「京都市ライフイノベーション戦略(仮称)」に基づき、「健康・福祉・介護分野」を重点的に取り組む分野の1つとして事業を推進するとともに、ライフサイエンス関連産業の振興を図っていく。 ・京都発革新的医療技術研究開発助成事業については、事業の拡充を図り、26件程度の採択を見込んでいる。 ・国の補助金メニュー(地域人づくり事業(処遇改善プロセス))を引き続き活用し、試作品の開発や事業化等を進めていく。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

<事業の対象者>	<施策区分>
1.一般 2.こども 3.高齢者	1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組むボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
48	2②	1	大学と連携した健康づくりの取組の推進	保健福祉局	保健医療課	京都市民健康づくりプラン(第2次)	大学の専門的な知識を活用しながら連携して、運動プログラムの評価や防煙教育等を行う。	引き続き、各大学との連携のもと、京都市民健康づくりプラン(第2次)に掲げる身体活動やたばこ対策等の分野の普及啓発に取り組む。
49	2②	1	医療・介護・福祉の連携による認知症対策の充実	保健福祉局	長寿福祉課	京都市民長寿すこやかプラン実施計画	・昨年度に引き続き、「認知症サポート医フォローアップ研修」を開催し、認知症サポート医及びかかりつけ医の質的向上を図った。 ・認知症地域支援推進員を2名配置し、地域包括支援センター等地域の支援機関への情報提供や連携体制の構築支援を行った。 ・認知症の状態に応じたサービスや社会資源を体系的に紹介する京都市版認知症ケアパスを作成し、認知症の基礎情報等と併せた冊子「気づいて・つながる認知症ガイドブック～京都市版認知症ケアパス～」を作成した。 ・この他、平成25年度から開始した「～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業」において、医療と介護の連携を目的としたモデル事業を募集・実施した。	・引き続き、「認知症サポート医フォローアップ研修」を実施し、地域における認知症サポート医やかかりつけ医等の連携強化を図る。また、認知症サポート医養成者数の増員を進めていく。 ・引き続き、認知症地域支援推進員を配置し、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図る。 ・「気づいて・つながる認知症ガイドブック～京都市版認知症ケアパス～」の活用及び普及啓発に努め、地域の医療や介護等の関係支援機関の連携促進を図る。
50	2②	2	防煙教室	教育委員会	体育健康教育室		「防煙セミナー(体験型・レクチャー型防煙教室)」をNPO法人京都禁煙推進研究会や京都府医師会等と連携・協力の上で実施した。26年度の実施回数は41回の開催となった。	成長・発育の重要な時期にある未成年者がたばこを吸うことは、心身への大きなリスクになることについて、未成年者自身や家族の認識を一層高め、未成年者の「吸い始め」防止に努めていく必要がある。 平成26年度に続き、関係団体等との連携・協力の上で実施し、喫煙防止教育のより一層の充実を図る。
51	2②	2	学校・地域が協働して進める新たな学びの場の創出「学校ふれあい手づくり事業」の推進	教育委員会	生涯学習推進担当	実施計画	今年度は24校園にて実施	27年度も各校園から希望を募り事業を実施予定
52	2③	1	いきいき筋トレ普及推進ボランティアの育成	保健福祉局	保健医療課	京都市民健康づくりプラン(第2次)	高齢者筋トレトレーニング普及推進ボランティア養成講座及びボランティアの資質の向上に向けた研修(ステップアップ講座)を実施した。また、ボランティアの意欲を高め、活動状況や意見交換の機会を持つ活動報告会を開催した。 <26年度上半期実績> いきいき筋トレボランティア 登録者数:418人	引き続き、高齢者筋トレトレーニング普及推進ボランティア養成講座を実施し、介護予防の推進を図るとともに、ボランティアが円滑に活動できるよう支援する。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

<事業の対象者>	<施策区分>
1.一般 2.こども 3.高齢者	1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃から望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組みボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
53	2③	1	スポーツボランティア活動への支援	文化市民局	市民スポーツ振興室	スポーツの絆が生きるまち推進プラン 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画 実施計画	・地域に根差した京都市最大のスポーツボランティア組織である京都市体育振興会連合会に対し、事業助成や顕彰を行うとともに、他団体との交流等の場を提供した。 ・スポーツ指導者の資質向上と市民スポーツの普及・振興及び競技力の向上を目的として、(公財)京都市体育協会を通じて、スポーツ指導者やスポーツ関係者を対象とした講座等を実施するとともに、競技団体が実施する同様の事業に対して助成を行った。	引き続き、市民のスポーツボランティア活動を支える体育振興会連合会及び(公財)京都市体育協会に対し、支援を行う。
54	2③	1	スポーツ推進委員制度の確立と生涯スポーツ講習会の実施	文化市民局	市民スポーツ振興室		・平成26年度は改選期であったため、新任スポーツ推進委員を対象にスポーツ推進委員制度の理解を深めるための新任研修会を実施した。 ・スポーツ推進委員の指導力の向上のため、審判講習会の実施、研究会等への参加を行った。 ・本市とスポーツ推進委員が連携し、「生涯スポーツ講習会」を開催した。	・引き続き、スポーツ推進委員向けの審判講習会を実施するとともに、研究会等へ参加する。 ・引き続き、市民のニーズにあった内容を検証しながら、スポーツ推進委員が主体となり、「生涯スポーツ講習会」を開催する。
55	2③	1	地域活動や市民活動団体の担い手の育成	文化市民局	地域自治推進室	実施計画 京都市地域コミュニティ活性化推進計画	・市民活動総合センターにおいてNPO法人設立講座等を実施した。(通年) ・地域団体とNPO法人の連携により、互いのノウハウや強みを活かして地域課題の解決に取り組む活動を促進するため、寄附という形で地域社会から支援を得て実施する事業について、「市民からの寄附」と「その寄附と同額の補助(上限:15万円)」の合計額を助成する「『地域団体とNPO法人の連携促進事業』助成プログラム」を公益財団法人京都地域創造基金と協働して実施した。(平成26年10月から寄附金の募集を開始) ・「自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」(平成24年11月開設)において、市内の自治会・町内会等や本市が所管するNPO法人の情報を一元的に発信するとともに、両者の連携を促進するページ(出合いのひろば)を運営した。(通年)	引き続き、以下の取組を実施する。 ・市民活動総合センターにおいてNPO法人設立講座等の実施 ・「『地域団体とNPO法人の連携促進事業』助成プログラム」の実施 ・「自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」の運営
56	2③	1	温もりの電話の振興	教育委員会	生涯学習推進担当	真のWLB推進計画	研修会 全体研修(年2回) 実践研修(年2回) 平成26年度相談件数 871件(平成26年12月31日現在)	研修会 全体研修(年2回)、実践研修(年2回)を実施予定
57	2③	1	親と子のこころの電話	教育委員会	生涯学習推進担当	真のWLB推進計画	第17期生養成中(9名) 研修会 126回実施予定 開局30周年記念式典を開催(10月17日)・記念冊子発行	第17期生養成 研修会 126回実施予定

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

<事業の対象者>

- 1.一般
- 2.子ども
- 3.高齢者

<施策区分>

- 1 ライフスタイルの転換の促進
 - ①京都らしいライフスタイルの普及
 - ②正しい健康情報の普及・啓発
 - ③子どもの頃から望ましい生活習慣の確立
 - 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進
 - ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進
 - ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進
 - ③健康づくり活動に取り組みボランティア等の育成・支援
- 3 施策の融合による健康づくりのための基盤整備
- ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化
 - ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備
 - ③身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
58	2③	1	保健センターにおける健康づくりサポーター等の育成の推進	保健福祉局	保健医療課	京都市民健康づくりプラン(第2次)	各保健センター・支所において、管内の健康増進を目的とした自主グループを育成するとともに、健康づくりを普及推進するボランティアである健康づくりサポーターを養成し、健康増進に取り組みやすい環境の整備を図る。 <25年度実績> 健康づくりサポーター 登録者数：427人	引き続き、各保健センター・支所において、管内の健康増進を目的とした自主グループを育成するとともに、健康づくりを普及推進するボランティアである健康づくりサポーターを養成し、健康増進に取り組みやすい環境の整備を図る。
59	2③	1	保健・医療分野における人材の資質向上と育成	保健福祉局	保健医療課	京都市民長寿すこやかプラン	1 0学会に職員を派遣した。 1 1保健センターにおいて調査研究を実施した。 京都市職員力・組織力向上プランにおける職種別人材育成計画として、「京都市保健師人材育成ガイドライン(案)」を作成し、関係各課に意見照会を行った。	1 0の学会への職員派遣を目標とする。 1 1保健センターでの調査研究の実施を目標とする。
60	2③	4	こころのふれあい交流サロンの推進	保健福祉局	障害保健福祉推進室	ほほえみプラン	・2箇所の機能強化型サロンを加え、市内13箇所のサロンにて、精神に障害のある方と地域住民が共に利用でき、自由に過ごすことができる場を提供している。 ・2箇所の機能強化型サロンでは、自サロンでの相談対応や他サロンへの相談派遣等を実施している。 ・こころのふれあい交流サロン運営懇談会を年3回実施した。	・市内13箇所でサロンを継続。 ・2箇所の機能強化型サロンでは、引き続き、自サロンでの相談対応や他サロンへの相談派遣等を実施する。 ・こころのふれあい交流サロン運営懇談会を3回実施予定。
61	3①	4	市民活動総合センター等の管理運営	文化市民局	地域自治推進室	京都市地域コミュニティ活性化推進計画 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画	NPOやボランティア団体等による公益的な市民活動を、特定の分野や領域を越えて総合的に支援するとともに、市民の交流及び連携の推進を図るための拠点施設として京都市市民活動総合センターを管理・運営している。 センターでは、市民活動団体等に活動の場を提供するとともに、次の4つの柱で事業を展開した。 ①市民活動に関する情報収集・提供 ②市民活動に関する各種相談 ③市民活動団体等の育成に向けた各種講座等の開催 ④幅広い市民の交流の場の提供、連携・協働事業の展開及び市民活動に関する研究	引き続き、市民活動総合センターにおいて活動の場を提供するとともに、市民活動に関する情報収集・提供、各種相談、市民活動団体等の育成、交流の場の提供、連携・協働事業等を実施する。
62	3①	4	「地域コミュニティサポートセンター」の運営	文化市民局	地域自治推進室	京都市地域コミュニティ活性化推進計画 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画	自治会・町内会の運営や地域の活性化についての相談を、平成27年1月末までに409件受け付けている。	引き続き、区役所・支所との連携の下で助言や情報提供を行っていく。
63	3①	4	「地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度」支援事業	文化市民局	地域自治推進室	京都市地域コミュニティ活性化推進計画 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画	平成26年度は、平成25年度と同予算で申請を受け付けているところであり、平成27年1月末までに42件交付している。	引き続き、自治会・町内会等に対して、積極的に制度を活用して加入促進に取り組むよう働き掛けていく。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

<事業の対象者>	<施策区分>
1.一般 2.こども 3.高齢者	1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃から望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組みボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
64	3①	1	市営住宅の住戸等を活用した地域コミュニティを活性化するための場づくり	都市計画局	すまいまちづくり課 住宅管理課	実施計画	○空き住戸，集会所等の既存施設の活用 ・関係部局及び自治会と連携した，地域コミュニティの活性化に資する機能の導入に向けた取組を行った。 ・京都市，京都橘大学，醍醐中山団地町内連合会の地域連携事業に係る協定を締結した。 ○団地再生 楽只市営住宅における団地再生事業の取組の一環として，市営住宅の空き店舗を活用した賑わい創出を実験的に行い，地域コミュニティの活性化を促すこととしている。 ・平成27年1月31日：交流イベントの実施 ・平成27年3月22日：広域連携イベントの実施	○空き住戸，集会所等の既存施設の活用 平成27年4月から，地域連携事業として，醍醐中山市営住宅の住戸を京都橘大学が借上げ，そこに学生が居住するとともに，大学が「地域連携センター」の分室を設置し，住民との協働により団地の活性化に寄与する取組を開始する。 ○団地再生 楽只・鷹峯市営住宅団地再生事業については，立地条件を生かし，広域的な視野で地域力を高めるまちづくりを行っていく。 このため，当該団地の土地利用計画の策定を行うとともに，市営住宅の空き店舗を活用した賑わいづくり，地域コミュニティの活性化につながる取組を地域，大学等と連携して継続する。
65	3②	1	スポーツの仲間づくりへの支援	文化市民局	市民スポーツ振興室	スポーツの絆が生きるまち推進計画	・「スポーツの絆が生きるまち推進計画」の重点戦略として平成23年度に創設した「京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議（スポーツリエゾン京都）」を平成27年3月に開催し，計画の進ちょく管理及び進捗に関する評価・助言を行うとともに，スポーツ団体間や世代間の交流を深める取組について意見交換を行った。 ・平成26年2月から「スポーツしたい！支えたい！つながりたい！事業」と題し，スポーツに関する取組について協働実施を希望する団体等に，希望に沿った協働相手の斡旋を行うほか，スポーツ関係団体の活動内容等の紹介や新たな団体の掘り起し等を行う取組を開始した。	・「スポーツリエゾン京都」において，計画の中間見直しに関する評価・助言を行うとともに，スポーツ団体間や世代間の交流を深める取組を推進していく。 ・「スポーツしたい！支えたい！つながりたい！事業」について見直しをおこなう。
66	3②	1	身近なスポーツ環境の整備	文化市民局	市民スポーツ振興室	スポーツの絆が生きるまち推進計画 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画 実施計画	わかさスタジアム京都（西京極野球場）のスコアボード改修や伏見桃山城運動公園野球場の改修等，老朽化したスポーツ施設の整備を行った。	学校校庭の夜間照明設備をはじめ，各スポーツ施設の維持補修等のほか，室が池公園体育館（仮称）の整備等に取り組む。
67	3②	1	健康づくり活動の場として利用できる公園整備の推進	建設局	みどり政策推進室	実施計画 京都市民長寿すこやかプラン	新規整備した梅津フケノ川公園に背のばしベンチ・踏み台昇降，また，岩倉中河原公園に背のばしベンチ・腹筋ベンチを配置。 再整備した柳の内公園に背のばしベンチ・平均台を配置。	洛北第三4号公園（仮称），和泉ポンプ場公園（仮称）の新規整備，また，向島東公園拡張整備において，健康遊具を配置。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

＜事業の対象者＞	＜施策区分＞
1.一般 2.こども 3.高齢者	1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃から望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組むボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
68	3②	1	水と緑のネットワークづくり	建設局	みどり政策推進室 河川整備課	京都市緑の基本計画	○「道路の森づくり」 西大路通（JR山陰本線～九条通）ケヤキ等 1 4 3本植栽 北山通（旭丘中学校～紫竹西通）ケヤキ等 1 2本植栽 新城南宮道（西高瀬川～千本通）サルスベリ 5本植栽 ○高瀬川改修工事 三条通～車屋橋の改修工事（L＝1 9 0 m）を実施	○「道路の森づくり」 北大路通（西大路通～加茂街道）ケヤキ等約 9 0本植栽予定 今出川通（川端通～伊賀越道）ケヤキ等約 6 0本植栽予定 東大路通（北大路通～今出川通）ケヤキ等約 5 0本植栽予定 九条通（油小路通～河原町通）ケヤキ等約 2 0本植栽予定 ○高瀬川改修工事 車屋橋～備前島橋の改修工事（L＝1 7 0 m）を実施予定
69	3②	1	歩いて楽しいまちなか戦略（四条通の歩道拡幅と公共交通優先化）	都市計画局	歩くまち京都推進室	実施計画	「四条通駐停車マネジメント部会」を3回開催し、整備後の四条通の適正管理に向けた具体的な取組の検討を行った。	四条通の歩道拡幅整備工事の完了を目指す。
70	3②	1	「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業	都市計画局	歩くまち京都推進室	「歩くまち・京都」総合交通戦略	これまでに実施した交通調査の結果等に基づき、事業の実施に伴う東大路通及び周辺道路への交通影響を推計する交通解析等を実施するとともに、昨年度に引き続き予備設計を実施している。また、関係機関と協議を行うとともに、「東大路通歩行空間創出推進会議」等で地元住民の皆様への説明を行いながら事業を進めている。	これまでの交通調査や予備設計をもとに作成した整備計画（素案）について、「東大路通歩行空間創出推進会議」及び地元説明会等で地元住民や関係団体の皆様に説明を行い、さらなる合意形成を図る。
71	3②	1	「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進	都市計画局	歩くまち京都推進室	実施計画	歴史的都心地区の対策が完了した。	歴史的都心地区に隣接する南側地区及び西側地区において、本取組を拡大実施していく。
72	3②	1	アダプテッドスポーツの普及・充実	文化市民局	市民スポーツ振興室	スポーツの絆が生きるまち推進計画	だれもが、いつでも、どこでも、いろんなかたちでスポーツに親しめる環境づくりを進めるため、子どもからお年寄り、障害のある方でも楽しめるスポーツ教室を開催するなどの取組を行った。	だれもがスポーツに親しめる環境づくりを進めるため、平成27年度も引き続きスポーツ教室の開催等を通じて取組を進める。
73	3②	1	施設の柔軟な管理運営及び良質なサービスの提供	文化市民局	市民スポーツ振興室	スポーツの絆が生きるまち推進計画 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画 実施計画	指定管理者と密に連携し、利用者ニーズに対応した柔軟な施設管理・運営に努めた。 ○京都アクアリーナスケートリンクの無料開放（毎年1 0月） ○子どもや高齢者向けの各種スポーツ教室の実施（適宜） ○利用向上のための利用時間拡大や料金減額 ・西京極補助競技場の部分利用時間の拡大（午後7時まで→午後9時まで） ・久我橋東詰公園のフットサル場などの料金減額 など	引き続き、指定管理者と密に連携し、利用者ニーズに対応した柔軟な施設管理・運営に努める。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

<事業の対象者>

1. 一般
2. こども
3. 高齢者

<施策区分>

- 1 ライフスタイルの転換の促進
 - ① 京都らしいライフスタイルの普及
 - ② 正しい健康情報の普及・啓発
 - ③ 子どもの頃から望ましい生活習慣の確立
 - 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進
 - ① 地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進
 - ② 関係機関等との連携による健康づくり事業の推進
 - ③ 健康づくり活動に取り組みボランティア等の育成・支援
- 3 施策の融合による健康づくりのための基盤整備
- ① 健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化
 - ② 誰もが健康づくりに取り組める環境の整備
 - ③ 身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
74	3②	1	京都マラソンの開催とランニング環境の充実	文化市民局	市民スポーツ振興室	実施計画	第4回大会となる「京都マラソン2015」を、京都御苑前(丸太町通)や市役所前広場等の「まちなか」や植物園を取り入れるなどのコース変更を行い、開催した。 ・京都市情報館において、市内のジョギングコース情報等ランナーに役立つ情報を随時更新した。 ・京都マラソンのランナー向けの一般公衆浴場の情報を掲載した「京のお風呂屋さんMAP」を作成し、京都マラソン等で配布した。	第5回大会となる「京都マラソン2016」を開催する。 ・引き続き、ランナー向けコースの情報を発信する。 ・引き続き、ランナーの拠点となる一般公衆浴場等の情報を発信する。
75	3②	1	「スポーツウェブ京都」の構築	文化市民局	市民スポーツ振興室	スポーツの絆が生きるまち推進プラン	京都市情報館の市民スポーツ振興室ホームページにおいて、「きょう、走ろう!～京都のランナーズ情報～」を掲載し、ランニングコースを紹介するなど、スポーツに関する情報を随時更新した。	引き続き、本市のスポーツ施設や教室等の情報をホームページにおいて発信し、市民がより身近にスポーツに関する情報を収集できる環境づくりを進めていく。
76	3②	1	家事・育児・介護等への男性の参加を促進するための講座等の実施	文化市民局	男女共同参画推進課	「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画 きょうと男女共同参画推進プラン	京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」において、男性が家庭生活に参画できるための講座を実施している。	京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」において、男性が家庭生活に参画できるための講座を継続して実施する。
77	3②	3, 4	みやこユニバーサルデザインの推進	保健福祉局	保健福祉総務課	実施計画 京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針	・平成27年3月6日にユニバーサルデザインフォーラム京都2015を開催し、心のユニバーサルデザイン及びユニバーサル上映の普及を目指し、これに関する講演や講座を行い啓発を行った。 ・平成27年2月18日から平成27年3月20日まで人にやさしいサービス宣言拡大キャンペーンを行い、お店を訪れた方のおススメのお店を紹介してもらい、宣言店舗の普及促進を図る。	引き続き人にやさしいサービス宣言及びユニバーサル上映の普及に努めていく。
78	3③	1	高齢者の生きがいづくりや就労の推進	保健福祉局	長寿福祉課	京都市民長寿すこやかプラン 真のWLB推進計画	高齢者が長年培ってきた知識、経験や技術を十分に活かした、臨時的・短期的な就業の機会を、本人の希望や能力に応じて提供する、シルバー人材センターへの支援を通じ、高齢者の就労の促進や、就労を通じた高齢者の多様な生きがいづくりに取り組んでいる。	地域における高齢者の新たな就業機会を開拓し、所得の向上を図る「高齢者就業開拓事業」を開始するとともに、引き続き、シルバー人材センターへの支援を行うことにより、高齢者の就労の促進や、就労を通じた高齢者の多様な生きがいづくりに取り組んでいく。
79	3③	1	長寿すこやかセンターの運営	保健福祉局	長寿福祉課	京都市民長寿すこやかプラン 真のWLB推進計画	高齢者介護に関する一般相談や専門相談、市民に対する高齢者介護に係る講座や専門職向けの介護研修等を実施し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと生活できるよう様々な施策の展開を図っている。平成26年度からは、旧洛西ふれあいの里保養研修センターの研修機能を統合し、より効率的・効果的な研修体制の実施を図っている。	引き続き、長寿すこやかセンターの適正な運営を図り、高齢者の福祉の向上のための取組みを実施していく。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

<事業の対象者>	<施策区分>
1.一般 2.子ども 3.高齢者	1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃から望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組むボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
80	3②	1	高齢者の多様な能力を生かす「知恵シルバースセンター」の運営	保健福祉局	長寿福祉課	京都市民長寿すこやかプラン	平成26年1月末現在で、138団体、30,899人が登録されており、397件の相談を受け付け、294件の紹介を行っている。	引き続き、知恵シルバースセンター事業を継続し、登録団体数の増加、紹介件数の増加を目指すことで高齢者が活躍できる場の創設を推進していく。
81	3②	1	働くことを希望する高齢者が就業できる環境づくりの推進	産業観光局 保健福祉局	中小企業振興課 長寿福祉課	京都市民長寿すこやかプラン	地域における多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大を目指す「地域人づくり事業」を実施している。	引き出し、「地域人づくり事業」の実施等を通じて、安定的で質の高い雇用の創出を図っていく。
82	3②	2	放課後ほっと広場	保健福祉局 教育委員会	児童家庭課 家庭地域教育支援担当	京都市未来子どもはぐくみプラン 真のWLB推進計画	市内8箇所の放課後ほっと広場にて、小学校低学年の昼間留守家庭児童を対象に、児童を健やかに育成し、放課後の安心・安全な居場所を提供。	対象児童を小学校6年生までの昼間留守家庭児童に拡大し、引き続き、放課後ほっと広場を実施。
83	3②	2	地域子育て支援ステーションの運営	保健福祉局	児童家庭課	京都市未来子どもはぐくみプラン 真のWLB推進計画	市内175箇所（公営保育所15箇所、民営保育所109箇所、児童館61箇所）の地域子育て支援ステーションにおいて、子育て支援事業（子育て相談、子育て講座の開催及び園庭開放の実施等）や各種サークル（母親クラブ、幼児クラブ等）の運営支援等を実施した。	引き続き、各地域子育て支援ステーションにおいて、子育て支援事業（子育て相談、子育て講座の開催及び園庭開放の実施等）や各種サークル（母親クラブ、幼児クラブ等）の運営支援等を実施していく。
84	3②	2	こどもみらい館の運営	教育委員会	子育て支援総合センターこどもみらい館	真のWLB推進計画	「子育て何でも相談」として、気軽な相談から専門的な相談まで年間4000件以上の相談に応じた。 また、年間を通じて、数多くの子育てに関する講座やセミナー、イベント等を開催し、広く市民の子育て支援に取り組むとともに、子育て支援に関する情報の発信も行ってきた。 さらに、子どもの育ちの連続性研究プロジェクト、子育て支援研究プロジェクトにおいて、保育内容の充実や子育て支援を目指した研究を進め、27年1月に報告会を行った。	引き続き、子育て支援の中核施設として、さまざまな子育て支援事業を展開していく。
85	3②	2	青少年活動センターにおける居場所づくりや交流促進による自己成長の支援	文化市民局	勤労福祉青少年課	はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン	伏見青少年活動センターにおいて、平成26年11月15日に、様々な理由で医療や福祉につながりにくい外国籍住民及び青少年に対し、診療につながる機会としてのイベント型健康相談会「健康フィエスタ2014」を開催し、健康への意識づけを強めた。	引き続き「京都市ユースアクションプラン」に基づいた健康づくりに関する事業を実施することで、若者世代の健康への関心を高めるように努めていく。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

<事業の対象者>	<施策区分>
1.一般 2.こども 3.高齢者	1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃から望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組むボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
86	3③	2	妊娠期からの子育て支援	保健福祉局	保健医療課	実施計画 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画	《妊娠期からの子育て支援》 保健センターでの母子健康手帳交付時に、全ての妊婦に保健師が面接を行い、妊婦の不安や育児環境等に対する相談支援を行い、また、平成23年7月から、これまでの訪問指導に加え、新たに初めての妊娠で不安が強い初妊婦や継続的な支援が必要な妊婦へ対しても、安心して子育てができるように妊娠中から家庭訪問による相談支援を行った。更に、平成26年7月から、産後、体調不良があり、家族等から支援が受けられない母親が安心して子育てできるよう、病院等での一時宿泊・通所を通じて、心身のケアや育児サポートを提供するスマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）を開始した。 妊婦相談事業 平成26年度 12,349件中 12,349件（実施率100%） こんにちはプレママ事業 平成25年度 初産婦 3,308件 継続支援が必要な妊婦 634件 新生児等訪問指導事業 平成25年度 出生数11,373件中10,776件 （実施率94.8） 育児支援家庭訪問事業 平成25年度 訪問実家庭数 764件	平成27年度は「育児支援家庭訪問事業（育児支援ヘルパー派遣事業）※」の対象家庭及び最大派遣回数（の拡充を図り、継続支援が必要な家庭が安心して育児ができるよう支援の充実を図る。 ※妊婦や母親等が問題を抱える家庭に対して、家事・育児の直接的支援を行う育児支援ヘルパーを派遣する事業
87	3③	2	障害者スポーツの振興	保健福祉局	障害保健福祉推進室	ほほえみプラン	・京都障害者スポーツ振興会の運営補助 ・第34回全京都障害者総合スポーツ大会の実施 ・第14回全国障害者スポーツ大会（長崎県 H26.11.1～11.3）への選手団派遣、団体競技チームへの補助 ・第26回全国車いす駅伝競走大会の実施（H27.3.8）	・京都障害者スポーツ振興会の運営補助 ・第35回全京都障害者総合スポーツ大会の実施 ・第15回全国障害者スポーツ大会（和歌山県 H27.10.24～10.26）への選手団派遣、団体競技チームへの補助 ・第27回全国車いす駅伝競走大会の実施
88	3③	2	生活訓練事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	ほほえみプラン	視覚障害者家庭生活訓練、盲青年等社会生活教室、聴覚言語障害者生活訓練、難聴者自立訓練、難聴青年・中高年講座、難聴者自立訓練を委託により実施した。	視覚障害者家庭生活訓練、盲青年等社会生活教室、聴覚言語障害者生活訓練、難聴者自立訓練、難聴青年・中高年講座、難聴者自立訓練を、引き続き委託により実施予定。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

<事業の対象者> 1.一般 2.こども 3.高齢者	<施策区分> 1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃から望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組むボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援
------------------------------------	--

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
3③	4	身体障害者リハビリテーションセンター 附属病院の運営	整形外科、神経内科及び泌尿器科を標榜し、四肢又は脊髄の外傷などによる整形外科疾患や神経内科疾患等の方で、急性期・回復期の治療を終えられた方を対象に、各部門の専門スタッフが連携をとって治療及び訓練を行うことにより、身体的及び精神的諸機能の改善及び職場、家庭での自立を図ります。	保健福祉局	身体障害者リハビリテーションセンター		外来患者及び入院患者に対し、治療及び訓練を行うとともに、平成27年3月末の閉院に向け、転院支援を行った。	—
3③	2	精神障害のある市民の社会参加に向けた支援	精神障害のある市民が適切な医学的支援やリハビリテーションを受け、社会復帰できるよう、こころの健康増進センター内にある精神科デイ・ケア施設における支援の充実に努めるとともに、休職中の精神障害のある市民がスムーズに復職できる支援体制の整備を検討します。	保健福祉局	こころの健康増進センター	ほほえみプラン	平成26年度は、近年、うつ病の罹患患者数が増え続けていることから、これまでの統合失調症の方の就労準備デイ・ケアに加え、新たにうつ病の方を対象に、症状改善と就職・復職の準備性を高めるデイ・ケアを実施した。	引き続き、「統合失調症の方の就労準備デイ・ケア」と「うつ病の方の症状改善と就職・復職の準備性を高めるデイ・ケア」を実施していく予定。
3③	3	高齢者の社会参加促進に向けた事業の実施	高齢者の社会参加を促進するうえで、高齢者の意識の向上を促し、参加意欲の高揚につなげていくため、市民すこやかフェアを開催するとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ代表団を派遣します。また、様々な社会活動に参加し、生きがいづくりに役立てていくことを目的として市バス・地下鉄等の敬老乗車証を交付します。	保健福祉局	長寿福祉課	京都市民長寿すこやかプラン	全国健康福祉祭（ねんりんピック）については、平成26年10月に栃木県で開催された「ねんりんピック栃木2014」に京都市代表選手団を派遣した。市民すこやかフェアについては、平成26年12月20日及び21日に京都市勤業館みやこめっせにて開催し、両日合わせて20,000人の来場者数となった。	全国健康福祉祭（ねんりんピック）については、平成27年10月に山口県で開催予定の「ねんりんピックおいでませ！山口2015」に京都市代表選手団を派遣する予定。市民すこやかフェアについては、平成27年11月ごろに京都市勤業館みやこめっせにて開催予定。
3③	3	スクールカウンセラーの活用	スクールカウンセラーを京都市立学校へ配置し、児童生徒及び保護者に対するカウンセリングや教職員へのコンサルテーション（助言）活動等を通じて子どもの心のケアを行います。	教育委員会	生徒指導課		不登校やいじめをはじめとする児童生徒の問題行動等に対応し、子どもたちの心の居場所づくりを推進するため、子どもや保護者へのカウンセリング、教員へのコンサルテーション等を行った。また、平成27年度の京都市立学校全校への配置に向けて、小学校への配置拡充を行った。 平成26年度 スクールカウンセラー配置校：全京都市立中学校（73校）、全京都市立高等学校（11校）、全京都市立総合支援学校（分校1校含む8校）、京都市立小学校（129校）	不登校やいじめをはじめとする児童生徒の問題行動等に対応し、子どもたちの心の居場所づくりを推進するため、子どもや保護者へのカウンセリング、教員へのコンサルテーション等を行う。また、平成27年度、全京都市立学校へ配置を完了。学校における教育相談体制の充実を図る。
3③	3	カウンセリングセンター（来所相談）	不登校・いじめや友人関係、性格や行動、学習や学校生活のことなど、心のケアを要すると思われるこどもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談に応じます。	教育委員会	京都市教育相談総合センター カウンセリングセンター		京都市に在住又は京都市立学校に在籍する小学生から高校生までの児童生徒及び保護者を対象とし、不登校・いじめや友人関係、性格や行動、学習や学校生活のことなど、心のケアを要すると思われるこどもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが相談に応じている。また、こども相談総合案内（電話ガイド）により、相談内容に応じた適切な相談機関の紹介を行っている。	京都市に在住又は京都市立学校に在籍する小学生から高校生までの児童生徒及び保護者を対象とし、不登校・いじめや友人関係、性格や行動、学習や学校生活のことなど、心のケアを要すると思われるこどもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが相談に応じる。また、こども相談総合案内（電話ガイド）により、相談内容に応じた適切な相談機関の紹介を行う。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

<事業の対象者> 1.一般 2.こども 3.高齢者	<施策区分> 1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組みボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援
---	--

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
3 ③	3	児童館運営事業	18歳未満の児童に対し、健全な遊びの機会を提供して、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的に、地域の子育て支援拠点として、一元化児童館(学童クラブ機能を有した児童館)を整備します。	保健福祉局	児童家庭課	京都市未来こどもはぐくみプラン 真のWLB推進計画	18歳未満の児童に対し、健全な遊びの機会を提供して、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的に、地域の子育て支援拠点として、一元化児童館130館を運営。	18歳未満の児童に対し、健全な遊び場を提供し、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的に、引き続き、市内130館の一元化児童館を運営する。
3 ③	3	学童クラブ事業の実施	小学校1～3年生(障害のある児童については、小学校1～4年生)の昼間留守家庭児童に、放課後の安心・安全な居場所を提供し、これら児童を健やかに育成する事業を実施します。 なお、平成27年4月より、対象児童を小学校6年生までに拡大します。	保健福祉局	児童家庭課	京都市未来こどもはぐくみプラン 真のWLB推進計画	児童館、学童保育所、放課後ほっと広場を合わせ、市内147箇所において、学童クラブ事業を実施。	対象児童を小学校6年生までの昼間留守家庭児童に拡大し、引き続き、学童クラブ事業を実施。
3 ③	4	京都市障害者スポーツセンターの運営	障害者のスポーツ等の用に供する施設として京都市障害者スポーツセンターの運営を行い、障害者の身体機能の回復及び健康の増進を図り、社会参加を促進します。	保健福祉局	障害保健福祉推進室		・障害のある人のスポーツ振興、健康の維持・増進事業の実施 ・障害のある人の文化・レクリエーション事業、障害のある人への理解を進めるための事業の実施 ・障害者スポーツ施設の運営事業の実施	・障害のある人のスポーツ振興、健康の維持・増進事業の実施 ・障害のある人の文化・レクリエーション事業、障害のある人への理解を進めるための事業の実施 ・障害者スポーツ施設の運営事業の実施
3 ③	4	京都市障害者教養文化・体育会館の運営	障害のある市民の福祉の増進のために、京都市障害者教養文化・体育会館の運営を行い、スポーツを通じた機能回復、健康増進、コミュニケーション及び教養文化活動等の便宜を図ります。	保健福祉局	障害保健福祉推進室		・障害のある人のスポーツ振興、健康の維持・増進事業の実施 ・障害のある人の文化・レクリエーション事業、障害のある人への理解を進めるための事業の実施 ・障害者スポーツ施設の運営事業の実施	・障害のある人のスポーツ振興、健康の維持・増進事業の実施 ・障害のある人の文化・レクリエーション事業、障害のある人への理解を進めるための事業の実施 ・障害者スポーツ施設の運営事業の実施
3 ③	4	障害者社会参加推進センター事業	「京都市障害者社会参加推進センター」において、法律・福祉機器・住宅改造・結婚等の相談事業、生活環境改善事業、スポーツ振興事業などを実施し、障害のある市民の地域における自立生活と社会参加を推進します。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	ほほえみプラン	「京都市障害者社会参加推進センター」において、法律・福祉機器・住宅改造・結婚等の相談事業、生活環境改善事業、スポーツ振興事業などを実施した。	引き続き、「京都市障害者社会参加推進センター」において、法律・福祉機器・住宅改造・結婚等の相談事業、生活環境改善事業、スポーツ振興事業などを実施する。

京都市民健康づくりプラン(第2次)
京都ならではの取組や強みを活かした健康づくり

推進施策一覧

＜事業の対象者＞ 1.一般 2.こども 3.高齢者	＜施策区分＞ 1 ライフスタイルの転換の促進 ①京都らしいライフスタイルの普及 ②正しい健康情報の普及・啓発 ③子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立 2 市民参加と協働(共汗)による健康づくりの推進 ①地域や民間団体の自主的な地域保健の取組の推進 ②関係機関等との連携による健康づくり事業の推進 ③健康づくり活動に取り組みボランティア等の育成・支援 3施策の融合による健康づくりのための基盤整備 ①健康づくりを通じた地域コミュニティの活性化 ②誰もが健康づくりに取り組める環境の整備 ③身体の状態に応じた健康づくりの支援
------------------------------------	---

施策区分	対象	事業名	事業概要	担当局	担当課	掲載プラン等	平成26年度取組状況	平成27年度取組予定
3②	4	障害のある市民が生きがいを持って働ける仕事場づくり	雇用されることが困難な障害のある市民が地域で自立した生活を送れるよう、また、総合支援学校高等部卒業生の進路先としての働く場が確保されるよう、多様な就労形態をした福祉的就労の場の整備を促進することにより、障害のある市民が生きがいを持って働ける仕事場を増設します。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	ほほえみプラン	・京都市障害者就労支援推進会議の開催（年2回） ・京都市役所での障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業（20職場、20名実施） ・就労系事業所職員等を対象とした就労支援スキルアップ研修会の開催（22回、449名参加） ・障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業（2事業者指定） ・障害者雇用ステップアップ研究会実践セミナー（5回連続セミナー、9社参加） ・京都市障害者職場定着支援等推進センターの設置（平成26年4月）	・京都市障害者就労支援推進会議の開催 ・京都市役所での障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業 ・就労系事業所職員等を対象とした就労支援スキルアップ研修会の開催 ・障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業 ・障害者雇用ステップアップ研究会実践セミナー ・京都市障害者職場定着支援等推進センターの運営
3④	1	国民健康保険事業における保健事業	京都市国民健康保険の被保険者を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し生活習慣病の予防・改善を目的とした特定健康診査・特定保健指導を中心に、保健事業を実施します。	保健福祉局	保険年金課	京都市国民健康保険第二期特定健康診査等実施計画	本市国保の40歳から74歳までの被保険者を対象に、集団健診方式（休日健診を含む。）、個別医療機関方式、人間ドック機関方式により特定健康診査を実施している。 平成26年度からは、受診環境を配慮し、集団健診時期をなるべく夏期から春期・秋期へ振替え、大型扇風機を活用した空調対策を実施したほか、受診率の向上を目指し、受診者に抽選で協賛企業等からの景品を提供する制度を導入した。 また、特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高い方等を対象に、特定保健指導（本市直営方式（フィットネス機関における実施も含む。）、個別医療機関方式、人間ドック機関方式）を実施した。	平成27年度においても、本市国保の40歳から74歳までの被保険者を対象に、集団健診方式（休日健診を含む。）、個別医療機関方式、人間ドック機関方式により特定健康診査を実施する。 平成27年度からは、新たに7つの検査項目（総コレステロール、ALP（アルカリホスファターゼ）・総蛋白・尿酸・アミラーゼ・尿潜血・尿ロビリンゲン）を追加し、特定健康診査を魅力あるものとする中で、さらなる受診率の向上を図る予定である。 特定保健指導についても、引き続き特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高い方等を対象に実施する。
3④	1	健康診査の実施	生活習慣の危険因子を把握するとともに疾病を早期に把握し、健康管理に役立てるため、各種がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん）や骨粗しょう症予防健康診査を実施し、受診しやすい健康診査体制づくりに努めます。	保健福祉局	保健医療課	京都市民長寿すこやかプラン	・健康づくりを推進するための各種健康づくり事業を実施 ・骨粗しょう症予防健診受診人数 1,359人（27年2月末現在） ・がん検診受診人数 82,196人（27年1月末現在） 胃：4,481人、大腸：16,369人、肺：28,359人、乳：15,986人 子宮：15,796人、前立腺：1,205人	引き続き、健康づくりを推進するための各種健康づくり事業を実施
3④	3	後期高齢者健康診査	市内在住の京都府後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、疾病の早期発見のため、京都市国民健康保険が実施する特定健康診査と同様の健康診査を実施します。	保健福祉局	保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律	京都市内に在住する後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、本市が実施する特定健康診査と同様の実施方法（集団健診方式（休日健診を含む。）、個別医療機関方式、人間ドック機関方式）により実施している。（26年度対象者数：169,608人） 平成26年度は人間ドックの定員を4,200人（25年度比1,200人増）に拡大して実施した。	平成27年度においても、京都市内に在住する後期高齢者医療制度の被保険者を対象に実施する。 平成27年度からは、新たに7つの検査項目（総コレステロール、ALP（アルカリホスファターゼ）・総蛋白・尿酸・アミラーゼ・尿潜血・尿ロビリンゲン）を追加することで、当該健康診査が、これまでよりも後期高齢者の健康管理に有効に役立つよう取組む。

健康寿命について

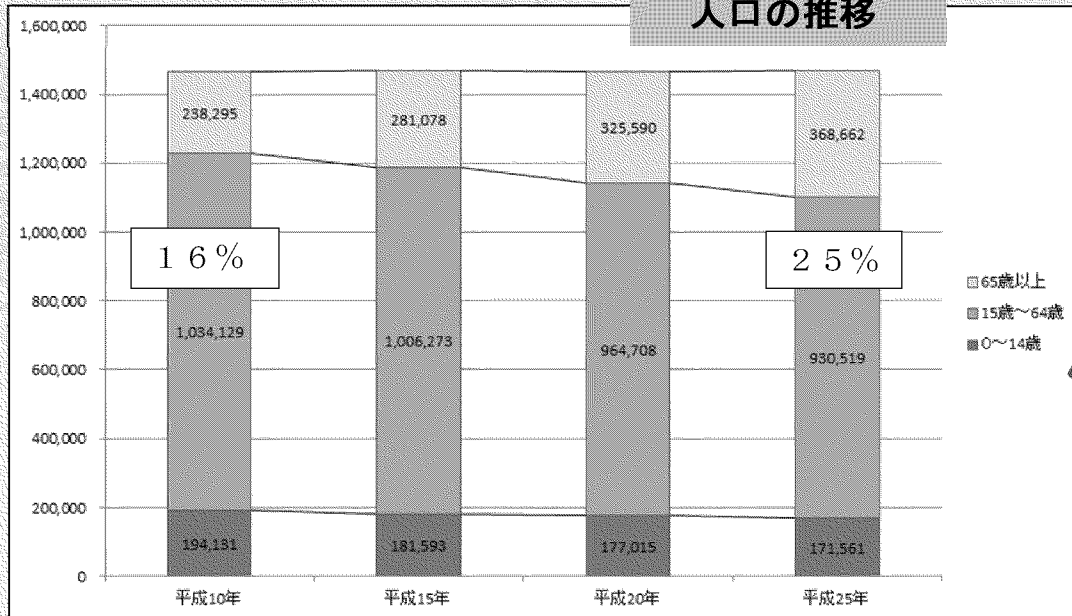
京都市民の健康寿命を延伸し、
平均寿命へ近づけましょう！！



人口動態統計関係

2

人口の推移



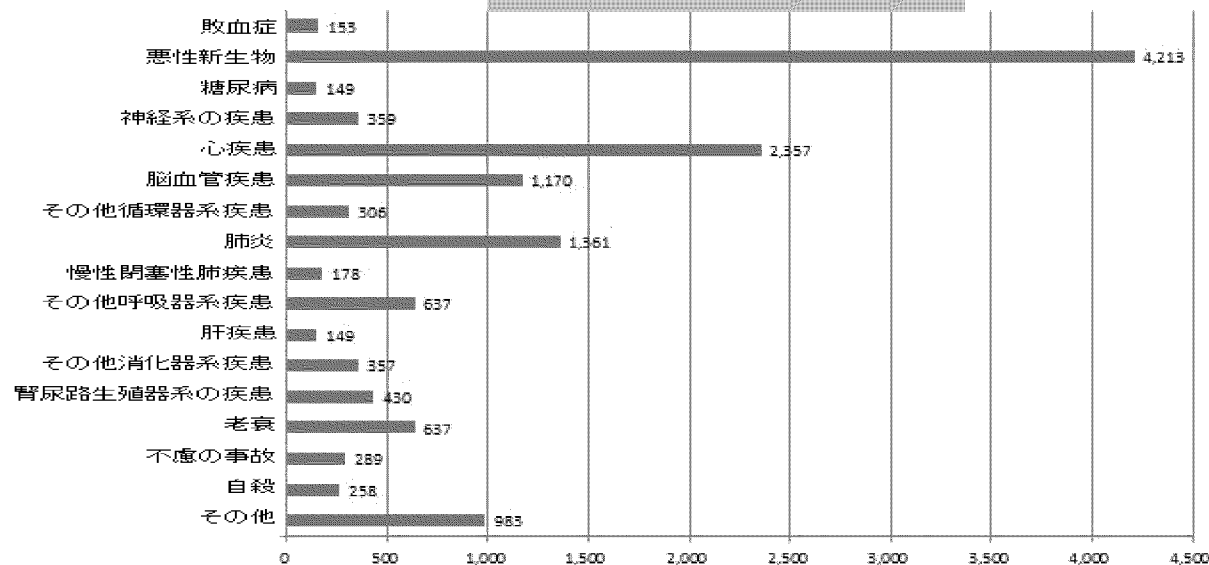
○総人口

この15年間でほぼ横ばいであるが、年少人口及び生産年齢人口が大きく減少する一方、高齢者人口は1.5倍に増加し、4人に1人が65歳以上となっている。

出典：京都市総合企画局情報化推進室情報統計担当

悪性新生物（がん）、心疾患、肺炎が上位3位を占めており、特に、悪性新生物（がん）については全体の30%を占め、市民の3人に1人ががんで亡くなっている。

主要死因(平成24年度)

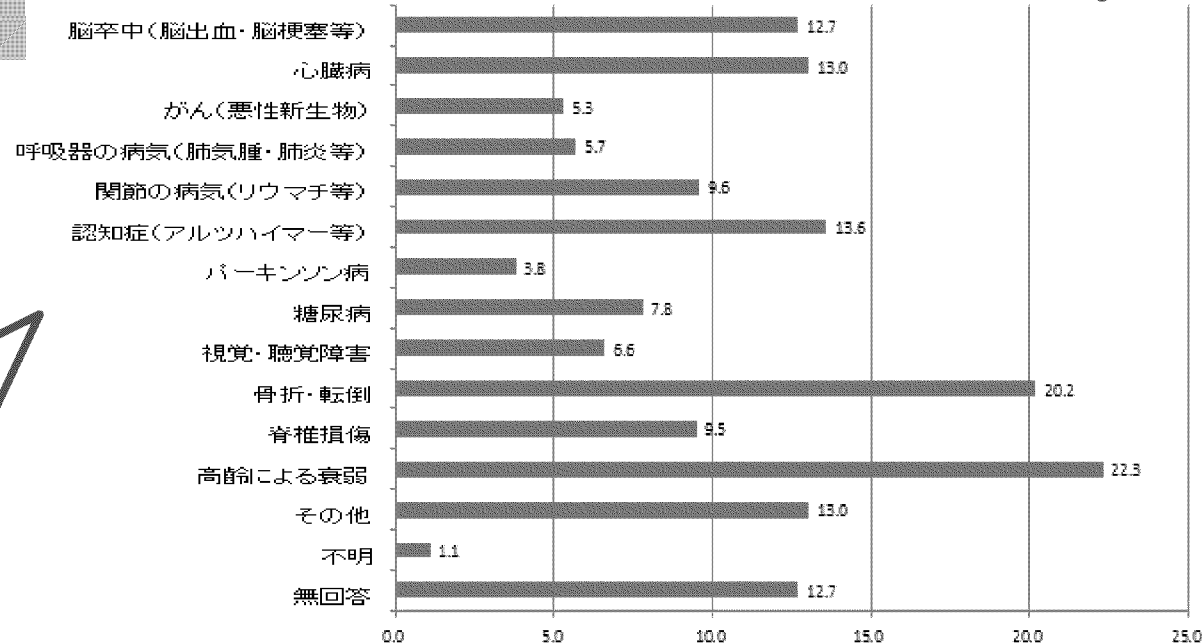


7

出典：厚生労働省「人口動態調査」

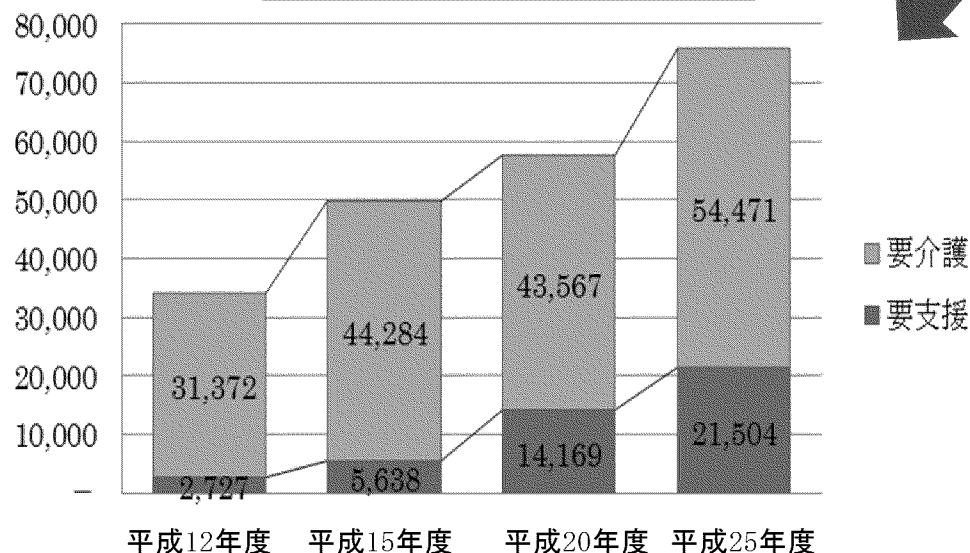
要介護（要支援）認定の原因

「高齢による衰弱」が
22.3%で最も高く、
次いで「骨折・転倒」が
20.2%となっている。



出典：平成25年度すこやかアンケート(高齢者の生活と健康に関する調査)

要介護高齢者数の推移

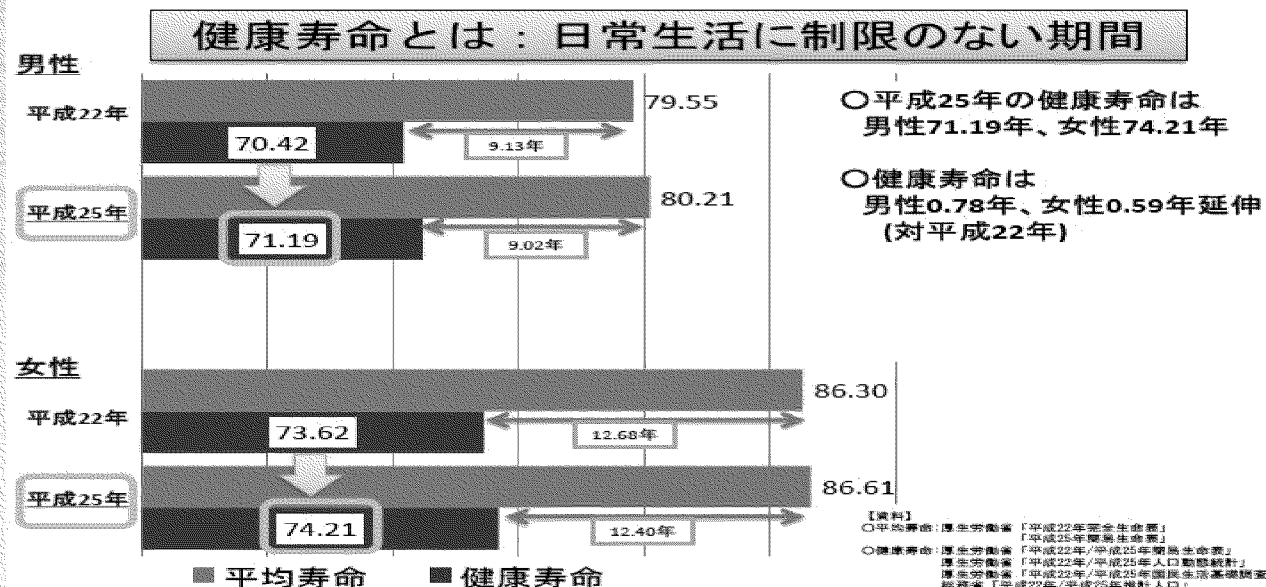


出典：京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課

第一号被保険者に占める認定者の割合は、政令市中6位と高位で推移している。

要介護高齢者数は、平成12年度の介護保険制度開始以後、高齢者人口の増加率を上回って増加している。

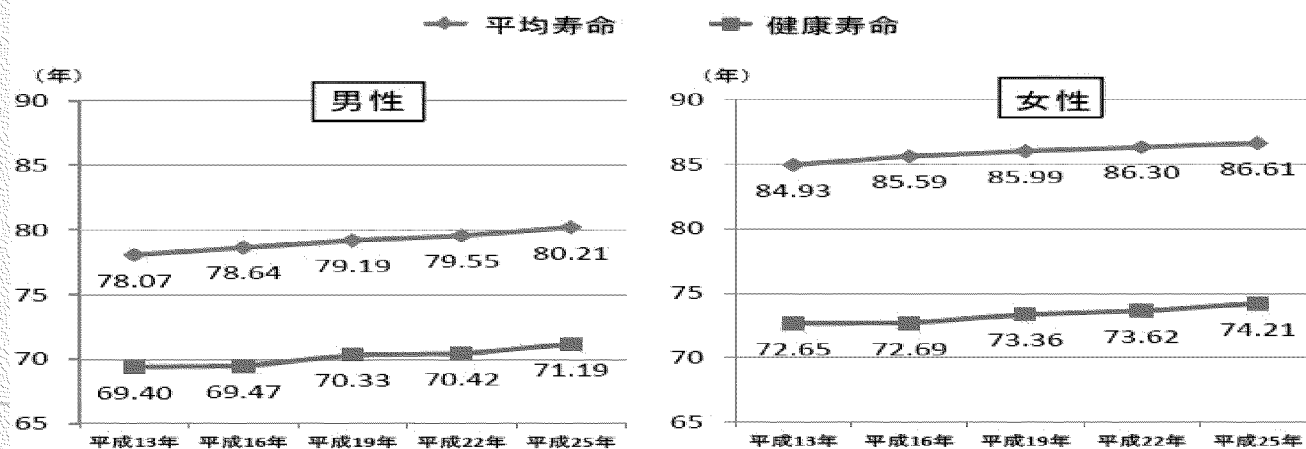
全国の健康寿命を取り巻く状況



※健康日本21(第二次)の目標：平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加(平成34年度)
 日本再興戦略及び健康・医療戦略の目標：「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸」(平成32年)

平成22年に比べ、
 平成25年において、
 ・男性 0.11歳、
 ・女性 0.28歳、
 平均寿命と健康寿命の
 差が縮まった

平均寿命と健康寿命の推移



【資料】平均寿命：平成13・16・19・25年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」

各政令市における健康寿命・平均寿命（平成22年度分）

単位：歳

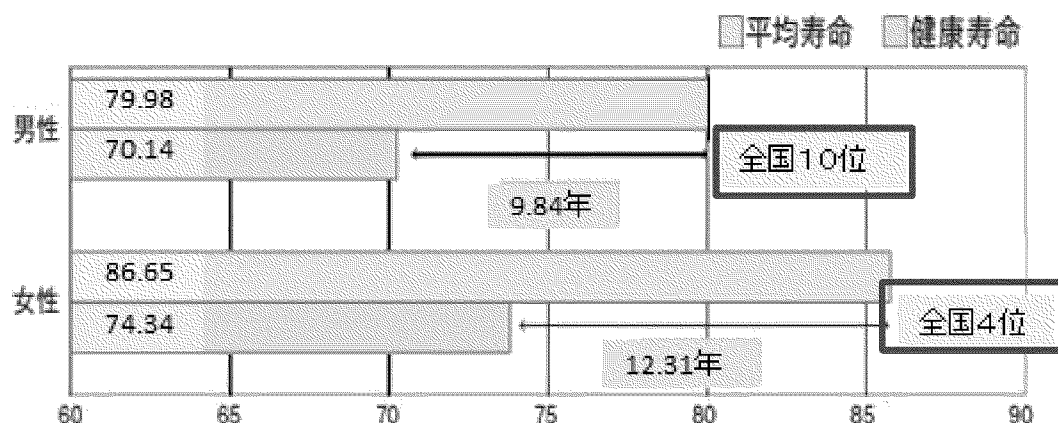
男性			女性		
都市名	健康寿命	平均寿命	都市名	健康寿命	平均寿命
浜松市	72.98	81.14	浜松市	75.94	86.57
千葉市	71.93	80.02	静岡市	74.63	86.56
さいたま市	71.5	80.09	仙台市	74.42	86.79
相模原市	71.43	80.56	京都市	74.34	86.65
静岡市	71.28	79.48	横浜市	74.14	86.79
横浜市	70.93	80.29	さいたま市	73.92	86.59
名古屋市	70.48	79.22	名古屋市	73.68	86.33
仙台市	70.42	80.49	相模原市	73.68	86.81
福岡市	70.38	79.84	新潟市	73.59	87.29
京都市	70.14	79.98	神戸市	73.33	86
神戸市	70.1	79.6	札幌市	73.18	86.59
広島市	70.01	79.9	千葉市	73.06	86.65
札幌市	69.55	79.79	川崎市	73.06	86.7
堺市	69.55	79	岡山市	72.71	87.22
新潟市	69.47	79.59	広島市	72.23	86.99
川崎市	69.29	79.92	北九州市	72.2	86.2
岡山市	69.01	79.6	大阪市	72.12	85.2
北九州市	68.46	78.85	福岡市	71.93	86.71
大阪市	68.15	77.4	堺市	71.86	85.82

※出典：厚生労働省科学研究費補助金〈循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業〉
分担研究報告書〈健康寿命の指標化に関する研究〉より。

健康づくりプラン中の
健康寿命は・・・

・ 男性 78.5歳

・ 女性 82.9歳



全国平均との比較

	平均寿命		健康寿命	
	男	女	男	女
全国	79.55	86.30	70.42	73.62
京都	79.98	86.65	70.14	74.34

健康寿命の算出

健康寿命の算出方法については、国において、主に次の2通りが公表されている。

<国>

○国民生活基礎調査の結果を基にした算出方法

国民生活基礎調査のアンケート結果を基に「日常生活に制限がある」と回答した人を「不健康」として算出する方

<京都市>

○介護保険の認定状況を基にした算出方法
介護保険の認定状況を基に要介護2以上の人を「不健康」として算出する方法

☞本市としては、次の理由から、「介護保険の認定状況を基にした算出方法」を京都市民健康づくりプラン（第2次）の全体目標に採用

- ・ 国民生活基礎調査のアンケートのデータには個人の主観等が入ること
- ・ 同調査の健康寿命算出に係るアンケート項目が3年に1回しか設定されないが、本市では、毎年、各事業に係る政策評価等の進ちょく管理を行う必要があること

国においては、3年に一度、国、都道府県、政令市の国民生活基礎調査の結果を基に算出した数値を公表している。

健康寿命延伸に向けた本市の取組

健康寿命の延伸

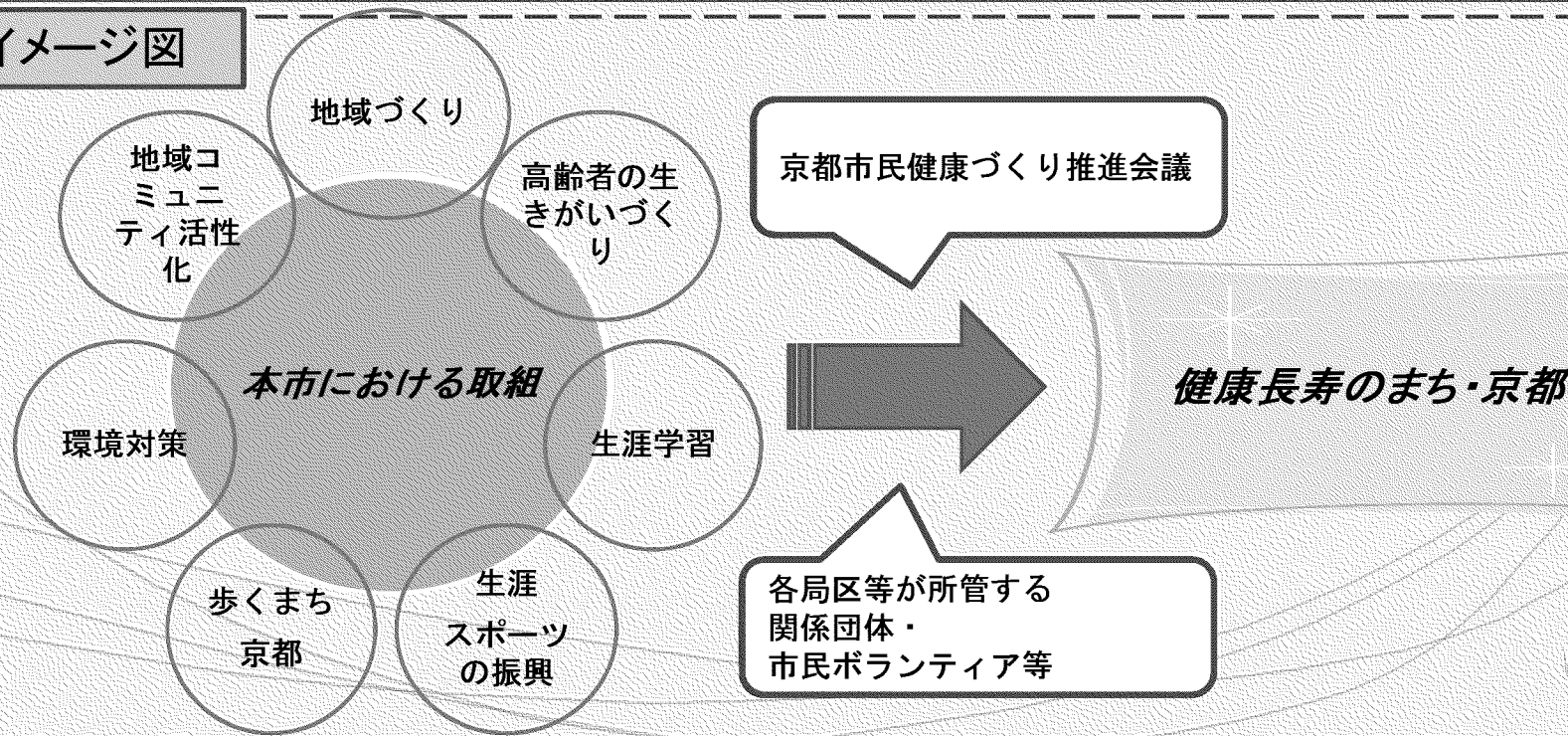
市民一人ひとりの生活の質を向上させるとともに、介護や医療に係る費用の軽減にもつながり、活力ある社会を実現させることになる。

しかし、市民の皆さん一人ひとりの具体的な行動につながりにくい現状が...

今後の本市における取組

- ・「自分にもできそうだ」と実感していただけるよう、具体的な行動へのハードルを下げる
 - ・地域の身近な仲間からの働きかけ
 - ・身近な健康づくりの場の環境整備
- ⇒ハード面、ソフト面の両面から市民の健康づくりを支援する環境整備や仕掛けづくりなどの取組を全庁横断的に進めていく。

イメージ図



参考 健康寿命を取り巻く状況

<本市>

平成25年3月 京都市民健康づくりプラン（第2次）策定

国が平成24年7月に発出した健康日本21（第2次）を踏まえ、「京都市民健康づくり推進会議」での議論や、パブリックコメントを経て、平成25年3月に、市民の健康寿命を延伸し、平均寿命に近づけることを全体目標とする「京都市民健康づくりプラン（第2次）」を策定した。以降、同推進会議において、同プランの進ちょく管理を行っている。

<国>

平成24年7月 健康日本21（第2次）策定

平成15年に策定された「健康日本21」に基づく取組成果を踏まえ、平成24年に、国民の健康増進に関する基本的な方針として、「健康日本21（第2次）」（計画期間：平成25年～34年度）が策定され、その中で、「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」が目標に掲げられた。

平成25年6月14日「日本再興戦略—JAPAN i s BACK—」策定

平成25年6月に、日本経済の再生に向けた3本目の矢として新たな成長戦略、「日本再興戦略—JAPAN i s BACK—」が閣議決定された。その中の「戦略市場創造プラン」において、国民の「健康寿命」の延伸を掲げ、健康寿命延伸産業の育成等を目指すこととされた。

平成26年6月24日「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—策定

平成26年6月に、アベノミクス「三本の矢」により始まりつつある経済の好循環を一過性のものに終わらせず、持続的な成長軌道につなげるべく、前年度の戦略を改訂し、「戦略市場創造プラン」テーマ1において、2020年までに国民の「健康寿命」を1歳以上延伸することを目標に掲げた。

<京都府>

平成26年6月～ 京都・健康寿命向上対策事業

持続可能な社会保障制度の確立を目指して、健康・予防事業の取組の強化を図り、府民の健康寿命を延伸させることを目的（府民の健康寿命を5年間で1歳延伸）とした「京都・健康寿命向上対策事業」を実施し、本市からは保健医療課長が委員として府民健康寿命向上推進協議会に参加している。